

集团的消費者被害回復制度等に関する研究会
報告書

平成 21 年 8 月

内閣府国民生活局

目 次

はじめに	1
第1 集団的消費者被害の状況	3
1. 消費生活相談事例	3
2. 具体的な被害事例の整理	3
第2 関連する国内制度の現状と評価	5
1. 消費者団体訴訟制度	5
2. 民事手続関係	6
(1) 選定当事者制度	6
(2) 少額訴訟	6
(3) 大規模訴訟に関する特則	7
3. 刑事手続関係	7
(1) 被害回復給付金支給制度	7
(2) 損害賠償命令制度	9
4. 行政手続関係	11
(1) 課徴金制度(独禁法、金商法、公認会計士法)	11
課徴金制度の趣旨・沿革	11
課徴金の算定方法	11
課徴金の徴収方法	12
運用状況等	12
(2) 緊急停止命令制度(独禁法、金商法)	13
5. その他特別な制度	14
(1) 振り込め詐欺救済法	14
第3 関連する諸外国の制度の状況	16
1. 関連する諸外国の制度の分類	16
2. 集合訴訟型	16
(1) オプト・アウト型	16
アメリカのクラス・アクション	16
アメリカのパレンス・パトリー訴訟	18
カナダ(オンタリオ州)のクラス・アクション	18
オーストラリアの代表手続	19
(2) オプト・イン型	21

ドイツの法的サービス法による集束的請求	21
フランスの共同代位訴権	22
オーストラリアの代表訴訟	22
スウェーデンの集団訴訟手続	22
(3) 併用型	23
ノルウェーのクラス・アクション	23
デンマークのクラス・アクション	24
(4) 二段階型	24
ブラジルのクラス・アクション	24
フランスの「グループ訴権」	25
3. 利益はく奪型	26
(1) 消費者団体等による利益はく奪請求制度 (ドイツ不正競争防止法)	26
(2) 行政庁による利益はく奪請求制度 (アメリカFTC、SEC、州権執行訴訟)	28
インジャンクション	28
排除命令 (cease and desist order)	30
civil money penalty	30
調査権限について	31
4. その他	32
(1) 集団的利益に関する損害賠償請求制度 (フランス)	32
(2) 集合的和解制度 (オランダ)	33
(3) ムスタ訴訟 (ドイツ)	34
第4 今後の検討の視点	35
おわりに	36
参考資料	40

はじめに

消費者庁は、消費者基本法第 2 条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務を行うことを任務とし、内閣府の外局として設置される。また、消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣等に建議する事務等をつかさどるものとして、内閣府に置かれる（参考 1）。

これら消費者庁及び消費者委員会の創設は、政府がこれまでの施策や行政の在り方を消費者基本法の理念から積極的に見直すという意味で、行政のパラダイムを転換し、真の意味での「行政の改革」を行うための拠点となるものである。これにより、「消費者の目線」に立って既存の制度を見直し、真に消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していかねなければならない。

現在、社会経済の構造的変革に伴い、消費者被害は複雑化・多様化の傾向を見せており、消費生活相談件数は依然として高水準のまま推移している。少額同種の被害が多発するという特性のある消費者被害においては、紛争解決に要する費用及び労力等との関係や消費者と事業者の間における情報や能力の非対称性などから、個々の消費者が自ら訴えを提起して被害の回復を図ることを断念しがちである。また、特に悪質な事案では、加害者の資産の隠匿又は散逸により、被害の回復が事実上困難になることがある。

こうした消費者被害の特性を踏まえ、実効的な集団的消費者被害の回復制度等の在り方について検討する必要がある。これについては、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会）や「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、被害者救済のための法的措置の検討を進めることも重要である旨記載されているほか（参考 2）、今次制定された「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則第 6 項においても、政府の検討課題として掲げられているところである（参考 1）。また、2007 年（平成 19 年）7 月に OECD 理事会で採択された「消費者の紛争解決及び救済に関する理事会勧告」においても、加盟各国に対し、事業者との取引から生じた消費者の経済的損害についての紛争解決及び救済の仕組みを提供するよう勧告されている（参考 3）。

以上の経緯を踏まえ、本研究会は、消費者庁及び消費者委員会の創設に先立ち、集団的消費者被害の回復等に関し、関連する我が国における現行制度及び諸外国の制度の内容及び運用状況について調査すること等を目的として開催さ

れた。その中では、消費生活相談件数に関するデータや集団的消費者被害事例の整理を行うとともに、関係省庁や研究者からの説明も聴取して、関連する我が国における現行制度の状況を把握するとともに、諸外国の制度についても、最近の動向を含めて幅広く調査し、制度設計に向けた今後の検討の視点に関する整理を行った。本報告は、これらに基づき、今後の議論の方向性について取りまとめたものである。

第1 集団的消費者被害の状況

1. 消費生活相談事例

独立行政法人国民生活センターが運営するP I O - N E T情報によれば、全国の消費生活センター等における年度別相談件数は、2003年度に150万件となった以降、100万件前後の件数であり、依然として高水準で推移している（参考4）。

その内訳は、取引に関するもので「電話情報サービス」「サラ金・フリーローン」「商品一般」等に関するものの割合が、安全・品質に関するもので「クリーニング」「自動車」「賃貸アパート・マンション」等に関するものの割合が、それぞれ上位となっている（参考4）。

また、相談された案件の金額は、例えば、「電話情報サービス」に関する相談については、消費者の契約金額が50万円未満のものが45.6%（ただし、1,000円未満が0.7%、1万円未満が6.0%、5万円未満が15.2%、10万円未満が11.4%、50万円未満が12.3%であるものの合計）、「賃貸アパート・マンション」に関する相談については、消費者の契約金額が50万円未満のものが39.1%（ただし、1,000円未満が0.1%、1万円未満が0.6%、5万円未満が5.8%、10万円未満が9.7%、50万円未満が22.9%であるものの合計）とそれぞれ全体の半数近くを占めるなど、比較的少額であるものが多い状況である（参考4）¹。

2. 具体的な被害事例の整理

集団的な消費者被害の回復制度等を検討するに当たっては、具体的にどのような事例を想定するかが議論の前提となり、この点に関する整理が必要である。消費者被害事例では同種事案が多発するといっても、契約内容が一律であること等により被害者及び被害内容の特定が容易である事案もあれば、製品事故が多発した場合のように、被害者及び被害内容の特定が困難な事案もあることにかんがみ、本研究会では、被害者の特定が容易か困難か、被害内容が定型的か個別性が強いかの視点で事案を整理したところ、参考資料5のとおりである。

損害賠償請求権の成立要件として、勧誘が違法であることや行為と損害との間に因果関係があることなどが必要なこともあり、これらは個別に認定していくことが原則であることからすると、被害者及び被害内容の特定

¹ もっとも、例えば、「サラ金・フリーローン」に関する相談については、消費者の契約金額が500万円未満のものが45.9%（ただし、1,000円未満が0.1%、1万円未満が0.3%、5万円未満が2.6%、10万円未満が1.5%、50万円未満が7.2%、100万円未満が6.6%、500万円未満が27.6%であるものの合計）であり、商品・役務の内容によっては相当の高額に及ぶこともある。

が容易であるからといって、それらの請求権の成立を容易に認めることができるとは限らないが、関係資料等により被害者が特定され、契約内容が一律であること等により被害内容も一律に認めることができるような場合もあり得る。また、いわゆる詐欺的商法の中には、破綻必至であるなど当該商法そのものに強い違法性ないし不当性があるため、公序良俗無効による不当利得返還請求権の成立が認められ、被害内容を一律に認めることができるような場合もあり得ると考えられる。こうした整理を踏まえ、今後具体的な制度設計に関する検討を行うべきである。

第2 関連する国内制度の現状と評価

1. 消費者団体訴訟制度

消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、不特定かつ多数の消費者の利益のために、事業者等の不当な行為について差止請求をすることができることとするものであり、平成18年の消費者契約法の改正により同法に導入され、平成19年6月の改正法の施行により制度の運用が開始されている。また、平成20年の消費者契約法等の改正により、差止請求の対象が景品表示法及び特定商取引法上の不当な行為にも拡張されている。

制度の運用開始後、現時点で7団体が適格消費者団体の認定を受け、差止請求権を行使するなど、消費者の利益擁護のための活動を行っている（参考6）。そのうち、訴えが提起されたものが6件あり、うち2件について判決が得られ、1件について訴訟上の和解が成立している（参考7）。請求の内容としては、契約条項に関するものが5件と多いものの、勧誘に関するものも1件ある。このほか、裁判外の差止請求権の行使により事業者が任意に行為を改善した例も見られ、裁判外の和解も1件成立している。また、こうした判決又は和解の内容については、消費者がその成果を利用して自己の紛争解決に役立てることを可能とする観点から、適格消費者団体からの報告（消費者契約法第23条第4項）に基づき、内閣総理大臣が情報を公表する（同法第39条第1項）こととされており、運用としては、内閣府のホームページに判決等の概要を掲載することとしている。

このような消費者団体訴訟制度の運用により、消費者利益の擁護に一定の成果が得られ始めていると考えられるが、差止請求に係る判決や和解が得られた事案であっても、当該事業者等による過去の同一の行為に関する個々の消費者の被害の回復が図られているかは不明である。この場合、個々の消費者が当該事業者等に対し、自ら損害賠償請求権や不当利得返還請求権等に係る訴えを提起して被害の回復を図ることも本来は考えられるところであるが、費用や労力等との関係から、個々の消費者が訴えを提起してその権利の実現を図ることを期待することが困難な場合も少なからずあると考えられ、その場合、結果的に当該事業者等に多額の利得が残る可能性がある。こうした場合における個々の消費者の権利の実現の実効性を高める方策について、さらに検討する必要がある。また、権利の実現の実効性を高めることは、被害の回復のほか、違法行為に対する効果的な抑止手段ともなり得ることにも留意すべきである。

なお、適格消費者団体が差止請求権を行使した事例の中には、事業者等による過去の行為による個々の消費者の被害の回復をも内容とする和解が

成立した案件があり（参考 8）、運用として注目される。

2. 民事手続関係

(1) 選定当事者制度

選定当事者制度は、多数の当事者の関与する訴訟において、共同の利益を有する多数者（選定者）の中から代表者（選定当事者）を選んで訴訟進行権を授与し、選定者全員のために当事者として訴訟を進行させる制度である。

平成 8 年の民事訴訟法改正では、選定当事者制度を利用しやすくし、その一層の活用を図る観点から、係属中の訴訟の当事者でない者がその訴訟の当事者を選定当事者として選定することができることとされた（同法第 30 条第 3 項）。これにより、例えば、共通の原因に基づく被害者が多数存在するが、それぞれの被害額が少額であるという類型の訴訟においても効果を発揮することが期待されたものである。

この民事訴訟法改正後の状況に関し、客観的な調査等が存在するわけではないが、選定当事者制度が利用された件数は少数に止まるとともに、上記のような共通の原因に基づく被害者が多数存在するような事案で利用されているというわけでもない模様である。その理由等は必ずしも明らかではないが、選定当事者制度を利用することによる共同訴訟の簡素化・単純化の効用は、共同訴訟形態で共通の訴訟代理人を選任することによってもある程度達成することができると考えられることや、選定当事者制度は、例えば、入会権に関する訴訟の場合のように、選定者と選定当事者とが相互に知り合うような関係がある場合には利用されやすいと考えられるが、集団的な消費者被害事案では、被害者が広範にわたるため、相互に知り合うような関係が希薄であり、入会権に関する訴訟におけるような前提を欠くこと等が考えられる。

(2) 少額訴訟

少額の紛争について、紛争額に見合った時間と費用と労力で解決を図ることができるように、手続をできる限り簡易迅速にした「少額訴訟」が平成 8 年の民事訴訟法改正で創設されている²。その訴訟手続については、原則として一回の口頭弁論期日だけで審理を完了し（同法第 370 条第 1 項）、即時に取り調べることができる証拠に限定した証拠調べをし（同法第 371 条）、原則として審理の終了後直ちに判決言渡しをする（同法第 374 条第 1

² 対象となる事件について、平成 8 年改正時は訴額が 30 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする事件であったのが、平成 15 年改正により、訴額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする事件とされている。

項)といった審理に関する特則を設け、手続を簡易・迅速なものとしている。

この少額訴訟の新受訴件数は、制度の運用が開始された平成 10 年以降、近年ではやや減少傾向にあるものの、基本的には増加して推移してきており(参考 9) 少額紛争において相応に利用されているものと考えられる。

ただし、少額訴訟は、もともと一般市民が訴額に見合った経済的負担で、迅速かつ効果的な解決を裁判所に求めることができるようにすることを目的とした制度であり、消費者被害事案でも、争点が複雑であったり、当事者が多数に及ぶ場合を念頭に置いた制度ではなく、実際にも、そのような事案においてどの程度利用されているかは必ずしも明らかではない。

(3) 大規模訴訟に関する特則

平成 8 年の民事訴訟法改正では、当事者が著しく多数であって、かつ、尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である大規模訴訟について、受命裁判官が裁判所内で証人等の尋問をすることができることとする(同法第 268 条)とともに、合議体の人数を 5 人とすることができる(同法第 269 条)旨の規定を設けている。

これは、大規模訴訟において迅速な紛争解決を図ることを目的とするものであり、集団的な消費者被害事案においても利用されることが期待されるが、消費者関係訴訟においての利用状況は必ずしも明らかではない。

3. 刑事手続関係

(1) 被害回復給付金支給制度

被害回復給付金支給制度は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(以下「組織的犯罪処罰法」という。)により犯人からはく奪(没収・追徴)した「犯罪被害財産」³を金銭化して、「給付資金」⁴として保管し、そこからその事件により被害を受けた者などに給付金を支給する制度である。

³ 詐欺、高金利受領(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第 5 条第 3 項)といった「財産犯等」の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又はその財産の保有や処分に基づき得た財産(組織的犯罪処罰法第 13 条第 2 項)。

⁴ 組織的犯罪処罰法第 13 条第 3 項(財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合に犯罪被害財産を没収することができることを定めたもの)の規定により没収された犯罪被害財産を換価等することにより得られた金銭や、同法第 16 条第 2 項(財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合に犯罪被害財産の価額を追徴することができることを定めたもの)の規定により追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭などで、検察官が保管するもの。

平成 18 年の改正前の組織的犯罪処罰法は、犯罪被害財産について、被害者の犯人に対する損害賠償請求権等の実現を優先させるため、その没収や価額の追徴を全面的に禁止していたが、そうした損害賠償請求権等を十分に行使することができないような事案においては、結果として、犯人に不法な利益である犯罪収益を保有させかねない事態が生じていた。また、暴力団の関係者らにより組織的かつ大規模に展開されたいわゆるヤミ金融事犯の犯罪被害財産の一部がスイスの銀行に隠匿され、これがスイスの当局によって没収されるという事態が発生したことから、スイスからその財産を譲り受けた上、当該事案の被害者の財産的被害の回復に充てる必要があると考えられた。

こうした状況を踏まえて、犯罪収益のはく奪の徹底を図るとともに、はく奪した犯罪収益は被害者に由来するものであるので、これを当該事案の被害者の被害回復に充てることとすべく、平成 18 年の組織的犯罪処罰法の改正及び「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」の制定により、犯罪被害財産について、犯罪が組織的に行われた場合や、偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人からはく奪（没収・追徴）することができるようにするとともに、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化して、給付資金として保管し、そこからその事件により被害を受けた者などに給付金を支給することとされた。

被害回復給付金の支給は、検察官が主体となり（実務的には、当該支給手続の対象となる事件を取り扱った地方検察庁に所属する検察官が行うのが通常の取扱いになるものと考えられる。）没収・追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為（犯罪行為がマネー・ローンダリング等である場合にはその前提となっている対象犯罪行為）の被害者及びこの対象犯罪行為と一連の犯行として行われた対象犯罪行為の被害者を支給の対象者としている。

犯罪被害財産の没収・追徴の裁判が確定した場合には、検察官は、被害回復給付金を支給する対象となる対象犯罪行為である支給対象犯罪行為の範囲を定め（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 5 条第 1 項）当該裁判について執行が必要な場合には、没収した財産の占有の取得、追徴に係る債権の取立て等の裁判の執行を指揮し、また、没収した財産が金銭ではない場合には、これを換価するなどして、没収した犯罪被害財産又は追徴したその価額が金銭化されたもの（給付資金）を保管するに至ると、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（犯罪被害財産支給手続）を開始する旨の決定をする（同法第 6 条

第1項本文)。検察官は、手続の開始を決定したときは、直ちに、支給対象犯罪行為の範囲、給付資金の額、支給申請期間等を官報により公告するとともに、支給対象犯罪行為の対象被害者又はその一般承継人であって知っているものに対し、当該公告した事項を通知しなければならない(同法第7条第1項、第3項)。被害回復給付金の支給を受けようとする者は、公告された支給期間内に、資料を添えて検察官に申請をし(同法第9条第1項)。検察官は、当該申請を審査した上、その者が被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当するか否か等の裁定を行わなければならない(同法第10条、第11条)。すべての裁定等が確定したときは、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対して、被害回復給付金の支給をしなければならない(同法第14条第1項)。支給する額は、基本的には犯罪被害額であるが、資格裁定を受けた者全員の犯罪被害額を合算すると給付資金の額から手続に要する費用等を控除した額を超過する場合には、その額をそれぞれの犯罪被害額に応じて按分した額を支給する(同条第2項)(参考10)。

この制度は、平成18年12月1日から制度の運用が開始されており、平成21年8月1日までに支給手続が開始された件数は、11件である。

被害者による個々の損害賠償請求権等の行使とは別に、行政が主体となり、はく奪した財産によって形成される一定の資金を原資として給付金を支給し被害回復を図る制度であり、我が国における不当な収益のはく奪及び被害者救済制度の先行的な例として参考になる。消費者被害事案の中には、この制度の対象となる場合もあり得るため、その場合に被害回復の機能を果たすことが期待されるが、対象とならない消費者被害事案も多いことからすると、この制度とは別に消費者の権利の実効性を高め被害回復を図る制度を検討する必要があると考えられる。

(2) 損害賠償命令制度

損害賠償命令制度は、一定の犯罪に係る刑事被告事件の被害者等が、当該被告事件の係属する刑事裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申立てをすることができることとし、当該裁判所が、被告事件について有罪の言渡しをした後、最初の審理期日において、当該被告事件の訴訟記録を取り調べた上、原則として4回以内の期日において審理を行い、決定によりその申立てについての裁判をする制度である。この制度は、平成19年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(以下「犯罪被害者等保護法」という。)が改正され、犯罪被害者等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用して簡易迅速に解決すべく、その損害賠償請求に係る裁判手続の

特例として導入されたものであり、平成 20 年 12 月 1 日から制度の運用が開始されている。

損害賠償命令の申立てをすることができるのは、刑事被告事件に係る犯罪により直接の害を被った者である被害者又はその被害者が死亡した場合における相続人等の一般承継人であり、請求できる権利は、刑事被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求権とされている。また、対象犯罪は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や強姦罪、誘拐罪等とされており、これは、被害者等が典型的に身体的・精神的に疲弊して、通常の民事訴訟を提起することが困難であると思われる犯罪であって、救済の必要性が強く認められ、かつ、刑事手続において認定された事実を基に簡易迅速な手続で民事上の請求についての判断をすることができると考えられることによるものである⁵（犯罪被害者等保護法第 17 条第 1 項）。

損害賠償命令の申立てについての審理及び裁判は、刑事被告事件を審理した刑事裁判所がそのままこれを担当するが、刑事裁判中は一切損害賠償命令事件の審理は行われず（同法第 20 条第 1 項）、原則として、有罪の言渡しがあった直後に、最初の審理期日が開かれる（同法第 24 条第 1 項）。審理は、当事者を審尋することもできる簡便な任意的口頭弁論の手続によって行われ（同法第 23 条）、裁判所は、最初の審理期日において、刑事被告事件の訴訟記録を取り調べなければならず（同法第 24 条第 4 項）また、原則として 4 回以内の審理期日において、審理を終結しなければならない（同条第 3 項）。損害賠償命令の申立てについての裁判は、決定によるものとし（同法第 26 条第 1 項）、これが確定した場合には確定判決と同一の効力を有することになり（同法第 27 条第 5 項）、裁量的に仮執行宣言を付することもできる（同法第 26 条第 2 項）。損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議が申立てられた場合には、当該裁判は仮執行宣言が付されたものを除いて効力を失い（同法第 27 条第 4 項）、損害賠償命令の申立てに係る請求について訴えの提起があったものとみなされて通常の民事訴訟手続に移行して審理が行われる（同法第 28 条）（参考 11）。

犯罪被害者等による損害賠償請求について、刑事手続の成果を利用する

⁵ 自動車運転過失致死傷罪（業務上過失致死傷罪）については、過失割合が問題となるような事案においては、交通関係の民事訴訟については、過失割合等の審理に時間を要しており、専門部、集中部が設けられている裁判所も現に存在するなど、専門的な判断を要する事項が多いものと思われることなどから、財産犯については、盗品が犯人の手元にあれば、被害者還付の規定による返還が可能であり、犯人に資力がある場合には、公判中に被害弁償がなされることも相当程度期待できることなどから、この制度の対象犯罪とはしないこととされた。

ものであり、多くの犯罪被害者等にとって、これまでの制度の下で損害賠償の請求をすることについては、高い費用と多くの労力・時間を要すること、独力では証拠が十分に得られないことなどの様々な困難があるなどの指摘がされていたことなどを踏まえ、犯罪被害者等の被害回復の実効性を高めようとする制度として、参考になる。

4．行政手続関係

(1) 課徴金制度(独禁法、金商法、公認会計士法)

課徴金制度の趣旨・沿革

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独禁法」という。)、金融商品取引法(以下「金商法」という。)及び公認会計士法には、規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するための行政上の措置として、行政庁が違反者に金銭的不利益を課す制度(課徴金制度)が導入されている。

独禁法上の課徴金は、昭和52年改正により導入された。西ドイツの秩序違反に対する制裁金制度から着想されたといわれているが、賦課に際しての当局の裁量を排除するなど独自の制度となっている。平成3年及び平成17年には、EUや米国の動向をふまえ算定率の引上げや対象となる違反行為類型の拡大等が行われた。現在、支配型の私的独占、不当な取引制限について課徴金が規定されている。さらに、平成21年改正により、排除型私的独占、不公正な取引方法のうち不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用についても、課徴金が規定されることとなった。

金商法上の課徴金は、平成16年の証券取引法改正により導入され、平成17年及び平成20年に課徴金の金額水準の引上げや対象範囲の拡大が行われた。現在、インサイダー取引、相場操縦等の不公正取引、継続開示書類や発行開示書類等の虚偽記載及び不提出について、課徴金が規定されている(参考12)。

公認会計士法上の課徴金は、平成19年改正により導入され、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして証明した場合に課徴金を規定している。

課徴金の算定方法

課徴金の算定方法は、独禁法は、違反行為に係る売上額等に法定の算定率を乗じて算定する方法をとっているところ、平成17年改正により、算定率を引き上げている。同改正以前は、カルテル等による不当利得相当額を徴収するものとして算定率を定めていたが、違反行為が後を絶たず、算定

率が違反行為防止の観点から不十分と考えられたので、違反行為防止の実効性を確保するため、カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収することができるものとし、算定率を引き上げた。また、再度の違反の場合算定率を増加し、早期解消の場合は軽減するほか、自主的に申告した者に対して課徴金を減免する制度を導入している。なお、違反行為について罰金が科された場合には、罰金額の半額に相当する額を課徴金額から控除することとされているが、損害賠償や不当利得との調整は行われない。

金商法においても、課徴金額は法定されており、再度の違反者は加算され、自主的に報告した者は減額される。罰金や没収が科された場合には、不公正取引については没収・追徴相当額を課徴金額より控除し、継続開示書類の虚偽記載の場合には罰金相当額を課徴金より控除することとされている。

課徴金の徴収方法

課徴金を課す手続は、独禁法では、公正取引委員会が事前手続を行った上で、課徴金納付命令を行う。不服がある者は、審判を請求することができ、審決に不服がある時には、東京高等裁判所に審決の取消しの訴えをすることができる。課徴金を納付しない場合には、国税滞納処分の例により、徴収できるとされている。

金商法では、証券取引等監視委員会が調査を行い、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告をし、金融庁長官は、審判官が審判手続を経たうえで作成した課徴金納付命令決定案に基づき、課徴金納付命令を行う。課徴金を任意に納付しない場合には、金融庁長官が執行力のある債務名義と同一の効力を有する執行命令を下し、民事執行法等の規定に従って執行する。国税滞納処分の例によらないのは、課徴金請求権が市場参加者の損害賠償請求権に優先することを避けるためとされている。

運用状況等

運用状況は、公正取引委員会は、430名ほどが課徴金の算定を含む違反事件の審査を担当している。独禁法上の課徴金について、平成18年度は13件158名に対し92.7億円、平成19年度は20件162名に対して112.9億円、平成20年度は11件87名に対して270.3億円の納付を命じており、金商法上の課徴金については、平成18事務年度は13件、19事務年度は31件、20事務年度は18件の納付命令がなされている（参考13）。

課徴金制度は活発に運用されており、消費者被害のなかにも、課徴金の対象となる違法行為により生じたものがあるので、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪する制度として機能している。しかしながら、課徴金の対象とならない違法行為による消費者被害も存在し、また

課徴金は国庫に納付され、課徴金納付の対象となった違法行為により被害を被った消費者の被害の回復がなされる制度とはなっていない。課徴金を被害者に配分することの可否については、課徴金は違法行為を抑止するための行政上の措置であり、損害賠償とは性質を異にするから、被害者に配分することはできないとの考えがある一方、課徴金を被害者に配分することも法制的には可能であるという意見も一部にはあった。もっとも、被害を被るのは消費者に限られないこと、被害者及び被害金額の特定が困難な場合があり、特定が可能であっても 1 人あたりの被害金額が少額にすぎて實際上配分が困難な場合がありえ、配分するためには検討すべき問題点が多い。また、課徴金制度の運用のためには、調査や審判などを遂行するため相当の体制整備が必要であることにも留意すべきである。

(2) 緊急停止命令制度(独禁法、金商法)

独禁法の禁止規定に違反する疑いのある行為によって回復し難い侵害がもたらされることを回避するために、公正取引委員会は緊急の必要がある場合、東京高等裁判所に当該行為の一時停止等を求めることができる(独禁法第 70 条の 13)。同趣旨の規定は、昭和 22 年の同法制定時から存在しており、英米法のインジャンクションにならって導入された制度と言われている。公正取引委員会による排除措置命令が違反排除の本案に当たるのに対して、その仮処分命令に当たるもので、排除措置命令まで待つと競争秩序が侵害され回復し難い状況に陥ることを避けるためのものである。この裁判は非訟事件手続法により行われる。緊急停止命令に違反した者は 30 万円以下の過料の制裁に処せられる。

また、金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為を行い又は行おうとする者に対して、緊急の必要性があり、公益及び投資者保護のため必要かつ適切と認められる場合に、金融庁長官及び証券取引等監視委員会が裁判所に対し違反行為の禁止・停止を命令するように申立をすることができる(金商法第 192 条)。同趣旨の規定は、昭和 23 年の証券取引法制定時から存在し、英米法におけるインジャンクションの制度になったものと言われている。違反行為があってはじめて処分や罰則の問題が生ずるというのでは、投資者保護などの点で必ずしも十分ではないので、事前にそのような行為を防止し又はすでに行われている場合には行為をやめさせることで、投資者保護を図るものである。この裁判は、非訟事件手続法により行われ、被申立人の住所地の地方裁判所が管轄する。違反した場合には 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科がされる。

独禁法上の緊急停止命令は、現在まで 7 件の申立事例があり、4 件が認容、1 件が一部認容、2 件が取下げにより終結しており、平均審理日数は 40 日

である。金商法上の緊急停止命令については、運用の実例はない模様である（参考 14）。

これらの制度は、行政庁が裁判所に申立てをし、裁判所が行為の禁止や停止を命じる手続である点で、多数の消費者に被害を生じさせる違法行為を抑止する制度を検討するに当たって参考になる。もっとも、これらの緊急停止命令において、金銭の徴収を行うことはできないと解されるから、不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度については、別途検討が必要である。

5．その他特別な制度

(1) 振り込め詐欺救済法

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下「振り込め詐欺救済法」という。)は、平成 19 年に成立し、平成 20 年 6 月から施行されている。振り込め詐欺等の振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続を定めるものである。

その手続は概ね以下のとおりである（参考 15）。

- ・ 振込先となった口座や振込先からの資金の移転先の口座について、金融機関が取引等を停止する。
- ・ 金融機関は、預金保険機構に対して債権消滅手続開始公告を求め、預金保険機構は公告をインターネットの利用により行う。一定の期間内に名義人等による権利行使の届出又は強制執行等がない場合には、預金等債権は消滅する。
- ・ 預金等債権の消滅後、金融機関は、預金保険機構に対して支払手続開始公告を求め、預金保険機構は支払手続開始公告をインターネットの利用により行うほか、金融機関は、被害者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため必要な情報提供等を行う。
- ・ 支払の申請をした者に対して、金融機関が支払の決定を行い、被害回復分配金を支払う。
- ・ 金融機関は手続終了公告を預金保険機構に求め、預金保険機構は手続終了公告を行う。

金融機関は消滅した預金等債権が 1,000 円未満である場合など支払手続が行われなかった場合の消滅した預金等債権の額や被害回復分配金の支払をした残余の額の金銭を預金保険機構に納付する。この金銭のうち口座名義人の権利救済にあてるための主務省令で定める割合の額を除いて、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとされている（ただし、現在

全額が控除され、犯罪被害者等の支援の充実のための支出は行われていない。)。なお、消滅した預金について、犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由がある場合、名義人等に金融機関は支払をすることとなっている。被害者が、損害の全部について賠償を受ける等で被害が填補されている場合には、被害回復分配金の分配は受けられない。被害回復分配金の支払を受けた場合には、支払を受けた額の限度において損害賠償請求権等は消滅する。

平成 20 年度には、権利消滅手続開始公告は 16 回、支払手続開始公告は 11 回、手続終了公告は 9 回行われ、終了事件についてみると、消滅した預金等の額は 11 億 7747 万 4342 円であり、このうち被害者へ 6 億 5704 万 3551 円が支払われており、預金保険機構への納付予定額は、5 億 2043 万 0791 円となっている（参考 16）。

消費者被害のなかには、振込利用犯罪行為により発生するものがあり、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度として機能しているといえる。今後、新たな制度を検討するに当たって、分配方法、分配金と損害賠償請求権との関係、少額で分配が困難な場合や残余が生じた場合の処理等について参考になる。

第3 関連する諸外国の制度の状況

1. 関連する諸外国の制度の分類

関連する諸外国の制度を検討するにあたり、どのように分類して検討するかは、種々の方法があり得るが、ここではさしあたり、主として権利の性質及び手続構造に着目し、個別の被害者の権利を何らかの形で糾合して請求する訴訟手続（集合訴訟型）、個別の被害者の権利とは別に、加害者の利益はく奪等を行う手続（利益はく奪型）、その他手続の特別規定を定めるものに分類する。さらに、集合訴訟型については、個別の権利者の授権ないし届出等を要しないオプト・アウト型、授権ないし届出等を要するオプト・イン型、両者の併用型、責任原因に関する判断と個々の権利者の損害賠償額等の個別争点についての判断を分けて二段階とする制度を二段階型として、それぞれ分類する。⁶

2. 集合訴訟型

(1) オプト・アウト型（アメリカのクラス・アクション、パレンス・パトリ訴訟、カナダのクラス・アクション、オーストラリアの代表手続（参考17）

（制度の概要）

アメリカのクラス・アクション

クラス・アクションとは、共通点をもつ一定範囲の人々（クラスという）を代表して一人又は数名の者のために原告として訴えまたは、訴えられるという訴訟形態をいう。連邦民事訴訟規則において定めるクラス・アクションのほか、各州においても、州法によるクラス・アクションが存在する。

連邦民事訴訟規則においては、クラスの個々の構成員により若しくはそれに対して個別に訴えを提起することが、(A)クラスの個々の構成員との関係で裁判の不一致若しくは相違が相手方当事者に矛盾した行動を命じることになる場合や、(B)クラスの個々の構成員との関係で裁判が実際には他の構成員で裁判の当事者でない者の利益の処分となり若しくはその者の利益の主張を実質的に害し又は妨げることになる場合〔(b)(1)型〕、クラスの相手方当事者がそのクラスの全体に関わる理由から、ある作為をなし若しくはそれをなす事を拒んでいるために、クラス全体との関係で最終的な差止めによる救済又は、クラス全体に対応した宣言による救済が適切な場合〔(b)(2)型〕、裁判所が、クラス構成員に共通する法律又は事実に関わる

⁶ オプト・イン型とするか、オプト・アウト型とするかと、二段階型とするかは、次元の異なる問題であり、二段階型とオプト・イン型あるいは、オプト・アウト型を組み合わせることは可能である。

問題が各構成員個人にのみ関わる問題に優越すると認め（共通争点の支配性）、かつクラス・アクションが紛争の公正で効果的な裁判のための他の方法より優れていると認めた場合（手段としての優位性）〔(b)(3)型〕の3つの類型が規定されている。

連邦民事訴訟規則に規定される一般的な制度であるため、請求の対象、内容には制限がないが、クラスが多数ですべての構成員を併合することが実際には困難である（多数性）、クラスに共通する法律上若しくは事実上の問題があり（争点の共通性）、代表当事者の請求若しくは防御がクラスの請求若しくは防御の典型をなすものであり（代表の請求の典型性）、代表となった当事者がクラスの利益を公正かつ適切に主張することができる場合（代表の適切性）が認められることが必要であり、裁判所がかかる要件を満たすものをクラス・アクションとして訴訟追行することを認証する制度となっている。

クラス・アクションの判決は、クラスに有利と不利とを問わずクラス構成員に及ぶが、(b)(3)型については、クラス構成員の申出によりクラスから除外されるというオプト・アウトの権利を認めなければならないとされている。オプト・アウトした場合には、オプト・アウトした者には判決の効力は及ばない。オプト・アウトの権利を保障するため、(b)(3)型のクラス・アクションにおいては、クラスの構成員に対し、合理的な努力により特定可能な全ての構成員に個別的通知をすることを要するとされている。通知はクラス代表者が行うが代理人弁護士と成功報酬制契約をしているために、代理人弁護士が費用を立て替えているのが通常である。なお、裁判所は相手方に通知をさせることや、通知費用を相手方に負担させることもできる。

大多数の事案が和解等によって解決していると言われており、その適正化のために裁判所の認可等の手続がおかれている。また、クラス構成員には、和解案を通知する必要があるが、(b)(3)型においては、改めてオプト・アウトの機会を保障する必要がある。

一部の州裁判所がクラス・アクションを容易に認めるという問題があり、企業は、陪審による巨額賠償をおそれて和解せざるを得ず、その場合、個々の消費者は当該企業の製品やサービスを利用する際に使用できるわずか数ドルのクーポンを受け取るだけであるのに、弁護士が巨額の報酬を得ているという批判がなされていた。そこで、2005年にクラス・アクション適正化法が制定され、連邦裁判所の管轄が拡大されたほか、弁護士の成功報酬の算定基準をクーポンの額面ではなく、現実に行使ないし換金されたクーポンの価額を基礎に算定すること等を定め、クーポン和解および弁護士報

酬について裁判所の承認を要するとしている（連邦民事訴訟規則が適用されない州法によるクラス・アクションにも適用される。）

多数の運用実績があり、証券訴訟、不法行為訴訟、消費者訴訟、環境訴訟、公民権訴訟などに多く用いられ、詐欺的な販売方法や購入商品の欠陥により被害を受けた消費者が損害を回復するためにも活用されている（参考 20）

アメリカのパレンス・パトリー訴訟

パレンス・パトリー訴訟とは、主として、アメリカの各州に在籍する行政官である司法長官が、州内に居住する市民の利益を保護するために被害を与えた行為者に対して差止めあるいは損害賠償を求める訴訟をいう。クラス・アクションやオーストラリアの代表手続と異なり、州の司法長官という職務上の代表性を持つ者が訴訟追行者となっている。なお、パレンス・パトリー訴訟とは別に、州の司法長官が、州法等の特別の規定に従って、裁判所に申立てをし、違法行為の差止め、原状回復、違法収益の吐出しなどを求める「州権執行訴訟」が存在する。

パレンス・パトリー訴訟については、元来コモンローの権威に由来するものであるが、独禁法分野については、連邦法であるハート・スコット・ロディーノ法によって規定が設けられている。なお、今日では、むしろ、州権執行訴訟が多く用いられるようになってきている模様であり、パレンス・パトリー訴訟として訴訟を提起するのは、独禁法や証券取引など特定の分野に限られていると言われている。

パレンス・パトリー訴訟においても、クラス構成員はオプト・アウトの権利が認められており、オプト・アウトしないクラス構成員に判決の効力が及ぶ。クラス構成員への通知は、新聞、雑誌、ウェブサイト、店頭への掲示等の公告によるものも認められている。通知費用は、被告に負担させる例が多いと言われている。

ハート・スコット・ロディーノ法によるパレンス・パトリー訴訟については、統計的手法やサンプル調査、合理的な推計方法により全体の損害を認定できる旨規定されている。また、パレンス・パトリー訴訟も、独禁法や証券取引の分野では、消費者被害事案にもある程度活用されている。

カナダ（オンタリオ州）のクラス・アクション

カナダ（オンタリオ州）では、1992年にクラス訴訟法が制定された。

一般的な制度として規定されているため、請求の対象、内容には制限がないが、識別可能な2名以上のクラスであること、争点の共通性、代表の適切性、クラス・アクションによることが訴訟手続きとして望ましいこと（米国における手段としての優位性及び共通争点の支配性の要件を含んで

いるとされている。)といった要件を満たすものについて、クラス・アクションとして訴訟追行することを認証する制度となっている。

クラス・アクションの共通争点に関する判決は、クラスに有利と不利とを問わずクラス構成員に及ぶが、クラス構成員には、オプト・アウトの権利が認められている。オプト・アウトした場合には、オプト・アウトした者には判決の効力は及ばない。クラスの構成員に対し、クラス認証等について通知がなされるが、実行可能な通知で足りるとされており、新聞広告、ウェブサイト、テレビ広告などの方法も認められているほか、裁判所は通知を免除することもできる。通知はクラス代表者が行うが、代理人弁護士と成功報酬制の契約をしているために、代理人弁護士が費用を立て替えているのが通常である。なお、裁判所は相手方に通知をさせることや、通知費用を相手方に負担させることもできる。

個別争点や損害額の認定方法についての特別の規定があり、責任総額を合理的に算定できるのであれば、総額査定ができる。この場合、クラス構成員の一部又は全員に平均的又は割合的に共有されるように充当する決定ができる。その際、特別手続を定め請求期限を設けて請求させ、配分額を決めることもできる。また、共通争点の判断後、裁判官・弁護士等を referee に指名し、損害額や因果関係等の個別争点について ADR 的手続を実施することができる。

ほとんどの事案が和解等によって解決していると言われており、その適正化のために裁判所の認可等の手続がおかれている。クラス構成員には和解案を通知する必要がある。

オーストラリアの代表手続

オーストラリアでは、1991年、連邦裁判所法に代表訴訟(Representative Proceedings)の規定が追加された。

一般的な制度であるため、請求の対象、内容には制限がないが、7名以上の構成員がいること、争点が共通していること、代表の適切性が認められることが必要で、裁判所がかかる要件を満たすものをクラス・アクションとして訴訟追行することを認証する制度となっている。

クラス・アクションの判決は、クラスに有利と不利とを問わずクラス構成員に及ぶが、クラス構成員に、オプト・アウトの権利が認められている。クラス構成員に対し、クラス認可の通知がなされるが、通知の方法は裁判所が定めるとされており、合理的に実行可能であって、過度に費用がかかることはないと確信した場合でない限り、裁判所は個別通知を命じてはならないとされている。

損害賠償額の認定や分配についての特別の規定があり、総額について合

理的正確な査定が可能な場合には総額認定が可能であり、争いがある場合の裁定方法や権利の証明方法を含む分配方法は裁判所が定めるとされている。また、裁判所が相手方に費用を負担させ、分配のために基金を設立させることができる。

和解には、裁判所の認可が必要とされており、クラス構成員に和解案を通知する必要がある。

(分析)

アメリカのクラス・アクション、パレンス・パトリー訴訟、カナダのクラス・アクション、オーストラリアの代表手続はともに、基本的にはオプト・アウト型の手続構造を取っている⁷。

オプト・アウト型のクラス・アクションは、我が国においても、少額請求権のように消費者個人が自ら単独で請求することが実質的に困難な権利について、その行使を実効的なものとし、被害者を救済するための制度の選択肢の一つとして参考となる。

しかしながら、まず、クラス代表者による訴訟追行の結果、勝訴・敗訴を問わず当該判決の効力がオプト・アウトをしなかったクラス構成員に及ぶことについて、適切な代表者（パレンス・パトリー訴訟においては州の司法長官という州民を代表する立場の者）による訴訟追行と通知によるオプト・アウトの機会の確保、クラス構成員の訴訟手続への参加の機会の保障等によって根拠付けられているものと考えられるが、十分な検討を要する問題がある。

次に、個別争点・損害賠償額の認定については、カナダでは、総額認定判決を行い分配する方法、責任原因等について判断をした後に個別の権利者が手続に参加して個別の損害額等を決定する方法が規定されており、米国でも、そのような運用が行われているようである。なお、オーストラリアの代表手続やパレンス・パトリー訴訟にも、損害認定等について特別な規定が置かれている。また、クラスの一部の者に共通の争点がある場合には、サブクラスを設定して審理を行うこともできるようである。いずれにせよ、オプト・アウト型の場合、賠償額の総額の認定が困難な事例があることについて十分に検討することが必要である。また、いかなる事案でもクラス・アクションでの訴訟追行を認めているというわけではなく、例えば、米国では、製品事故に基づく損害賠償請求に係る事案のように、損害の内容を個別に判断しなければならないような事案では、クラス認証が得られないことも多い模様であり、この点は注意を要する。クラス認証手続において、クラス・アクション

⁷ なお、オランダの集合的和解制度は、和解に関与していない潜在的な被害者も拘束される点でオプト・アウト型であるが、実質的解決内容が当事者の自主的交渉により定まり、訴訟手続において形成されるものではないと捉え、その他として分類した。

に適する事案を選択することができるよう、認証要件を定めることも必要と考えられる。

また、分配制度については、裁判所が広範な裁量を発揮することによって実効性を確保している模様であり、少額であるとか被害者が特定できないなど分配困難な場合の近似的分配も行われている。訴訟追行をした代表者がそのまま分配の主体となるか、分配手続の中で額を定める場合にはどのような手続とするのか、個別に分配するためには分配を受けようとする者に名乗り出てもらう必要があるが、その周知の方法はどうするかなど、検討を要すべき問題がある。

実務上、クラス・アクションにおいては、クラス代表者の訴訟代理人が費用を立て替えて訴訟を追行しており、パレンス・パトリー訴訟においては行政において体制整備を図っている。訴訟追行者の訴訟追行に要する費用をどのように確保するのか、訴訟追行者の体制整備をどのように図るのかなども検討を要する。また、いわゆるディスカバリーによる充実した証拠収集がされていること、パレンス・パトリー訴訟においては、CIDによる充実した証拠収集がされていることが制度の実効性確保に寄与している点についても留意が必要である。

その他、米国、カナダのクラス・アクション、オーストラリアの代表手続においては、対象となる請求には限定がなく、クラス・アクションや代表手続として扱うことができるかどうかを定める認証要件が規定されている。争点の共通性、代表の適切性についてはいずれの手続でも必要とされる要件である。クラス構成員が比較的少数でもカナダのクラス・アクションやオーストラリアの代表手続は利用が可能であり、米国のクラス代表の請求の典型性に相当する要件が、他の制度では見られない。パレンス・パトリー訴訟ではクラス・アクションにおけるような認証手続が存在しないものの、争点の共通性が認められるものについて行われており、州司法長官が訴訟を行うことから、代表の適切性が保たれていると見られているのではないかと考えられる。

(2) オプト・イン型(ドイツの法的サービス法による集束的請求、フランスの共同代位訴権、オーストラリアの代表訴訟、スウェーデンの集団訴訟手続)

(制度の概要)

ドイツの法的サービス法による集束的請求

ドイツでは、法的サービス法により、一定の消費者団体(消費者センター、その他の公的資金により助成される消費者団体)は、個別消費者から金銭債権を譲り受け、取立てのために訴訟を提起することが認められてい

る。個々の消費者の被害が僅かであるため、自ら単独で提訴することが経済的に割に合わないところ、消費者団体が回収し個々の消費者に配分することによって、被害者の救済と一定程度違反行為者の利益を吐き出させることができるという利点がある。しかしながら、個別の授権等が必要であるため、個々の請求額が低くなるほど、利用されにくくなるなどの問題が指摘されている。

フランスの共同代位訴権

フランスでは、認可を受けた全国レベルの消費者団体は、同一の事件によって被害を受けた複数の消費者から書面による委任を受けた場合には、当該複数の消費者を代理して損害賠償請求権を行使することができる。この制度の利用数は非常に少ない⁸といわれている。その理由として、申立てが、全国レベルの消費者団体に限られていること、消費者団体が一定の手段（テレビやラジオ、ポスター、ちらし、ダイレクトメール）により授権を促すように呼びかけることが禁止されていること、消費者と委任関係にたつので、敗訴した場合の責任を問われるおそれがあることなどが指摘されている。

オーストラリアの代表訴訟

オーストラリアの代表訴訟（Representative Actions）は、オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）が、被害者に代わって取引慣行法上の制限的取引慣行や消費者保護のための規定に違反する行為による賠償や損害の軽減、予防などを求めることができる、というものである。被害者からの書面による同意が必要であり、実例は多くないといわれている。

スウェーデンの集団訴訟手続

スウェーデンでは、2002年に集団訴訟手続法が制定された。

一般的な民事訴訟制度の特別法として規定されており、請求の対象、内容には制限がなく、争点の共通性、代表の適切性、共通争点の支配性、手段としての優位性などに相当する集団訴訟の認可要件を満たした請求が、集団訴訟として審理される。集団訴訟の対象となる請求権を有する者、消費者団体等の団体、消費者オンブズマン等の公的機関の3種類の当事者適格が認められている。

集団構成員に手続開始の告知がなされるが、告知の費用が国庫によりまかなわれるという特徴がある。提訴から届出期間満了までは、集団の定義に含まれる者はすべて集団構成員と扱われるが、裁判所が定める期間内に裁判所にオプト・インの届出をしない集団構成員は集団から離脱したものとみなされる。

⁸ 1995年の制度創設後、現在までの利用件数は5件に止まる模様である。

法施行後約 6 年間で、12 件の訴訟が提起され、集団訴訟の対象となる請求権を有する者が提訴している訴訟が 11 件、公的機関が提訴している訴訟が 1 件である。

(分析)

これらのオプト・イン型の制度の活用状況について、どのように評価するかは検討の余地があるが、フランスの共同代位訴権のように、殆ど活用されていないと評価せざるを得ないものもある。

我が国には、選定当事者制度のようにオプト・イン型の制度は既に存在しているが、これに加えて、例えば、消費者団体が個別の授権を受けて訴訟を進行するような新たなオプト・イン型の制度を導入するのであれば、被害救済の実効性等を検討しなければならないと考えられる。また、スウェーデン及びオーストラリアでは、行政機関がオプト・イン型で訴訟を進行することができることとされているが、そのような制度が必要か、仮にそのような制度を作るとした場合には、どのような紛争について行政機関が訴訟提起をすべきであるのか、また、行政の体制整備等についても検討を要する。

(3) 併用型 (ノルウェー、デンマークのクラス・アクション)

(制度の概要)

ノルウェーのクラス・アクション

ノルウェーでは、2005 年に民事紛争における調停手続及び訴訟手続に関する法律が制定された。

一般的な民事訴訟制度の特別法として規定されており、請求の対象、内容には制限がなく、争点の共通性、手段としての優位性などに相当する集団訴訟の認可要件を満たした請求が、集団訴訟として審理される。共通の利益を有する潜在的集団に属するあらゆる人、特定の利益の保護を目的とする組織団体 (提起される訴訟がその目的に合致するもの)、消費者委員会などの公的機関の 3 類型の当事者適格が認められている。

クラス構成員への通知は、裁判所が行うこと、オプト・インした後の離脱やオプト・アウトによる離脱が、判決確定までおこなうことができ、判決がなされるまでは実体法上の請求権を失うことなく離脱できるという特徴がある。

そして、個別審理が必要な個別争点が存在せず、請求金額が非常に小さく相当多数の者にとって個別訴訟の提起が困難である場合には、オプト・アウト型の訴訟が認められている。なお、金額については金額が少ないことが本質的な要素ではなくそのことによって、個別訴訟の提起が困難であることが、ポイントであって、「少額」の具体的金額は明記されていない。総額判決は認められておらず、判決では個々のクラス構成員の損害額を特

定するか、販売価格に対する一定の割合を定めるなどの損害額を定める方法を記載する必要がある。なお、クラス構成員に対する通知については、裁判所が方法内容を定めるとされているが、裁判所が通知するときには裁判所が費用を負担するようである。

デンマークのクラス・アクション

デンマークでは、2007年にクラス・アクションの規定がなされた。

一般的な民事訴訟制度の特別法として規定されており、請求の対象、内容には制限がなく、争点の共通性、手段としての優位性などに相当する集団訴訟の認可要件を満たした請求が、集団訴訟として審理される。クラス構成員、訴訟が団体の目的に合致する団体、消費者オンブズマンなどの公的機関の3種類の当事者適格が認められている。違法行為の存在及び支払義務という被告の責任について判断するものであるという特徴がある（責任原因のみを判断する点で後述の二段階型に類似するが、責任を判断した後の個別消費者の請求について、特別な手続が予定されているのか不明であるため、併用型として分類する。）

そして、少額⁹請求のため個別訴訟が期待できないことが明らかであり、オプト・インの手続では請求の審理が適切に行えない場合に、公的機関が主体となり提起するオプト・アウト型の訴訟が認められている。

（分析）

制度上、オプト・イン型とオプト・アウト型とを併用し、事案に応じた柔軟な対応を可能にしようとするものと考えられるほか、オプト・アウト型の適用対象を少額請求の場合に限定したことにより、手続保障上の問題点の影響を限定しようとしているものと考えられる。

（4）二段階型（ブラジルのクラス・アクション、フランスの「グループ訴権」）

（参考18）

（制度の概要）

ブラジルのクラス・アクション（参考21）

ブラジルのクラス・アクションは、一定の公的機関又は私的団体¹⁰が、「集団的権利」の保護のため、裁判所に訴えを提起することができ、その判決の効力は、個人が有する権利を侵害しない限りにおいて第三者にも及ぶこととするというものである。

「集団的権利」は「拡散的権利」「集合的権利」及び「同種個別的権利」

⁹ 立法理由書では、少額とは1人当たり2,000クローネ以下の請求をいうものとされているが、法令上それが規定されているわけではない。

¹⁰ 公的機関としては、司法長官事務所、連邦政府、州、地方自治体、連邦直轄区、行政機関などが、私的団体としては、設立目的が法で保護された利益及び権利の保護を含む法人（行政による事前の認可等は不要。）がある。

の三種に分類されている¹¹。そのうち、「拡散的権利」及び「集合的権利」については、差止め、原状回復、特定履行、クラスとしての包括的損害賠償等を求めることができる。また、判決の効力は、証拠不十分により請求が棄却された場合を除き、有利にも不利にも集団に及ぶが、個人が有する権利又は利益を侵害しないものとされているので、結局、前訴敗訴の場合に後訴を制限されるのは、提訴権を有する機関及び団体ということになる。

「同種個別的権利」に関しては、上記公的機関又は私的団体は、被告の責任（有責性及び抽象的な金銭支払義務）の確認を求めることができる。この判決効力は、集団に有利な場合にのみ構成員にも及び、個人は、この判決に基づき、個別に強制執行を申立てることによって損害額を確定し、被害の回復を図ることができる¹²。通知・公告は、新聞に対して広告を1回行うこととされており、個人が離脱することは認められていない。また、1年以内に個別訴訟が提起されなかった場合には、クラス代表者がクラス全体の損害を立証し判決を執行することができる。この金銭は公共的民事訴訟法による特別基金に組み入れられる。運用状況として、多数の訴訟が提起されており、消費者被害事案に関するものも含まれているようである。

フランスの「グループ訴権」(参考22)

フランスでは、2006年11月の消費法典改正法案において、いわゆる「グループ訴権」の提案がされた¹³。

これは、手続を二段階に分け、第一段階として、裁判所は、訴えを提起された事業者が責任があると判断すると、責任についての確認的判決を下し、この判決において、消費者が当該判決を知り得るようするため、あらゆる適切な方法による周知を命じ、第二段階として、個々の消費者は、第一段階で事業者の責任を認める判決に基づき、当該判決で定められた期

¹¹ 「拡散的権利」とは、特定の事案の事実状況のみによって結びついた、事前に無関係の不特定の人々の集団に属する、超個人的かつ不可分の権利（例えば、大気や河川の清廉性、広告の真実性、製品の安全性など）であり、「集合的権利」とは、超個人的かつ不可分の権利であって、グループのメンバー相互、あるいは相手方当事者との間に、法律関係による連結がある特定の人々に帰属する権利（例えば、銀行、クレジットカード会社、学校などが、過度の又は違法な手数料を顧客に請求する場合や、健康保険会社がある病気の治療に対する保険金支払いを拒否する場合など）であり、「同種個別的権利」とは、可分な個別的権利であるが、共通の発生原因を有する権利（例えば、詐欺的広告により消費者が損害を被った場合の損害賠償請求権や、健康保険会社の違法な支払拒否により各顧客が被った損害の損害賠償請求権など）であるとされる。

¹² ブラジルでは、民事訴訟一般において、「有責給付判決」をすることが認められており、判決においては被告の有責性及び抽象的な金銭支払義務の有無のみ判断し、強制執行段階において具体的な損害額を審理し確定させることができる。

¹³ 閣議に提出されて採択された後、国民議会の議事日程に登録されたが、選挙に伴い、若干の審議を経た後、政府はこの法案を取り下げた。

間内に、当該事業者に対し、被害に相当する賠償を請求することができる¹⁴、というものであった。

手続の主体は、制度の濫用防止等の観点から、全国レベルの認可消費者団体に限られる。請求の対象は、同一の事業者による契約上の義務の全部又は部分的な違反に起因して消費者が被った物的な損害及び用益侵害の回復に限られ、消費者が個別的に被った人身損害は除かれることとされている。また、対象となる請求権の金額について、デクレで定める一定の上限（2,000 ユーロが設定される予定であった。）を超えないことが必要とされていた。

この手続における第一段階の判決の効力は、個々の消費者には及ばず、個々の消費者は、第二段階での手続に参加した段階で当事者としての地位を得ることとなり、そこで第一段階の判決に基づき、具体的な賠償額について履行強制を命じる裁判を求めることができることとされていた。

（分析）

以上二カ国の制度は、概要、責任原因の存否を判断する手続と、損害額を判断する手続との二段階に分けるものであり、責任原因に関する判決の効力が第三者たる個々の消費者に不利には及ばないとすることによって手続保障の問題を回避しつつ、損害額を個別に判断することとしている点において、我が国の訴訟手続に比較的整合的なものと評価することができる。

ただし、ブラジルの制度に関し、同種個別的権利の場合における被告の責任を確認する判決が、集団の利益に反する場合には原則として集団の構成員には及ばないとしながら、有利な場合には集団の構成員が利益を受けるとしていることについては、その正当化根拠や、被告の応訴の負担等について検討する必要がある。また、損害額を個別に判断する二段階目において、消費者が利用しやすいものとしなければ制度が機能しないと思われることや、責任原因に関する判決を獲得するための活動に要した費用の負担をどのようにするか、などの点については検討を要する。

3．利益はく奪型（参考19）

（1）消費者団体等による利益はく奪請求制度（ドイツ不正競争防止法）

（制度の概要）

¹⁴ 事業者は、当該期間内に、消費者に賠償の申入れをするか、賠償拒絶の理由を示さなければならない。事業者の賠償の申入れを拒否するか、期間内に何らの賠償の申入れも受けなかった消費者は、当該裁判所に請求書を送付し、裁判所は、期間内に事業者から何らの賠償の申入れがない場合、又は事業者から申し入れられた賠償が明らかに不十分である場合には、割り当てられた賠償額の50%に等しい額を付加した金額を消費者に支払うよう命ずることができる。

ドイツでは、2004年の不正競争防止法の改正により、消費者団体等¹⁵が、不正競争行為により購買者の負担のもとで利益を得た事業者に対し、不当に得た利益を国庫に引き渡すよう求めることができることとしている（利益はく奪請求制度）。この制度の趣旨は、不正競争行為による損害が軽微な場合、不利益を受けた者は、損害賠償請求権の追行（特に訴訟による権利追行）に要する費用・負担が、損害と釣り合わないために、通常、権利追行を思いとどまることから、違反者が、差止めの仮処分の発令までに獲得した利益を保持しうるケースが考えられるところ、差止めの訴えやそれに基づく仮の権利保護（仮処分）が実施されて違反行為が中止されるまでに違反者が不当に得た利益を吐き出させることにある。また、そのための利益はく奪請求権を法律で定めることにより、威嚇的効果が認められ、予防機能を発揮することにもなる。差止めの訴えの機能上の限界を補完し、違反行為の予防・抑止機能を高めるものであり、損害賠償請求権とも不当利得返還請求権とも異なる独特の実体法上の請求権を消費者団体等に付与したものと考えられている。

要件として、事業者が故意に違反したことが必要とされている。これは、過失により違反した者も利益はく奪を受けるとすると、競争法上の適法と不適法の限界領域で活動する事業者は、利益を喪失することを覚悟しなければならず、そうした訴訟リスクにかんがみると経済活動に対する負担が不当に大きくなると考えられたことによる。また、複数の債権者が利益を請求する場合、民法第428条から430条までの規定（連帯債権関係に関する定め）が準用される。

はく奪される利益の額は、法違反により購買者の負担で獲得された利益を基準にするが、この利益は、売上金額から、提供された給付の生産費用や場合によっては生じる経営費用を控除した額から算定される。なお、この取扱いについては、ドイツ刑法上の没収規定が、利潤のみをはく奪の対象とする純益主義から収入の全体をはく奪の対象とする総体主義に転換したこととの関係で問題があるとの指摘もあるようである。利益の算定に関し、債務者が第3条違反に基づいて第三者又は国家に行った給付が算入されなければならないこととされている（罰金等との調整規定）。債務者がこの種の給付を第10条第1項による利益返還請求権の履行後に行った場合、連邦の管轄機関は、債務者に、証明のあった給付金額で、支払われた利益を返還する。また、はく奪された利益は国庫へ帰属することとされている。これは、仮に請求権者

¹⁵ 不正競争防止法第8条第3項第2号から第4号により差止請求権を主張する権利のある者、すなわち、営業・自営業上の利益促進団体（第2号）、差止訴訟法第4条による有資格組織リストか1998年のECの差止訴訟指令第4条によるEC委員会の名簿に登録された有資格組織（一定の要件を充足する消費者団体）（第3号）、商工会議所又は手工業会議所（第4号）。

(消費者団体等)に利益がとどまるとすると、事件と無関係な取立目的の動機から利益はく奪請求権が主張される危険があることが考慮されたことによるとされているが、その一方で、勝訴しても利益を国庫に帰属させなければならぬのであれば、利用されにくいのではないかとの指摘もされている模様である。

(分析)

我が国では、既に適格消費者団体による差止請求権に係る制度が導入されている。その機能上の限界を補完し、違法行為の予防・抑止機能を図るものとして、同様の制度の導入について検討する価値はあると考えられるが、具体的に検討するに際しては、まず、消費者団体による利益のはく奪の法的性質を明らかにするとともに、課徴金や罰金との関係を整理することが必要である¹⁶。

制度設計においては、訴訟追行者の訴訟追行に要する費用をどのように確保するのか、訴訟追行者の体制整備をどのように図るのかなどについて検討を要すると考えられるが、制度設計として被害者救済を重視する場合は、さらに、被害者への分配を検討する必要がある。この場合は、被害者の個別的権利との関係についても整理する必要がある。

(注)カルテル法上の利益はく奪請求制度(ドイツ)

ドイツでは、カルテル法上も利益はく奪請求制度が導入されている。すなわち、カルテル法の規定、ヨーロッパ共同体設立条約第 81 条若しくは第 82 条、又はカルテル庁の処分に違反する行為について、カルテル庁のほか、営業・自営業上の利益促進団体が、カルテル庁が利益のはく奪を命じない限り、当該利益の国庫への引渡しを請求することができることとされている。

この営業・自営業上の利益促進団体による利益はく奪請求制度は、カルテル庁の機能の補完をするものである。我が国において、景品表示法及び特定商取引法上の違反行為に関し、行政庁が行う行政処分他に、適格消費者団体が差止請求をすることができることとされ、行政庁の機能を補完しているのと類似するものと思われる。

(2)行政庁による利益はく奪制度(アメリカFTC、SEC、州権執行訴訟)

(制度の概要)

インジャンクション

アメリカでは、被害者救済や違法行為の予防・抑止といった目的を達成

¹⁶ この点に関し、利益が国庫に帰属することに着目すれば、利益はく奪請求権の本来の帰属主体は国家であり、国家の請求権を団体が代わりに(訴訟担当として)行使するという構成も考えられるところである。

するため、行政庁である F T C (Federal Trade Commission、連邦取引委員会) 又は S E C (Securities and Exchange Commission、証券取引委員会) が、裁判所にインジャンクションを求めることができる。

インジャンクションとは、一義的には、違法行為の停止・予防を図るものであり、日本法でいえば裁判所による差止命令がこれに相当するものと説明されることもある。しかし、エクイティ上の救済方法であるため、特に根拠規定がなくても、裁判所は、停止・予防を図るために当該事案において必要な解決を柔軟に判断して命ずることができることから、日本法における差止請求権とは異なるものと考えられる。インジャンクションの種別としては、一時的禁止命令(temporary restraining order)、予備的差止命令(preliminary injunction)、本案的差止命令(permanent injunction)がある。

F T Cによるインジャンクションは、連邦取引委員会法(Federal Trade Commission Act.以下「F T C法」という。)第 13 条(b)項に提訴の根拠規定が設けられている。もともと、当該規定は、企業合併を行政手続の継続中に暫定的に止めることを想定して立法されたものであったが、1980 年以降、F T Cが消費者詐欺事件に対応するための法的ツールとして同項を利用したところ、裁判所もそれを認めるようになり、今日に至ることとなった。この F T Cによるインジャンクションの適用対象は、F T C法規則違反等(F T C法第 13 条(b)項)となっている。F T C法規則としては、例えば、電話勧誘規制(16 C F R 310.1~310.9)、訪問販売におけるクーリング・オフ規制(16 C F R 429.0~429.3)等がある。

また、S E Cによるインジャンクションについては、1933 年証券法第 20 条(b)項、1934 年証券取引所法第 21 条(d)項、投資会社法第 42 条(d)項、投資顧問法第 209 条(d)項に根拠規定が設けられている。その要件として判例法上、将来の違反については、被告が法に違反する蓋然性が高いことを示さなければならないこととされている。また、過失による法違反であり、かつ違反者に利得が生じていない場合には、インジャンクションが認められないとした判例がある。

これら F T C 又は S E C によるインジャンクションに関し、被害者が被った損害を補填しただけでは十分な正義とはいえない状況では、裁判所は、インジャンクションの内容として、違法行為の禁止や将来的差止めに加え、柔軟に救済を命ずることができる。このいわゆる付随的救済命令の内容として、disgorgement 及び restitution があり、加害者が違法に得た利益を吐き出させ、被害者に分配することが命ぜられることがある(なお、F T C 法第 13 条(b)項に関して disgorgement と restitution が並列されるとき

は、前者が不法利益の吐出し、後者が返還という意味で使い分けられる。) このほかに、被害救済のために被告の財政状態の維持(資産凍結命令、管財人の指名)、将来の違反防止(事件を調査するための特別顧問の指名)といった付随的救済が認められることもある。

F T C 法第 13 条(b)項に基づくインジャンクション訴訟において disgorgement が認められる事案としては、具体的には、顧客リストがあり、被害者特定がある程度容易な事案(例えば、虚偽広告、不当電話勧誘、ねずみ講、サブプライムローン、懸賞詐欺)があるとされている。また、F T C が公表したポリシーステイトメント¹⁷(ただし、消費者保護ではなく、競争法に関するインジャンクション訴訟に関するもの)によれば、disgorgement 及び restitution が認められるのは、違反が明らかである場合、違反による収益や被害について、合理的な算定方法がある場合、

私訴が何らかの理由で十分に機能していない場合(時効が成立していたり、少額ゆえ個人が自ら訴えを提起することが期待できない場合など)という要件を満たす場合に限定されている。近時の例として、連邦地裁は、求人広告に係る不当表示で過去に F T C と和解し、裁判所からあらゆるサービスに係る不当表示の禁止命令を受けていた事業者らが同命令に違反したとして、237 万ドル超の支払いのうち、37 万ドル超の disgorgement を認められたものがある¹⁸。

排除命令(cease and desist order)

F T C の行政手続による被害者救済手段であり、裁判手続であるインジャンクションと同様に、違反行為の禁止に限らず、将来的な差止めも命じうる(F T C 法第 5 条(b)項)。F T C 法で対象となる違反行為は、不正若しくは欺瞞的な行動・慣行、価格差別、フェンシング・イン(違反認定されていないが、関連行為もあわせて禁止できる)である。

S E C においては、1990 年制定の証券執行救済・低額株改革法によって排除命令に係る権限が付与された。証券法に違反するいかなる者に対しても発することができる。S E C は、排除命令に伴い disgorgement を命じることができる。排除命令は、インジャンクションと異なり、S E C の職員である行政法判事または S E C だけで発することができ、また将来の違反の蓋然性が高いことを証明する必要はない。排除命令違反に対しては、民事制裁金を課すことができる(33 年法第 20 条(d)項)。

civil money penalty

¹⁷ F T C H P <<http://www.ftc.gov/os/2003/07/disgorgementfrn.htm>> 参照。

¹⁸ 2006 年 11 月 22 日 F T C 公表 <<http://www.ftc.gov/opa/2006/11/jackson.shtm>>、公取委 H P <<http://www.jftc.go.jp/kokusai/kakougoki usa.html#usa19>> 参照。

civil money penalty は歴史的には、許可・取消といった不利益処分では重いと考えられる軽微な違反の場合に、違反者に対して、抑止力を持ち、かつ、額による微調整がきく理想的な手法として導入されたが、現在は様々な場面で立法されている。行政手続によるものと裁判手続によるものがある。FTC法における civil money penalty の適用対象は、排除措置命令違反（制裁ないし間接強制）と故意のFTC法規則違反である。前者に対しては、民事手続により、行為者の善意、悪意、故意、過失を問わず、1万ドル以下の民事罰が科される（FTC法第5条(l)項）。後者に対しては、民事手続により、裁判所が、違反者の故意の程度、違反歴、支払能力、事業継続への影響を考慮した上で、違反者に対して1万ドル以下の民事罰を課す（FTC法第5条(m)項(1)）。

SECに付与されている civil money penalty は、インサイダー取引の民事的制裁が利益の吐出しにとどまるならば、違反者が発覚したときに利益を放棄すれば免責されることになり、「やり得」になってしまうということから1984年内部者取引制裁法のみで規定されていたが、90年改革法により、あらゆる連邦証券取引違反を対象とするように適用範囲を拡大した（33年法第20条(d)項・34年法第21B条(b)項）。

SECが違反者に civil money penalty を請求した場合、いったんは国庫に納められるが、大企業の粉飾決算事件に対応するために2002年に制定されたサーベンス・オクスリー法第308条(a)項（Fair Fund規定）により、disgorgement fundに組み込まれ、被害者に分配することができることとされている。直近の例として、マーケット・タイミングを利用した市場濫用で処分されたエバーグリーン・インベストメント・マネジメント社の事件では、2,850万ドルのdisgorgementと400万ドルのcivil money penaltyが課され、全額がFair Fundを通じて被害者に配分された¹⁹。

調査権限について

FTCには、FTC法第5条違反、クレイトン法違反事件に対して、民事調査権（CIDs）を執行する権限が付与されている（FTC法第20条）。審査を開始するときには、職員の中から審査官を指定し、当該職員に審査を行わせる。審査官はFTC法第9条の個別的調査権限に基づき文書提出令状、証人喚問令状による強制調査を行う。

SECは違法行為に関して何らかの違反があると思料する際には、非公式調査を行うことができる。非公式調査により違法行為についての十分な証拠があった場合には、非公開の委員会で議論を行い、必要と認められ

¹⁹ Annual Report,p.92, U.S. Securities and Exchange Commission.
< <http://www.sec.gov/about/secpar/secpar2007.pdf> >

ば、公式調査の許可を開始することになり、調査対象となる人や書類に対し、召喚状（サピーナ）を発する権限が与えられている。

（分析）

インジャンクションの付随的命令としてのdisgorgement及びrestitutionについては、利益のはく奪及び場合によっては金員の被害者への分配まで行うことにより、違法行為の抑止及び被害回復を図ろうとするものと捉えられ、一つの方策として注目されるが、エクイティという英米法特有の我が国には存在しない概念を前提とし、要件・効果の判断において裁判所が広範な裁量を発揮することが前提となっている点には注意を要する。我が国において検討するに当たっては、課徴金や罰金との関係を整理するほか、行政の体制整備も問題となるし、裁判所の機能と役割の検討も必要となる。また、分配に当たっては、被害者の個別的権利との関係を整理する必要もある。

なお、日本法でも独禁法や金商法の緊急停止命令の制度があるが、これらは、上記のインジャンクションにならって導入されたものである。また、付随的命令の一つである資産凍結については、悪質な事案における加害者の財産保全の方策として注目されるが、その実情についてはさらに調査をする必要がある。

4．その他

（1）集团的利益に関する損害賠償請求制度（フランス）

（制度の概要）

フランスでは、1973年12月のいわゆるロワイエ法により、認可消費者団体は、消費者の集团的利益に直接又は間接に損害をもたらす事件につき、私訴当事者として認められる権利を行使することができることとされている。すなわち、犯罪行為（消費者法典中に規定されたもの（食料の混ぜ物、詐欺的広告、訪問販売の禁止行為、与信行為に係る犯罪など）のほか、通常の刑法犯（詐欺、過失致死など）に関する場合も含む。）によって受けた消費者の集团的利益に対する侵害について、消費者団体が賠償を請求することができる²⁰。

ここで「集团的利益」とは、国家全体が代表する「一般的利益」と被害者自身が被る「個人的利益」との間の中間的なものとされる。集团的利益の算定は、侵害行為によって消費者団体が支出した費用が考慮されるが、事業者が違法行為から得た財産的利益が考慮されることもある。

（分析）

民事請求を刑事手続と連動させることがわが国では稀であることを踏まえ

²⁰ さらに、1988年1月法により、犯罪行為に係る私訴権に加え、不当条項削除訴権が新たに創設された。

る必要があるほか、「集团的利益」²¹をどのようなものとして観念するかなどの問題があると考えられる。

(2) 集合的和解制度（オランダ）

（制度の概要）

オランダでは、2005年6月の民法及び民事訴訟法の改正により、大量損害に関する「集合的和解制度」が導入されている。

これは、同一の事件又は類似の事件によって生じた損害賠償金の支払に関し、一定の団体と事業者との間で成立した集团的和解の合意について、裁判所が拘束力宣言をすることにより、離脱の申立てをした者を除き、当該合意の当事者とみなされて合意の効力を受ける、というものである。

合意の内容としては、被害者の集団についての損害の性質及び重大さに応じた記述や、当該集団に属する被害者の人数についての可能な限り正確な表示、当該集団に属する被害者に与えられる損害賠償額（見積もりによる総額）、当該集団に属する被害者が個別に損害賠償を認められるために満たさなければならない条件等が記載されていなければならない。また、合意された損害賠償額の総額が合理的ではない場合や合意を締結した財団又は社団が被害者の利益を十分に代表していない場合等においては、拘束力宣言の申立てが棄却される。

拘束力宣言の裁判がされ、それが確定すると、合意に規定されている離脱の申立てをした者を除き、合意の当事者とみなされて合意の効力を受ける。離脱の申立ては、集团的和解の合意において定められた者に対して、書面で通知することによってしなければならない。離脱の申出をすることができる期間は、裁判所が定める3ヶ月以上の期間であり、拘束力宣言の裁判が公表されたときから起算される。また、損害賠償金の分配方法は、合意によって定められる。

（分析）

紛争解決の一回性を確保する一方、合意によって損害賠償額や分配方法を定めることとして判決によることとした場合の困難さを回避しており、我が国においても大規模公害訴訟や薬害訴訟の和解による解決方式に類似性が見られる。ただし、どのような被害事例を想定するかにもよるが、悪質な加害者の場合、和解に応じないこともあるのではないかと考えられる。また、裁判所が拘束力宣言を出すための要件をどのように考えるのか、裁判所の拘束力宣言の法的位置付け等についても検討する必要がある。

²¹ なお、ブラジルのクラス・アクション制度も拡散的権利及び集合的権利について包括的賠償を請求することができることとされているが、同種個別的権利についての制度に着目して二段階型に分類している。

(3) ムスタ訴訟(ドイツ)

(制度の概要)

ドイツでは、2005年の「資本市場法上の訴訟におけるムスタ手続に関する法律」により、投資家ムスタ手続制度が導入されている。

これは、被害を受けた投資家が自ら進行する訴訟手続の枠内に、ムスタ訴訟(請求を理由付けるもしくは請求を排斥する要件の存在ないし不存在、又は法律問題の解明が全ての同方向の訴訟のために統一かつ拘束的に確認される手続。)がはめこまれるものであり、このムスタ裁判に基づいて各個の訴訟は別々に裁判される。

ムスタ手続は、係属している第一審手続において、10個の同一方向のムスタ確認申立てがされた場合に開始され、虚偽、誤導又は不作為による公式の資本市場情報²²に基づく損害賠償請求権や、有価証券取得・買収法による買付申入れに基づく契約上の履行請求権を対象とし、請求権の事実上の要件と法律問題について確認することが申立てられる。要件が満たされていると判断する場合、管轄の受訴裁判所は、上級地方裁判所によるムスタ裁判を得させるための提示決定をし、上級地方裁判所において、ムスタ裁判を行う。上級裁判所では、職権によってムスタ原告が特定され、訴え登録簿でのムスタ手続の告知の後、受訴裁判所は、自分のところに係属している又はムスタ手続の途中で係属した手続で、その裁判がムスタ手続における確認若しくは法律問題の解明に依存するものを、ムスタ確認申立てがされているか否かに関係なく、職権により決定で中止する。中止された手続の原告及び被告は、通常の補助参加人の地位を獲得する。このムスタ裁判により、受訴裁判所に対する拘束力や被呼出人に対する参加的効力等を生ずる。

(分析)

既に係属している訴訟に関し、上級裁判所で一定の要件等について確認し、それに基づいて受訴裁判所で裁判をするというものであり、既に係属している訴訟の効率的解決は図られるものの、潜在的な被害者の被害の回復や、不当な収益をはく奪する効果は限定されているようにも思われる。

²² 典型的には、上場目論見書や企業報告書等が該当する。

第4 今後の検討の視点

まず、消費者被害事案といっても様々であり、どのような事例を想定するかにより、その被害回復や不当な収益のはく奪等のために必要な制度設計が異なり得ることから、検討の前提として、消費者被害事例の整理を行うとともに、現行制度上の限界又は問題点を把握することが必要である。本研究会でも一定の整理は試みたところであるが、これを検証し、より精緻化していくことが望ましい。

次に、制度の目的として、個々の被害者の被害の回復を重視するか、違法行為の抑止又は不当な収益のはく奪を重視するかに関する整理が必要である。これらは必ずしも両立しないものではないと考えられるが、何を目的として重視するか、制度を複線的に設けるか等に関する検討が必要である。

さらに、制度設計に向けて検討しなければならない論点としては、

- ・ 手続（個別権利を集合的に行使するのか、不当な収益のはく奪を行うのか。）
- ・ 制度の適用対象となる事例とならない事例とをどのように区別するか、また、その仕組みをどのようなものとするか。
- ・ 権利を行使する主体の選択
- ・ 個々の消費者からの授権の要否
- ・ オプト・アウト型を採用する場合等、判決の効力が第三者に拡張することとする場合の手続保障
- ・ 損害賠償額の認定（オプト・アウト型を採用する場合の総額認定の可否等）
- ・ 利益はく奪型を採用する場合の利益の認定
- ・ 分配（分配の手続や個別の権利の認定等）
- ・ 利益をはく奪して被害者に給付することとした場合の被害者が有する損害賠償請求権との関係
- ・ 和解の規律
- ・ その他の付随する手続（証拠収集、管轄など）
- ・ 訴訟追行者の体制整備、訴訟追行費用の確保のための仕組み

などが考えられる。

また、請求権を行使したとしても加害者の資産の隠匿又は散逸には対処しきれないことからすると、資産の保全についても検討することが必要である。

なお、以上の検討を行う際は、どのような「消費者」像を想定するか（合理的な判断力をどこまで前提とし得るかなど）という問題を念頭に置く必要もある。

おわりに

これまで見てきたように、現在、我が国では、民事、刑事、行政の各手続に関し、様々な制度が存在し、相応に機能しているものと考えられるが、さらに、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討することが必要である。諸外国を見ても、近年、同様の問題意識に基づくものと思われる制度の整備が進められてきている。

今後の課題としては、集団的消費者被害事例の整理を進め、既存の制度の限界又は問題点を明確化すること、その上で、制度設計として考えられる選択肢及び制度化のための論点を具体的に検討していくこと等が必要である。その際、合わせて、関連する諸外国の制度についても、さらに調査することにより、正確な内容及び運用状況の把握に努めるべきである。

なお、消費者被害事例の全体的な傾向とは別に、被害事例のうち、どの程度の割合で個々の消費者の被害回復が図られているか、被害回復が図られていない場合における理由は何か、加害者に利得が残ることによって違法行為を助長することになっていないか等、被害実態の把握が必要かつ有用と考えられる。

消費者庁及び消費者委員会の創設後、本研究会の成果を踏まえ、さらに検討が進められることを期待するものである。

集团的消費者被害回復制度等に関する研究会 検討経過

第1回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成20年12月5日

- 議題：1．研究会の運営について
2．消費者行政の一元化について
3．集团的消費者被害に関する事例の紹介
4．消費者団体訴訟制度について

第2回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成21年1月8日

- 議題：1．民事手続（選定当事者制度、少額訴訟、大規模訴訟の特則）について
2．刑事手続（被害回復給付金支給制度、損害賠償命令制度）について

第3回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成21年1月30日

- 議題：1．独占禁止法の課徴金制度、緊急停止命令について
2．金融商品取引法の課徴金制度、緊急停止命令について
3．振り込め詐欺救済法について

第4回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成21年2月20日

- 議題：1．アメリカにおけるクラス・アクションについて
2．カナダにおけるクラス・アクションについて

第5回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成21年4月24日

- 議題：1．ノルウェーにおけるクラス・アクションについて
2．デンマークにおけるクラス・アクションについて

第6回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成21年5月15日

- 議題：アメリカにおけるパレンス・パトリー訴訟について

第 7 回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成 21 年 6 月 11 日

- 議題： 1 . オランダの集合的和解制度について
2 . オーストラリアの代表手続、代表訴訟等について

第 8 回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成 21 年 6 月 26 日

- 議題： 1 . FTC による被害者救済について
2 . SEC による被害者救済について

第 9 回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成 21 年 7 月 3 日

- 議題： 1 . ドイツにおける団体訴訟制度と金銭的救済について
2 . フランスにおける団体訴訟制度と金銭的救済、「グループ訴権」の導入に関する議論について

第 10 回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成 21 年 7 月 24 日

- 議題： 1 . スウェーデンにおける集団訴訟手続について
2 . ブラジルにおけるクラス・アクションについて

第 11 回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成 21 年 8 月 10 日

- 議題： 損害賠償額の認定について

第 12 回集团的消費者被害回復制度等に関する研究会

開催日：平成 21 年 8 月 27 日

- 議題： 報告書（案）

集团的消費者被害回復制度等に関する研究会
委員名簿

座長 三木 浩一 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

委員 窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科 教授

黒沼 悦郎 早稲田大学大学院法務研究科 教授

高田 昌宏 大阪市立大学大学院法学研究科 教授

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科 教授

長野 浩三 弁護士、特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科 教授

オブザーバー 法務省民事局付

最高裁判所事務総局民事局付

資料編

1. 経緯

- (参考1) 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)(抄)
.....41
- (参考2) 「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)」
(平成20年4月3日国民生活審議会).....43
消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)(抄)
.....46
- (参考3) 「消費者の紛争解決及び救済に関する理事会勧告」
(2007年OECD理事会勧告)(抄).....47

2. 集团的消費者被害の状況

- (参考4) 消費生活相談の年度別総件数の推移等.....53
- (参考5) 集团的消費者被害の事例.....58

3. 関連する国内制度

- (参考6) 適格消費者団体の概要及び活動状況について.....61
- (参考7) 適格消費者団体による差止請求に係る訴えが提起された案件の一覧表
.....63
- (参考8) 適格消費者団体による差止請求に係る和解の例.....64
- (参考9) 少額訴訟に関する統計.....65
- (参考10) 被害回復給付金支給制度.....66
- (参考11) 損害賠償命令制度.....67
- (参考12) 金融商品取引法における課徴金制度.....68
- (参考13) 平成20年度における独占禁止法違反事件の処理状況について...69
- (参考14) 独占禁止法における緊急停止命令の概要及び請求事例.....70
- (参考15) 被害回復分配金の支払等に関する手続の流れ.....71
- (参考16) 被害回復分配金の支払等に関する公告実施状況.....72

4. 関連する諸外国の制度

- (参考17) 各国制度の比較一覧表.....73
- (参考18) 各国制度の比較一覧表.....76
- (参考19) 各国制度の比較一覧表.....77
- (参考20) クラスアクションの要件(連邦民事訴訟規則).....79
- (参考21) ブラジルのクラスアクションの判決の効力.....81
- (参考22) フランスの「グループ訴権」について.....82

(参考1)

消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)

(任務)

第三条 消費者庁は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(設置)

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 個人情報 の適正な取扱いの確保に関する重要事項

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第二十条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に

属させられた事項を処理すること。

附則

- 6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(参考2)

消費者・生活者を主役とした行政への 転換に向けて (意見)
「生活安心プロジェクト (行政のあり方の総点検)」
(平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会)

第3章2. (4) 実効性を確保する多様なツールの整備

90 年代以降我が国では、行政の各分野において、事前規制と裁量行政から、行為規制を定め、そのルールに基づいて遵守状況を監視する行政への転換が進められてきたが、こうした転換に際しては、ルールや監視・制裁体制はむしろ増強する必要がある。国際的に見ても、我が国の制度には、事業者が違法行為をしないような抑止効果、そして被害に遭った場合の早期の被害救済の仕組みが十分組み込まれておらず、結果として制度等が十分実効性あるものとして機能していない(87)。こうした経済的誘因を踏まえない制度設計では事業者の悪質行為を抑止することはできない。そもそも我が国では報告・命令・罰則という行政処分前置方式を取っていることが多く、抑止力の強化の観点からは不十分であり、それぞれの手法の特性を活かしながら、多様な手段を整えることが重要である。また、事業者と消費者との資力や情報、交渉力の格差に鑑み、行政を始め各主体の積極的な支援により、被害者救済の拡充を図る必要がある。

~ 省略

行政が被害者救済に直接関与する制度の創設等被害者の金銭的救済等

消費者が被害救済されるには金銭的被害の救済が図られることが重要であり、2007年7月に採択された消費者の紛争解決及び救済に関するOECD理事会勧告においても金銭的救済を図るための多様な手段の整備を加盟国に求めるものとなっている。これは消費者が損害賠償を勝ち得るには資産差止のための裁判所に供託する保証金、海外への資産逃避、税を含む債権順位など、種々の困難を伴うことから、消費者団体による損害賠償請求、消費者保護機関が消費者に代わって損害賠償請求できる制度などが含まれている。政府はその具体策を検討すべきである。

(刑事手続とは別個の法体系の下での幅広い被害者の救済)

被害者救済の拡充を図るためには、刑事裁判により没収・追徴した犯罪被害財産を用いた被害回復給付金の支給など伝統的な刑事罰の性格を前提にその救済を図るだけでなく、経済法規としての是正措置ないし救済措置という法目的の実現を優先させる刑事手続とは別個の法体系の下で、違法・不正行為を幅広く対象として被害者の救済の拡充を図ることが考えられる。

（行政が被害者救済に直接関与する制度の創設等）

米国の証券取引委員会（SEC）による違法行為によって得た利益の吐出し（Disgorgement）制度（88）や民事制裁金（Civil Penalty）制度（89）も参考に、行政が没収した資金を、基金等を通じて柔軟に被害者救済に活用する制度について、実現に向け、検討を進めるべきである。

（政府による父権訴訟，私的訴訟支援制度等の創設）

私人による私的請求権の行使が困難な場合に、政府がこれを支援することで、行政庁の機能を補完する役割を私的訴訟に期待することが考えられる。具体的な支援方法としては、政府が積極的に訴訟への参加を行い、私人の訴訟の援助を行うもの（裁判所の友）から、政府が訴訟を提起して勝訴した場合、私人が別の民事訴訟でそれを援用したときは違法性の推定がなされる制度（一応の証拠）や、政府が私人に代わって訴訟を行う制度（父権訴訟）（90）などが考えられ、実現に向け、検討を進めるべきである。

（消費者団体訴訟制度の損害賠償請求への拡大）

消費者契約法の消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対して損害賠償請求権を付与することについて、海外の事例を参考に、実現に当たっての障害やその解決策を具体化する等の検討を進めるべきである。

及び に掲げた施策は、必ずしも我が国の法体系で実現が容易なものばかりではなく、中には法制上の可否も含め検討が必要なものや数多くのクリアすべき問題を含むものがあるが、諸外国でもそれぞれその国の消費者を守るために工夫をし、制度を実現してきている。このため我が国においても、制度の導入について、政府は検討を開始すべきであり、「新組織」においても横断的な消費者保護策の活性化の観点から積極的検討がされるべきである。

（87）「行政のあり方の総点検の検討の視点」に対する関係省庁からの回答より（国民生活審議会第2回総合企画部会資料9）「事業者の利益最大化を目的とする行動特性を踏まえて、法律、制度、事業等を設計した」との回答は皆無であった。

（88）証券規制違反者から当該違反行為と因果関係のある利益相当額を吐き出させる制度。回収金は Disgorgement Fund に繰り入れられ、被害者救済にも活用されうる。

（89）証券規制違反者に対して課される金銭的制裁。2002年サーベンス・オクスリー法のフェアファンド規定により、Disgorgement Fund に繰り入れる形で

被害者救済に活用できるようになった。

(90) 米国の連邦取引委員会 (FTC) は救済裁判命令を要求する権能を有しているほか、スウェーデンの消費者オンブズマン、オーストラリアの競争・消費者委員会 (ACCC) などが消費者に代わって損害賠償請求することができる。

消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）

4．消費者庁（仮称）の設置とその機能

～消費者庁は、政策全般を監視するための強力な勧告権を持つとともに、消費者に身近な問題を取り扱う法律を幅広く所管・共管～

（3）消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

さらに、消費者庁の設置に合わせ、消費者からの苦情相談の受付から法執行に至るまでの行政の対応を規定した新法の成立に向けて取り組む。

この新法の中で、国及び地方自治体が、国民生活センター及び消費生活センターに、消費者が何でも相談できる一元的な消費者相談窓口を設置すること及びその窓口が実施する業務、果たすべき機能を規定する。これにより、消費生活センターを法的に位置付ける。

また、消費生活センターで受け付けた苦情相談に関する情報を消費者庁に集約すること、重篤情報は消費者庁に緊急通知することを規定するとともに、消費生活センターと保健所等関係機関の地域における連携について規定する。

さらに、苦情解決のために必要な法執行を確保するため、消費者庁自らが迅速に対応することはもとより、各府省庁に迅速な法執行を促す勧告等を行うとともに、すき間事案については、自ら対応することを可能にするために、事業者調査及びその結果の公表、その他の措置を採ることを規定する。

上記の新法に加え、父権訴訟、違法収益の剥奪等も視野に入れつつ、被害者救済のための法的措置の検討を進めることも重要である。

(参考3)

消費者の紛争解決及び救済に関するOECD 理事会勧告
(Recommendation of the Council on Consumer Dispute Resolution and Redress)
(仮訳：内閣府国民生活局消費者企画課国際室)

理事会は、1960年12月14日の経済協力開発機構(OECD)条約、特に第5条b)に鑑み；

1998年10月8日の電子商取引における消費者保護に関する閣僚宣言
[C(98)177(Annex 2)]に鑑み；

1999年12月9日に採択された、消費者は、「公正で時機に即した紛争処理及び救済への不適切な費用や負担のない意味あるアクセス」を提供されるべきであると定め、そして、国境を越えた効果的な救済枠組みの発展を求め、電子商取引における消費者保護のためのガイドラインに関する理事会勧告
[C(99)184/FINAL]に鑑み；

2003年6月11日に採択された、加盟国に詐欺的及び欺瞞的商行為による消費者被害のための救済の仕組みを提供し、そして、国境を越えた効果的な救済枠組みの発展に特別な注意を払うように求める、国境を越えた詐欺的及び欺瞞的商行為から消費者を保護するためのガイドラインに関する理事会勧告
[C(2003)116]に鑑み；

効果的な紛争解決及び救済の仕組みの提供は、オンライン又はそれ以外の市場における消費者の自信や信頼を増進し、公正な商行為を促進し、電子商取引及びモバイルコマースを含む越境取引を促進することができるということを認識し、

消費者紛争は、問題となっている経済的価値に比して不均衡な費用、遅延及び負担を課されない、そして、同時に社会や事業に過度又は不均衡な負担を引き起こさない救済策の利用機会を消費者に提供するような、それぞれの必要性に応じた仕組みを要求するということを認識し、

消費者紛争解決及び救済のための国内の殆どの現行枠組みは、国内の事案に取り組むために整備されたものであり、消費者に国境を越えた救済を提供するためには必ずしも十分とはいえないということを認識し、

金銭的救済は、他の種類の救済よりも容易に外国の裁判所によって認識され、執行される可能性があり、それは国境を越えた事案においてより効果的でありうるということを認識し、

消費者のために救済を得るための消費者保護執行機関のための権限は、詐欺的及び欺瞞的商行為を含む複雑な国境を越えた紛争に取り組む際に特に有益となりうるということを認識し、

消費者の集団的利益において、消費者保護執行機関及び消費者団体によって提起される訴訟は、この勧告の重要かつ補完的な目的を果たしうるということを認識し、

加盟国において存在する仕組みや法文化の多様性に関わらず、効果的な消費者紛争解決及び救済措置の主要な特性を設定する共通の原則の必要性について、意見の一致があるということを認識し、

この勧告において示されている一定の原則は、消費者に影響するその他の政策分野における法律の違反による消費者被害のための紛争解決及び救済に関する仕組みに関連があり、そして、これらの分野における将来作業のための基礎として役立つ。

消費者政策委員会の提案に基づき、

勧告：

加盟国は、全体を構成する上で不可欠の部分である付属書に規定されたこの勧告を実施する。

勧め：

非加盟国にこの勧告を考慮させ、加盟国からの適切な支援を用いて勧告を実施すること。

指示：

消費者政策委員会は、この勧告の実施に関する進展及び経験に関する情報を交換し、その情報を検討し、5年以内に、この題目に関して理事会に報告すること。

付属書

I. 目的、対象範囲及び定義

(略)

II. 紛争解決及び救済の国内枠組み

加盟国は、消費者が、不必要な費用又は負担を負うことなく、公正、簡便で時宜を得た効果的な紛争解決及び救済を利用できることを確保するために、現行の紛争解決及び救済の枠組みを見直すべきである。

その際に、加盟国は、国内枠組みにおいて、消費者苦情の多様な性質及び特徴に対応するために、紛争解決及び救済のための種々の仕組みの組み合わせられたものが提供されることを確保すべきである。

また、加盟国は、包括的な消費者保護執行枠組みの重要な要素である、消費者のための金銭的救済を得る、又は促進するための権限に特別な注意を払うべきである。

特に、加盟国は、補完的であり、相互補強的な、次のA.からC.に掲げられた各範疇から紛争解決及び救済の仕組みを消費者に提供するよう努力すべきである。

A. 個人で提起する消費者のための紛争解決及び救済の仕組み

1. 消費者が、事業者との個々の紛争を解決するため、そして、適切な場合に、救済を得るために、紛争解決の仕組みを利用できるようにすべきである。
2. これらの仕組みは、問題となっている価値に比して不均衡な負担を消費者に課すべきではない。
3. これらの仕組みは、できる限り、消費者が法的な代理人又は支援の必要なく、手続を行うことを選択できるように、十分に利用可能で、かつ、簡易に利用できるように策定されるべきである。
4. 消費者は、苦情を提起し、紛争解決の仕組みを選択する方法、予想される手続費用・期間、期待される結果、訴訟手段、及びその結果が拘束的かどうかを含む手続に関する明確で、分かりやすく、かつ、的確な情報が提供されるべきである。

5. これらの仕組みは、それらが最小限の追加的な情報又は助力のみを用いて消費者によって利用されることができるよう、策定されるべきである。
(例 必要な文書の提出を円滑にするための標準的様式の利用を通じ)
 6. 不利な状況に置かれた、又は、脆弱な消費者の特別な要求は、彼ら、又は、彼らの代表者が、これらの仕組みを利用することができるようにするために、考慮されるべきである。
 7. 個人で行動する消費者のための紛争解決及び救済の仕組みは、次の措置を含むが、これらに限定はされない。
 - a. 消費者と事業者が合意に達するために裁判外の手続に関わるオンライン紛争解決を含む裁判外紛争解決 (ADR) サービス。
そのようなサービスは、当事者を向き合わせ、共通の同意によって解決に至るために彼らを支援することによって消費者紛争の解決を円滑にする解決策又は手続きを提案し又は課す中立的な第三者機関の積極的な介入を通じ、紛争を解決に導く手続きを含む。それらは、また、消費者が、事業者に対する苦情を、調査及び決定のために公的機関に対し提出する、公的機関を基礎とした仕組みを含みうる。
 - b. 伝統的な裁判手続において利用されている手続よりも、公式でなく、迅速な手続を通じて、紛争についての司法的決定を得るための機会を消費者に提供する簡易な少額訴訟制度。これは、限定された管轄の個別の裁判所又は裁決機関における簡易な手続又は第一審の通常裁判所における簡易な手続を含みうる。
- B. 集合的に提起する消費者のための紛争解決及び救済の仕組み
1. 多数の消費者が、同一の事業者又は関連の事業者の同様の行為の結果として経済的な被害を受けていることを主張する場合で、彼らの紛争を解決するために、彼らが個人で行動することが実用的又は効率的ではないときは、これらの消費者が、その紛争に対して集合的に適用される解決を提供する仕組みを利用できるようにすべきである。
 2. 加盟国は、集合的解決手続は、消費者及び事業者の両方に対し、透明で、効率的かつ公正であることを確保すべきである。従って、加盟国は、次のことを確保すべきである。
 - a. そのような手続は、特に、提案された解決策が非金銭的救済を含む場合、又は、消費者を代表して行動する者が、損害を受けた消費者の支出に比して、不適切な利益を求める場合に、消費者のために意味のある救済を提供する。
 - b. 特に、消費者が経済的損害を被っていない場合、そのような手続は、集合的訴訟の濫用を抑える措置を含んでいる。

- c. そのような手続は、国内の事業者を競争から保護し、又は外国の事業者に不当に適用することによって国内の事業者を保護するために利用されない。
3. 集合的訴訟が、消費者がそれに参加するための特定の手続をとらなければならない「オプトイン」方式で提供される場合、加盟国は、消費者自身をその集団の中に含めるための手続をとり、解決から得られる利益を享受できるように、その訴訟の開始を消費者に知らせるための合理的な措置が取られるようにすべきである。
 4. 集合的訴訟が、消費者が自身を除外する特定の手続をとらなければそれに参加することとなる「オプトアウト」方式で提供される場合、加盟国は、消費者が、希望する場合には自らを除外する手続をとることができるようにするために、その訴訟の開始を知らせるための合理的な措置が取られるようにすべきである。

消費者は、十分に情報を提供されていない集合的訴訟手続に参加することを強制されるべきではなく、また、その解決に拘束されるべきではない。
 5. 集合的に行動する消費者のためのこれらの仕組みは、次の措置を含むが、これらに限定はされない。
 - a. 自身の名において、かつ、同一の事業体又は関連の事業体の類似の行為の結果として経済的な被害を受けている他の消費者のための代表者として行動する際に、個々の消費者が提起する訴訟
 - b. 同一の事業体又は関連の事業体の類似の行為の結果として経済的な被害を受けている消費者のための代表者として行動する消費者団体が提起する訴訟
 - c. 次のII.C.においてより詳細に述べられているように、同一の事業体又は関連の事業体の類似の行為の結果として経済的な被害を受けている消費者のための代表者として行動する消費者保護執行機関が提起する訴訟
- C. 消費者保護執行機関が消費者のために救済策を行い、又は促進するための仕組み
1. 加盟国は、消費者保護執行機関が、訴訟を提起し、及び金銭救済を含む、消費者のための救済策を行い、又は、促進するための権限持つということを確保するよう努力すべきである。適切な場合、そのような救済を追求する際に、消費者保護執行機関は、民間の消費者団体のような他の執行組織によって支援されうる。
 2. 消費者保護執行機関が、消費者のための救済を行い、又は促進するための仕組みは、次の措置を含むが、これらに限定はされない。

- a. 民事手続きで救済のための裁判命令を要求する権能
- b. 刑事手続きで救済のための裁判命令を要求する権能
- c. 救済を求める訴訟において代表者として行動する権能

III. 国境を越えた紛争
(略)

IV. 民間部門の協力
(略)

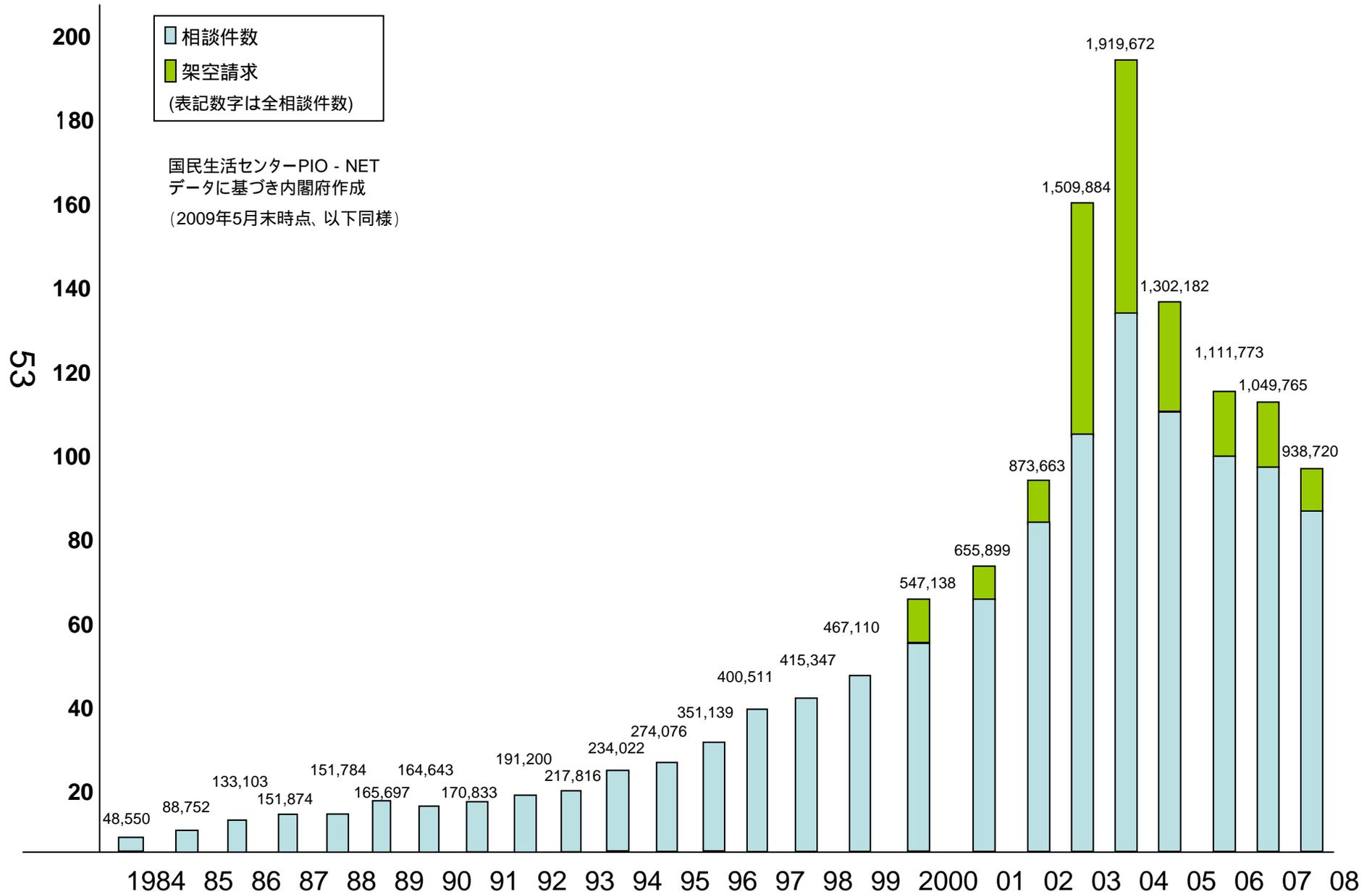
V. 消費者の苦情を集め、市場の傾向分析を行うための仕組み
(略)

VI. 教育及び啓発
(略)

(参考4)

消費生活相談の年度別総件数の推移

件数(万件)



年度別相談件数内訳(取引)

	2006年度 (1,009,816件)	割合 (%)	2007年度 (932,743件)	割合 (%)	2008年度 (824,675件)	割合 (%)
1	商品一般	18.8	電話情報サービス	13.5	電話情報サービス	15.1
2	サラ金・フリーローン	11.7	サラ金・フリーローン	12.9	サラ金・フリーローン	13.8
3	電話情報サービス	9.1	商品一般	9.0	商品一般	7.0
4	オンライン情報サービス	7.4	オンライン情報サービス	8.0	オンライン情報サービス	5.0
5	賃貸アパート・マンション	2.8	賃貸アパート・マンション	3.0	賃貸アパート・マンション	3.6
6	健康食品	1.5	外国語・会話教室	1.9	健康食品	1.8
7	ふとん	1.2	健康食品	1.6	エステティックサービス	1.8
8	生命保険	1.2	生命保険	1.5	生命保険	1.5
9	自動車	1.2	エステティックサービス	1.5	自動車	1.4
10	新聞	1.1	自動車	1.3	新聞	1.3

上記内訳は、「契約・解約」と「販売方法」のいずれかが問題となっている相談の件数が上位のものである。

- ・商品一般・・・商品の相談であることが明確であるが、分類を特定できない、または特定する必要のない相談
- ・サラ金・フリーローン・・・消費者金融会社、クレジット会社、銀行等が扱う用途を限定しないで設定されている消費者ローン
- ・電話情報サービス・・・電話回線を通して情報を得る、情報料が有料の情報サービス。または、情報料は無料でも、電話会社が通話料のみで提供する情報サービス。あるいは、情報量の有料・無料にかかわらず、情報を提供することを目的に作られたもので、消費者が自分で操作してファクシミリあるいはそれに類するものに限る。
- ・オンライン情報サービス・・・インターネットなどのコンピューターオンラインネットワークを使って情報を得るサービス

(上記相談件数表は、国民生活センターからの統計を基に上位10位までを抽出したものであり、すべての割合を合算しても100%になるものではない。)

年度別相談件数内訳(安全・品質)

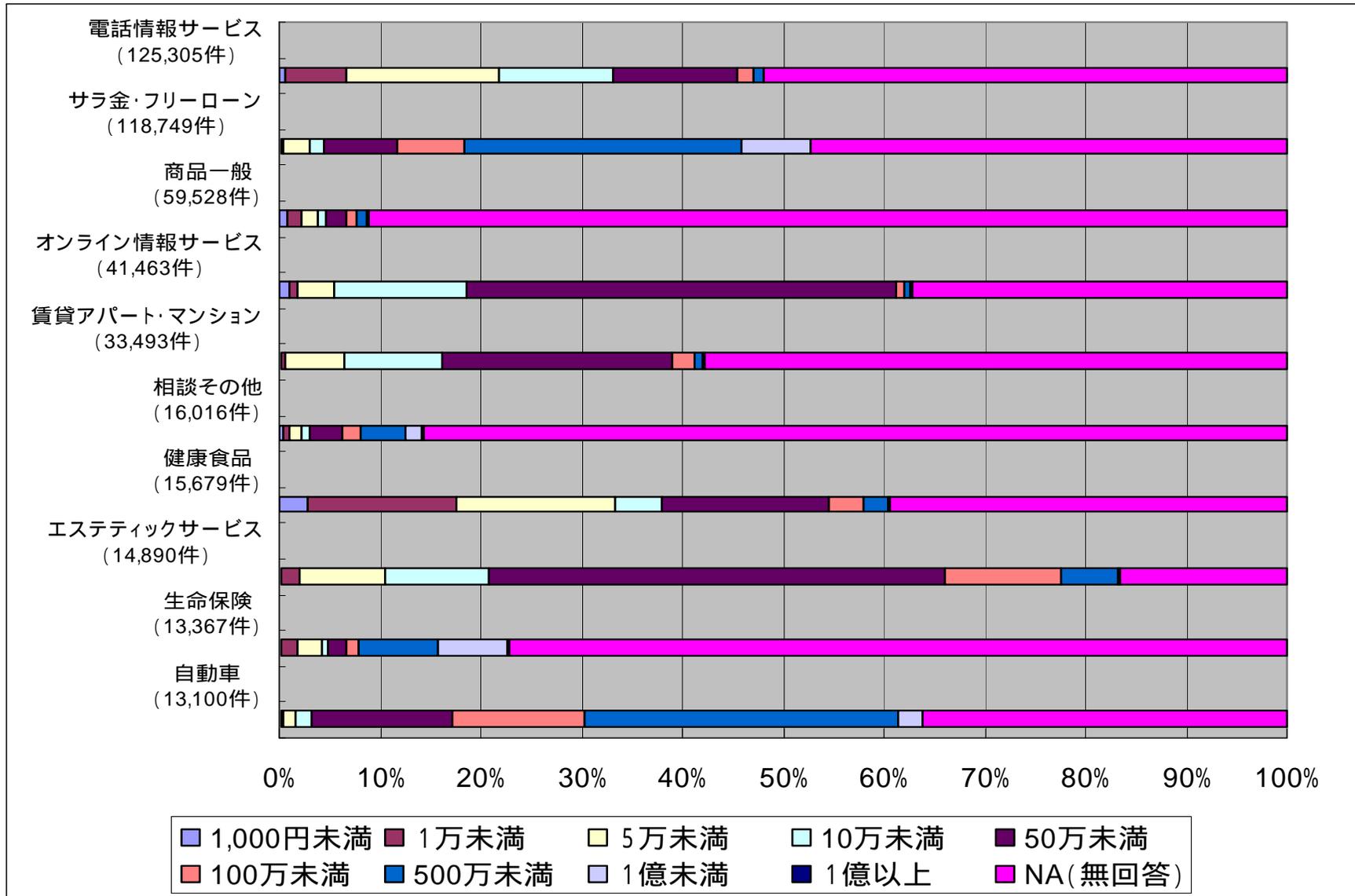
	2006年度 (97,640件)	割合 (%)	2007年度 (113,301件)	割合 (%)	2008年度 (110,036件)	割合 (%)
1	クリーニング	6.7	クリーニング	5.5	クリーニング	5.4
2	自動車	5.5	自動車	4.5	自動車	4.2
3	賃貸アパート・マンション	3.8	賃貸アパート・マンション	3.6	賃貸アパート・マンション	3.8
4	修理サービス	2.8	修理サービス	2.9	修理サービス	2.9
5	健康食品	2.5	携帯電話機	2.5	携帯電話機	2.7
6	新築工事	2.1	健康食品	2.2	健康食品	2.3
7	パソコン	1.9	新築工事	1.8	新築工事	1.7
8	戸建住宅	1.7	パソコン	1.8	パソコン	1.7
9	医療サービス	1.6	化粧品類	1.6	化粧品類	1.6
10	携帯電話機	1.5	調理食品	1.6	婦人洋服	1.5

上記内訳は、「安全・衛生」(身体・生命の被害およびそのおそれのある事故、火災・発火等の危険、食品衛生、発ガン性や残留農薬等の一般的安全性等、安全および衛生に関する相談。)及び「品質・機能・役務品質」(商品の品質、機能・性能、故障、不具合、使い勝手等および役務の内容・水準等に関する相談。)のいずれかが問題になっている相談の件数が上位のものである。

(上記相談件数表は、国民生活センターからの統計を基に上位10位までを抽出したものであり、すべての割合を合算しても100%になるものではない。)

2008年度商品・役務契約金額分布

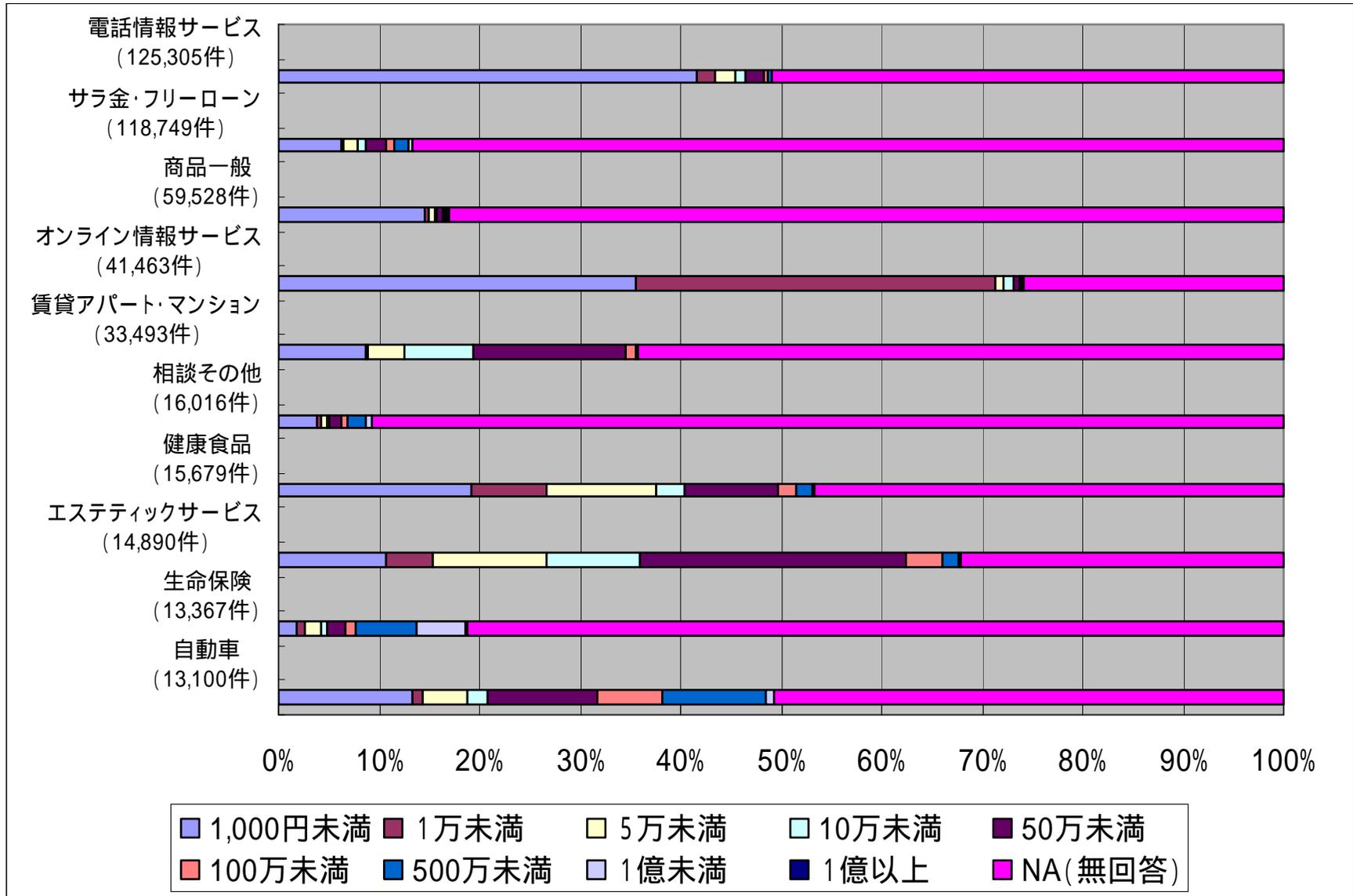
(本グラフは、相談件数の多い10位までのものを抽出して作成したものである。)



*上記グラフは、商品・役務別に分類したものであり、既述の年度別相談件数内訳(取引)とは分類の方法が異なる。

2008年度商品・役務既払金額分布

(本グラフは、相談件数の多い10位までのものを抽出して作成したものである。)



*上記グラフは、商品・役務別に分類したものであり、既述の年度別相談件数内訳(取引)とは分類の方法が異なる。

(参考5)

集団的消費者被害の事例

1. 被害者の特定が比較的容易であり、被害内容が定型的と思われる事例

事件名	事案の概要	関連する法規制	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額	適格消費者団体による差止請求の対象
外国語会話教室の解約時の前払い受講料の精算金請求事案	外国語会話教室において、受講料を前払いさせていたが、購入単価と、解約した場合の清算単価が異なっており、購入単価よりも高く設定されていた。この精算規定が適法か問題となった事案。	特商法第49条第2項第1号は、特定継続的役務提供契約が解除された場合、提供された役務の対価、解除によって通常生じる損害として政令の定める額、法定利率による遅延損害金を加算した金額を超える額の金銭の請求ができないとしている。	不当利得返還請求	最高裁事案の原々審認容額は約31万円	(改正法施行後)
大学学納金返還請求事案	前納した大学の授業料について、入学辞退した場合に不返還特約があったが、不返還特約が有効であるか問題となった事案。		消費者契約法第9条により、解除に伴う損害賠償の規定が無効であるとして、不当利得返還請求	100万円程度の請求から、私立医科大学等納付金が1000万円を超える事案あり。	
個人情報流出事案	顧客の住所氏名等の個人情報が流失した事案。	個人情報保護法第20条から第22条で個人情報取扱事業者の安全管理措置が義務付けられている。	不法行為による損害賠償請求	東京地・高裁の事案は、慰謝料認容額は1人あたり3万円。大阪地裁の事案は、慰謝料認容額5000円	x
商品販売等を仮装したねずみ講被害事案	商品価値の乏しい商品の販売名下に1口x円の支払いをして会員となり、後順位者2人以上を勧誘してオーナー登録させれば、順次地位が昇格して支出した以上の成功報酬が得られると勧誘する事案。	特商法の連鎖販売取引に当たるとした場合、同法第34条、第37条、第38条等により、書面交付、不実告知・不利益事実の不告知の禁止、断定的判断の提供禁止、勧誘目的の明示の勧誘禁止などが規定されている。 無限連鎖講の防止に関する法律第3条で、無限連鎖講が禁止されている。	不法行為による損害賠償請求 公序良俗違反による無効を理由とした不当利得返還請求	カタログ販売員募集名下のねずみ講事案では、警察庁の資料によると会員5500人被害総額22億5000万円(単純平均約40万円)	(不実告知・不利益事実の不告知、断定的判断の提供がある事例：改正法施行後)

2. 被害者の特定は比較的容易であるが、被害内容の個性が強いと思われる事例

事件名	事案の概要	関連する法規制	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額	適格消費者団体による差止請求の対象
悪質住宅リフォーム事案	住宅リフォームについて、点検をするなどと称して訪問し、虚偽の説明をして、不要な工事を実施し高額な代金を支払わせまた、次々に契約させる事案。	特商法第4条ないし第6条により、書面交付の義務づけ、不実告知・不利益事実の不告知の禁止。	<対リフォーム業者> 特商法第9条の2（新法第9条の3）の取消しによる不当利得返還請求 特商法第9条の2による過量販売解除による不当利得返還請求（未施行） 詐欺等による不法行為の損害賠償請求 <対クレジット会社> 割賦販売法30条の4による抗弁対抗 割賦販売法35条の3の13の取消しによる不当利得返還請求（未施行）	PIO-NET情報の分析結果では、判断不十分契約の平均既払金額は約20.7万円、次々販売の平均既払金額は約24.8万円。1000万円を超える被害事例もあり。	（の請求に関連して：改正法施行後）
和牛預託商法事案	和牛の飼育から得られた利益を配分するとして和牛を購入させる事案。勧誘方法の問題のほか、業者が破綻し出資金が返金されない問題が生じることがある。	特定商品等の預託等取引に関する法律により、書面交付を義務づけ、不実告知、不利益事実の不告知を禁止、解除の際の違約金を制限している。 金商法の集団投資スキームにあたる場合、販売勧誘規制あり。	預託契約に基づく返還請求 消費者契約法による不実告知、不利益事実の不告知、断定的判断の提供等による取消しによる不当利得返還請求 詐欺等による不法行為の損害賠償請求	平成9年の国民生活センターの発表では、平均支払額119万円。 警察庁が公表している検査事例では、2500人から44億5000万円をだまし取ったとされている（単純平均178万円）。	（の請求に関連して）
投資商法事案	電子マネー形式の擬似通貨、海外事業投資、企業家育成事業、株式投資運用などの名目で高額配当をうたって出資を集めるといった事案。勧誘方法の問題のほか、業者が破綻し出資金が返金されない問題が生じることがある。	金商法に該当する場合販売勧誘規制あり。	契約に基づく返還請求 消費者契約法による不実告知、不利益事実の不告知、断定的判断の提供等による取消しによる不当利得返還請求 詐欺等による不法行為の損害賠償請求 金融商品販売法5条の損害賠償請求	PIO-NET情報の分析結果では、契約金額100万円以下が約37パーセント、100万円から200万円が約26パーセントであるが、1000万円超の相談も見られる。	（の請求に関連して）
モニター商法事案	商品を購入してモニターになれば毎月モニター料が月々の代金支払額よりも多く支払われるとして商品を販売。業者が破綻してモニター料が支払われなくなり、クレジット債務が残るといった事案。	特商法の業務提供誘引販売にあたる場合、同法第52条、第55条、第56条等により、書面交付、不実告知・不利益事実の不告知の禁止、断定的判断の提供禁止、勧誘目的の不明示の勧誘禁止。	<対販売店> 不法行為の損害賠償請求 モニター契約の公序良俗違反無効による不当利得返還請求 特商法第58条の2の取消しによる不当利得返還請求 <対クレジット会社> モニター契約が公序良俗違反により無効、クレジット会社に対する割賦販売法30条の4による抗弁対抗	布団のモニター商法では36万円あるは46万円販売されていた。	（の請求に関連して：改正法施行後）
敷金返還請求事案	管理会社の作成した契約書に自然損耗および通常損耗についても賃借人に原状回復義務を負担させる特約があるため、当該契約書を利用して賃貸借契約をした賃借人が敷金の返還を拒絶する事案（同一の契約書を使用している賃借人が多数存在するものの、個々の賃借人の居室の使用状況は異なる。）。		消費者契約法第10条による原状回復特約の無効を前提とした、敷金返還請求権	大阪高裁平成16年12月17日判決事案は、敷金20万円	

3. 被害者の特定は困難であるが、被害内容は定型的と思われる事例

事件名	事案の概要	関連する法規制	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額	適格消費者団体による差止請求の対象
虚偽の有価証券報告書開示等による証券被害事案	虚偽の有価証券報告書の提出等により株価を不当に高く吊り上げ、本来あるべき株価より高い価格で株式を購入させられた事案。	金商法第172条の4は、有価証券報告書に虚偽記載がある場合課徴金を定めている。	金商法第21条の2などによる虚偽記載のある有価証券報告書を提出した会社、会社役員等の損害賠償。損害額の推定規定がある。	最近の集団訴訟の事例では、原告団体によると集団訴訟の原告は3345人、請求総額約193億円、平均損害額は525万円	x
灯油カルテル事案	石油元売各社および事業者団体が生産調整、価格カルテルにより小売価格を引き上げたこととされる事案。	独占禁止法第3条は不当な取引制限を禁止している。同第8条は、事業者団体が競争を実質的に制限することを禁止している。 独占禁止法第7条の2、同第8条の2は課徴金を定めている。	不法行為による損害賠償請求 独占禁止法第25条による損害賠償請求	鶴岡訴訟は1次、2次訴訟合計1654人、合計請求額96万6594円、東京訴訟（主婦連・川崎生協グループ）は、98人7万5081円、東京訴訟（奪れたものを取りかえず消費者の会）は、343名46万2960円	x
食品の製造方法等の表示偽装事案	実際には安価である模造品を、高価な特殊な製法の食品であると表示して販売し、本来あるべき価格より高い価格で購入させられた事案。	景品表示法第4条第1項第1号は、優良誤認表示を禁止している。	不法行為による損害賠償請求 不当利得返還請求		

4. 被害者の特定が困難であり、被害内容の個性性も強いと思われる事例

事件名	事案の概要	関連する法規制	想定される被害者の請求	想定される個々の被害者の一般的な被害金額	適格消費者団体による差止請求の対象
薬害C型肝炎事案	後天性の傷病について、フィブリノゲン製剤または第 因子複合体製剤の投与を受け、これによってC型肝炎ウイルスに感染した者（胎児を含む）が、国および製薬会社に損害賠償を求めた事案。	薬事法により医薬品の製造承認、医薬品再評価等の制度がある。	不法行為による損害賠償請求	5地裁約200名の原告（ただし、救済スキーム確定後追加提訴継続中で、平成20年7月10日現在で約650名） 特別法の給付金は1200万円から4000万円	x
乳飲料食中毒事案	乳飲料の製造工程において、食中毒の原因となる毒素が混入し、当該乳飲料を飲用した者に、食中毒が生じた事案。	食品衛生法第54条は、厚生労働大臣等が、有毒物質が含まれる、病原微生物に汚染される等した食品について廃棄、危害を除去するための必要な措置を命じることができるとしている。	製造物責任法による損害賠償請求	報告された有症状者数は14000人以上、大阪地裁に提訴した5家族9人のうち、比較的軽症の8人は合計110万円と和解、重症者1人は650万円と和解	x

二重線枠内はいわゆる欺瞞的商法の事案であるが、事案の内容によっては1の類型になることもあり得ると考えられる。

名称	特定非営利活動法人 消費者機構日本	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	社団法人 全国消費生活相談員協会	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
住所 差止請求 関係業務 を行う地	東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階	大阪市中央区大手前1丁目7番31号 大阪マーチャングイズ・マートビル1階 大阪府消費生活センター内	東京都港区高輪3丁目13番地22号 国民生活センター内 大阪市中央区北浜2丁目6番26号 大阪グリーンビルディング内 北海道札幌市中央区大通西18丁目1番43号	京都市中京区烏丸通二条下ル 秋野々町529番地ヒロセビル5階
申請日 認定日	平成19年6月 7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年6月 7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年8月31日申請 平成19年11月9日認定	平成19年10月12日申請 平成19年12月25日認定
代表者等 の氏名	会長 青山 侑 理事長 品川 尚志	会長 北川 善太郎 理事長 榎 彰徳	会長 及川 昭伍 理事長 山上 紀美子	理事長 野々山 宏
社員数	136名(うち、団体会員8名) (平成21年3月31日時点)	117名(うち、団体会員14名) (平成21年3月31日時点)	1929名(うち、団体会員0名) (平成21年3月31日時点)	102名(うち、団体会員3名) (平成21年3月31日時点)
申入れ等 の活動状 況	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産賃貸借業者への申入れ(原状回復義務等) 出版社・教材販売業者(中途解約金・勧誘等)への申入れ 予備校(入学金等不返還)への申入れ等 中古車販売業者への申入れ(瑕疵担保責任の全部免除の規定等の削除) 建築請負業者への申入れ(撤回手数料、違約金に関する規定の削除) 投資顧問業者への申入れ(中途解約時の登録費不返還の規定等の削除) 携帯電話販売事業者への申入れ(解約権を制限する規定の削除) 資格講座等を運営する事業者への申入れ(解約権制限条項等の停止) 有料老人ホームに対する申入れ(入居申込金不返還条項の削除等) <p>【結果】</p> <p>資格講座等を運営する事業者とは裁判外の和解が成立(平成21年4月28日)。その他、契約条項の改善に至るなどして訴訟に至らずとも解決している事例がみられる。</p> <p>また、特定商取引法に基づく申入れの一部については、行政への申し出を実施して終了としているものもみられ</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産賃貸業者(原状回復義務等)等について、契約条項の問題点を問い合わせる活動 貸金業者(早期完済時の違約金特約条項)について、申入れ、第41条第1項に基づく事前請求を実施後、4月8日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては2例目 英会話学校(受講契約時の不返去や不実告知)について、第41条第1項に基づく事前請求を実施後、8月28日に大阪地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては4例目 警備会社への申入れ(中途解約料・損害賠償債務の全部免除の規定等の改善・削除) <p>【結果】</p> <p>一部については、問い合わせがされた段階で問題となった契約条項の削除や改定が行われてるなどしている。英会話学校への訴訟については、和解が成立(平成21年3月4日)。貸金業者への訴訟については、勝訴(一部)判決(平成21年4月23日)。敗訴部分につき5月2日に大阪高裁に控訴。6月19日に京都地裁に間接強制申</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産賃貸業者(中途解約に係る清算条項等)について、契約条項の問題点の申入れを実施 不動産賃貸業者に対する改善の申入れ(無催告解除条項等の停止・改善) 美容整形外科に対する改善の申し入れ(申込金の不返還特約・キャンセル料条項等の停止・改善) 介護付有料老人ホームに対する改善の申入れ(中途解約に係る初期償却条項等の停止・改善) <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中途解約に係る清算条項等について申入れた不動産賃貸業者、美容整形外科に関しては一定の改善が見られたとして協議を終了 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産賃貸借業者(敷金等の差引特約等)に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく事前の請求を実施、そのうち 定期補修分担金支払特約を使用する不動産賃貸借業者に対し、3月25日京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては初 敷金等から一定額を控除して返還する敷引特約を使用する不動産賃貸借業者に対し、8月12日京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては3例目 冠婚葬祭業者等に対し、互助契約等の中途解約金に関して、消費者契約法第41条第1項に基づく事前の請求を実施後、12月3日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては5例目 <p>【結果】</p> <p>については請求の一部(敷引特約の条項を含む意思表示を行わないこと)は認諾され、残りの部分について却下判決(平成21年1月28日)。2月10日大阪高裁に控訴、6月16日敗訴(判決確定)。他の2件は係属中。</p>

名称	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
住所 差止請求 関係業務 を行う地	広島市中区上八丁堀7番1号 ハイオス広島312号	神戸市中央区元町通6丁目7番10号関西ビル3階	さいたま市浦和区岸町7-11-5
申請日 認定日	平成19年11月14日申請 平成20年 1月29日認定	平成20年2月29日申請 平成20年5月28日認定	平成20年12月24日申請 平成21年 3月 5日認定
代表者等 の氏名	理事長 吉富 啓一郎	理事長 清水 巖	理事長 池本 誠司
社員数	201名(うち、団体会員7名) (平成21年3月31日時点)	136名(うち、団体会員7名) (平成21年3月31日)	121名(うち、団体会員17名) (平成21年3月31日)
申入れ等 の活動状 況	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸衣装会社(卒業式用衣装のキャンセル料)について、申入れを実施 <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議中 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行者に対し申入れ(クーポン利用約款) ・各種資格試験受験指導業者(解約権制限条項)に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく事前請求を実施 ・旅行者(解除権制限条項)に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく事前請求を実施後3月18日神戸地裁に提起 <p>本制度に基づく訴訟としては6例目</p> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資格試験受験指導業者から解約制限条項について改定する旨の回答 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話販売業者に対する申入れ(消費者の同意なく約款変更を可能とする条項等の改善) <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答書受領後検討中

1 消費者契約法第23条第4項に基づき、内閣総理大臣(内閣府)に報告のあった事項を基に作成。報告事項ではない各種の団体の活動(勉強会、情報収集など)については記載していない。

適格消費者団体による差止請求に係る訴えが提起された案件の一覧表

(平成21年8月1日現在)

裁判所 提訴日 判決又は 和解の日	事案の概要	結果	根拠条文
1 京都 地方裁判所 平成20年 3月25日	事業者で貸貸人である被告が消費者との建物賃貸借契約において、定額補修分担保金(定額補修分担保金は、消費者が目的物件退去後の賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として支払うものであり、敷金は別の費用としている。入居の長短に関わらず、消費者は返還を求めることができず、消費者の故意又は重過失による損傷・改造の場合を除き、被告は、本物件の修理・回復費用の負担を求めることができないものとしている。)名目で不返還の一時金を徴収する約定を用いて契約したとして、原告は、定額補修分担保金条項を用いた意思表示を行うことの停止、定額補修分担保金条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙の破棄、被告従業員らに対して、その意思表示の停止及び契約書用紙の破棄すべきことの周知徹底の措置を求めた。	-	第10条 第12条第3 項
2 京都 地方裁判所 平成20年 4月8日 平成21年 4月23日	原告は、貸金業等を営む事業者である被告に対し、早期完済違約金条項(借主が貸付金の返済期限が到来する前に、貸付金全額を返済する場合に(期限の利益を喪失したことによる返済を除く。)、返済時までの期間に応じた利息以外に、返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項(本件条項A)及び、借主が期限の利益を喪失し、貸付金の残元金を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、返済時までの期間に応じた利息及び遅延損害金以外に、返済する残元金に対して割合的に算出された金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項(本件条項B))を使用し、又は使用するおそれがあるとして、当該契約条項を含む契約の締結の停止、当該契約条項を含む借付証書の用紙の廃棄を求めた。	裁判所は、本件条項Aについて、平成15年7月18日最高裁第二小法廷判決の趣旨に照らして、利息制限法所定の制限利率を超える約定利息を定めた金銭消費貸借契約が存在する場合、本件条項Aは消費者が法律上支払義務を負わない金員を支払うことを内容とする条項として、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと評価せざるを得ないと判断した。そのうえで、本件条項Aは、貸付の内容いかんによって消費者契約法第10条に該当して、無効であるか否かの判断が分かれるものの、当該契約条項を使用した契約締結を差止めすべき必要性が高い場合には、当該契約条項を使用した契約締結を差止めの対象とするのも許容するのが消費者契約法第12条の趣旨であるとし、貸金業法等改正法のいわゆる完全施行により、みなし弁済の廃止、出資法上限金利の引下げ等が実施されるまでは貸付利率については利息制限法所定の制限を超える利率を採用することが十分に考えられるので、本件条項Aを差止めすべき必要性は高いとして、当該契約条項を含む契約の締結の停止、当該契約条項を含む借付証書の用紙の廃棄を求めた。 本件条項Bについては、被告は改訂後の借付証書から本件条項Bを削除し、単に二重線で抹消するなどしており、一時的に使用を中断しているのとは事情が異なる等として、被告が本件条項Bを含む消費者契約の締結をおこなうおそれがあると認めるとはできないと判断し、請求を棄却した。 原告・被告双方により控訴され、控訴審が係属中。	第10条 第12条第3 項
3 京都 地方裁判所 (控訴審に つき、大阪 高等裁判 所) 平成20年 8月12日 平成21年1 月28日(第 一審) 平成21年6 月16日(控 訴審)	原告が、不動産賃貸借等を業とする事業者である被告に対し、敷引特約条項(建物賃貸借契約を締結又は合意更新をするに際し貸借人が賃借人から受領する敷金又は保証金に関して、賃借人が、建物賃貸借契約終了時において、その名目の如何にかかわらず、賃借人に返還すべき敷金又は保証金より無条件に一定額を控除する旨の条項をいう。)を使用するおそれがあるとして、敷引特約条項を使用した意思表示を行うことの停止を求めるとともに、当初、上記意思表示を行うことの停止に必要な措置として、その従業員らに対し上記意思表示を行ってはいならないこと等を周知徹底するために必要な措置をすることを求め、その後、裁判所から請求内容の特定を求められて、請求を変更し、上記意思表示を行うための事務を行わないよう指示することを求めた。	について、被告は、平成20年10月21日の第1回口頭弁論期日において、請求を認諾した。 について、裁判所は、平成21年1月28日、本件請求に係る原告の訴えは、原告が本件訴訟において請求し、被告が認諾した消費者との間で敷引特約条項を使用した意思表示を行うことの停止に加え、被告が何を行う義務を負うのかという点について明確になっておらず、その請求の特定を欠くとして、訴えを却下した。 について、原告は控訴し、さらに、従業員らに敷引特約条項を使用しない旨を記載した書面を配布せよとの予備的請求を追加したところ、控訴審において、(主位的請求)については、控訴人(原告)の請求は特定を欠くものであるとして、予備的請求については、被控訴人(被告)は、従業員に対する周知措置をとり、上記のとおり については認諾していたがその際被控訴人は控訴人の法的外見解を受け入れることを表明していたこと等から、裁判所は、平成21年6月16日、被控訴人は本件条項を使用するおそれがないとして控訴人の控訴を棄却した。	第10条 第12条第3 項
4 大阪 地方裁判所 平成20年 8月28日	原告は、語学教室の経営等を業としている被告が、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、消費者契約法第4条第1項第1号、第2項、第3項第2号に該当する行為を現に行い、かつ、今後行うおそれがあるとして、消費者が退去する意思を表明しているにもかかわらず勧誘をしている場所から退去させない行為をすること、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げること、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま、受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げること、以上 ないし の行為を行ってはいならないこと及び、上記 ないし の行為を容認ないし推奨する内容を記載した文書等を廃棄すること、従業員らに対し、上記 ないし の行為を行ってはいならないこと及び 記載の文書等を破棄すべきことを周知徹底する措置を採ることを求めた。	平成21年3月4日の第4回口頭弁論期日において、原告と被告の間で和解が成立した。 ()和解内容については、資料の参考8参照	第4条第1項 第1号 第4条第2項 第4条第3項 第2号 第12条第1 項
5 京都 地方裁判所 平成20年 12月3日	原告は、被告らが消費者との冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し、契約期間中に中途解約した場合、'所定の手数料、などの名目で解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする契約条項を用いて契約を締結しているとして、当該契約条項を用いて意思表示を行わないこと、同内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを被告ら従業員に対し指示する措置を採ることを求めた。 具体的には、Pコースでは、払込済回数9回目までは手数料の全額が差し引かれ、10回の場合は24,650円、11回目以上の場合は、払込済回数が1回増える毎に、差し引かれる額が250円ずつ増え、Rコースでは、払込回数13回目までは手数料は全額差し引かれ、14回目以上の場合は、払込済回数が1回増える毎に、差し引かれる額が150円ずつ増え、例えば、Pコース会員が20回の積み立てをなした時点で解約した場合には、積立金5万円(2,500円×20回=5万円)から、手数料27,150円(24,650円+250円×10回)が差し引かれ、22,850円しか払い戻されないことになる。	-	第9条第1号 第10条 第12条第3 項
6 神戸 地方裁判所 平成21年 3月18日	第一種旅行業の登録を受けた旅行業を営む株式会社である被告に対して、原告が、本体たる募集型企画旅行契約を消費者が解除した場合にも、代金支払いのために利用された企業ポイントが消費者に返還されないとする契約条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を、現に行い又は行うおそれがあるとして、当該契約条項を含む契約の締結の停止、被告の運営するウェブサイト内からの当該契約条項の削除、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金支払いのために消費者から被告に引き渡された企業ポイントの返還を制限する契約条項を含む企画旅行契約の締結の禁止、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金支払いのために消費者から被告に引き渡された企業ポイントの返還を制限する契約条項を被告の運営するウェブサイト内に表示することを禁止を求めた。	-	第9条第1号 第10条 第12条第3 項

(参考8)

適格消費者団体による差止請求に係る和解の例

1 (略)

2 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為をしない。

消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為

消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為

消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為

~ (略)

3 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2 ないし のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの取消の要求に応じるとともに、当該消費者から受け取った金員がある場合には、その全額を当該消費者に返還する。

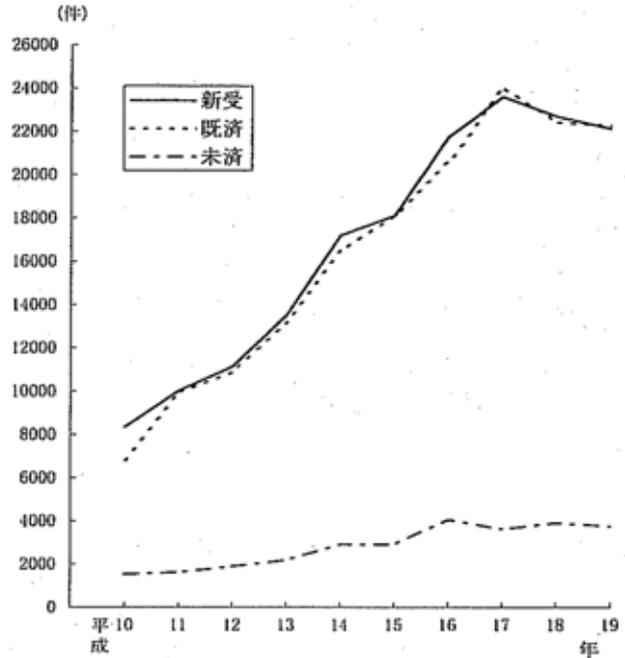
4 ~ 10 (略)

(参考9)

§ 6 少額訴訟事件 (簡易裁判所)

年次	新受	既済	未済
平成10年	8,348	6,819	1,529
11	10,027	9,928	1,628
12	11,128	10,867	1,889
13	13,504	13,205	2,188
14	17,181	16,454	2,915
15	18,117	18,125	2,907
16	21,761	20,609	4,059
17	23,584	24,021	3,622
18	22,679	22,394	3,907
19	22,122	22,269	3,760

(注) 途中で通常移行したものを含んだ数値



(終局区分別既済事件数)

年次	判決			和解	その他
	全体	(内対席)	(内欠席)		
平成10年	2,818	917	1,901	2,539	1,462
11	3,952	1,446	2,506	3,763	2,213
12	4,191	1,518	2,671	4,353	2,323
13	4,851	1,910	2,938	5,515	2,839
14	5,917	2,353	3,560	6,994	3,543
15	6,416	2,639	3,774	7,657	4,052
16	7,183	3,037	4,135	8,820	4,606
17	8,587	3,539	5,028	9,971	5,463
18	7,839	3,311	4,516	9,126	5,429
19	7,894	3,277	4,614	8,693	5,682

(注) 途中で通常移行したものを含んだ数値

「判決」欄の「全体」の中には、対席もしくは欠席のいずれにも分類されないものを含む。

出典：『裁判所データブック 2008』52頁

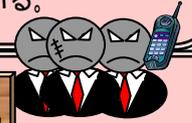
財産犯等の犯罪収益のはく奪・被害回復関係の法整備

法整備の背景

【現行の組織的犯罪処罰法】

犯罪被害財産(詐欺, 出資法違反など「財産犯等」の犯罪行為により被害者から得た財産)の没収・追徴を禁止。

➡ 被害者の民事における損害賠償請求権等の実現を優先する趣旨であるが, 実際には, 当該請求権が行使されず, 犯人に不正な利得を保有させかねない事態を招来している。



ごりようかい

【三菱会関係者によるヤミ金融事件の犯罪収益(約51億円)】

スイスが没収 スイス政府から譲与を受けて被害者の被害回復に充てる必要



法整備の概要

犯罪被害財産の没収・追徴, 外国からの財産の譲与 (組織的犯罪処罰法の一部改正)

犯罪被害財産

組織犯罪
マネロンなど

没収・追徴を可能に

外国への相互主義保証を可能に



我が国に譲与

外国で没収・追徴された犯罪被害財産に相当する財産

被害回復給付金の支給手続 (新法 (被害回復給付金支給法) の制定)

支給手続のうちの一部を行う

検察官

選任

弁護士

(被害回復事務管理人)



手続の公告・知れている者への通知



調査
審査

被害額の裁定・給付金の支給



官報公告



申請



給付金の支給対象者

刑事裁判で認定された事件の被害者

一連の犯行として行われた事件の被害者



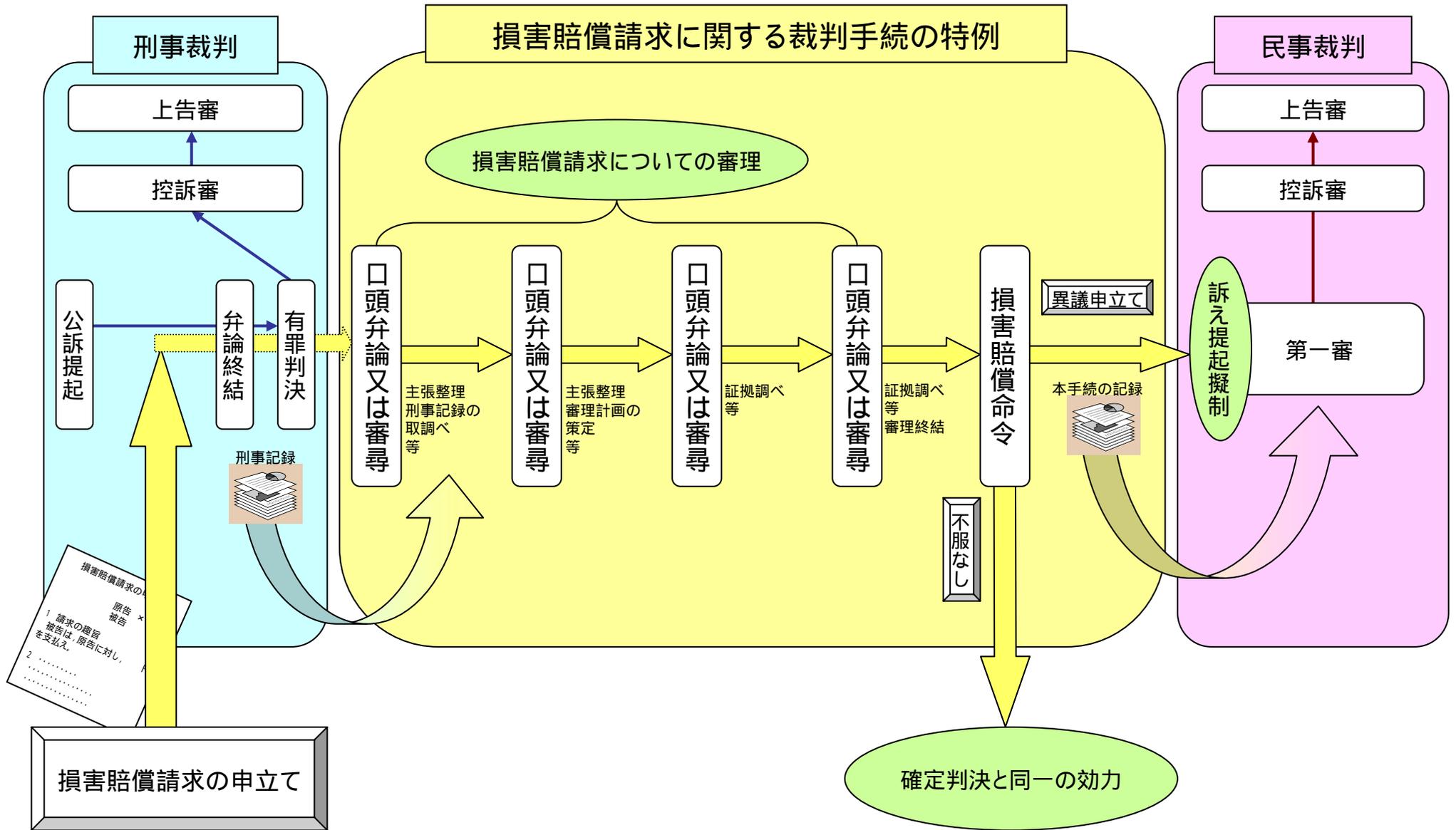
残余財産からの特別支給手続

期間中に申請できなかった被害者

なお残余が生じたときは一般会計に

(参考11)

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



(参考 12)

金融商品取引法における課徴金額と刑事罰の調整規定について

課徴金対象行為	不公正取引					継続開示書類の 虚偽記載・不提出	発行開示書類 の虚偽記載・ 不提出	公開買付届 出書等の虚 偽記載・不 提出	大量保有報告書の 虚偽記載・不提出
	インサイダー取引	相場 操縦	仮装・馴 合売買	安定操 作取引	風説の流 布・偽計				
課徴金額の算定 方式	例)(重要事実公表後2週間以内の最高値 - 購入価格) × 購入株数					例) 600万円 or 時価総額の10万 分の6のいずれ か高い方	例) 募集・売 出し総額の 2.25%(株式等 の場合は 4.5%)	例) 買付け 総額の 25%	例) 対象株券等の 発行者の時価総額 の10万分の1
罰則	法人	5億円以下の罰金	7億円以下の罰金			5億円以下の罰金			
	個人	5年以下の懲役若し くは500万円以下の罰 金又はこの併科	10年以下の懲役若しくは1000万円以下 の罰金又はこの併科			5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科			
没収・追徴	不公正取引により得た財産等を没収・追徴					-			
課徴金と刑事罰 等との調整規定	没収・追徴額相当額を課徴金より控除()					虚偽記載の場合、 罰金相当額を課 徴金より控除 ()	-		

() 課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合...当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令

課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合...判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消し

課徴金納付後に起訴された場合...判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更し、還付

(参考13)

【課徴金】延べ87名の事業者に対して、270億3642万円の納付命令（過去最高額）



(注) 旧法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係るものを含み、旧法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

平成20年度における独占禁止法違反事件の処理状況について（概要）1頁より引用

(参考 14)

緊急停止命令の概要及び請求事例

独占禁止法の禁止規定に違反する疑いのある行為によって回復し難い侵害がもたらされることを回避するために、独占禁止法第 70 条の 13 には、公正取引委員会は緊急の必要がある場合、東京高等裁判所に当該行為の一時停止等を求めることができる旨定められている。

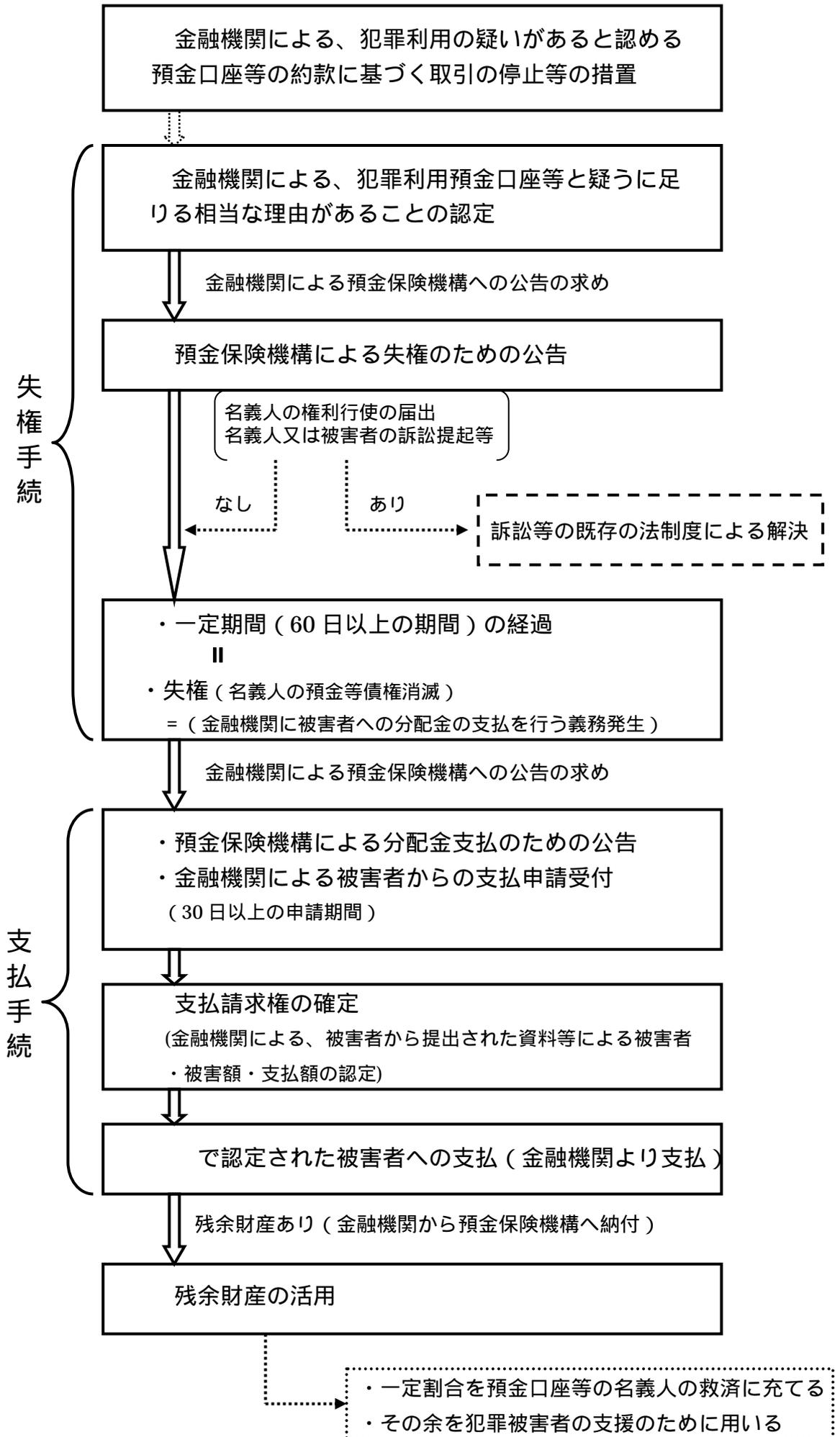
件名	申立日 (A)	東京高裁決定日 (B)	東京高裁決定内容	審理日数 (A-B)
(株)朝日新聞社ほか 153 名に対する件	昭和 30 年 3 月 16 日	昭和 30 年 4 月 6 日	一部容認 一部却下	21
伊藤勲に対する件	昭和 30 年 7 月 4 日	昭和 30 年 7 月 29 日	容認	25
(株)大阪読売新聞社に対する件	昭和 30 年 10 月 5 日	昭和 30 年 11 月 5 日	容認	31
(株)北国新聞社に対する件	昭和 31 年 12 月 21 日	昭和 32 年 3 月 18 日	容認	87
八幡製鉄所(株)ほか 1 名に対する件	昭和 44 年 5 月 7 日 (注 1)	-	-	-
(株)中部読売新聞社に対する件	昭和 50 年 3 月 25 日	昭和 50 年 4 月 30 日	容認	36
(株)有線ブロードネットワークスほか 1 社 に対する件	平成 16 年 6 月 30 日 (注 2)	-	-	-

(注 1) 被申立人が、合併期日を延期したので同年 5 月 30 日に取下げ

(注 2) 被申立人が、同年 7 月 9 日に申立に係る行為を取りやめたので取下げ

平均審理日数	40
--------	----

<< 被害回復分配金の支払等に関する手続の流れ >>



国名	アメリカ合衆国		カナダ(オンタリオ州)	オーストラリア	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン	
制度の名称(類型)	クラス・アクション(オプト・アウト型)		クラス・アクション(オプト・アウト型)	代表手続・representative proceedings(オプト・アウト型)	クラス・アクション(併用型:原則オプト・イン型、例外としてのオプト・アウト型)	クラス・アクション(併用型)	集団訴訟手続(オプト・イン型)	
根拠法	連邦民事訴訟規則第23条(1966年改正)		クラス訴訟法(オンタリオ州法、1992年成立)	連邦裁判所法第 1A編(1991年改正により追加)	Administration of Justice Actの23章(2007年2月28日成立、2008年1月1日施行)	民事紛争における調停手続及び訴訟手続に関する法律(2005年紛争法、2008年1月1日施行)	集団訴訟手続法(2002年成立、2003年1月1日施行)	
制度趣旨	・裁判所にとっての運営上の能率 ・原告にとっての個人補償 ・抑止		・裁判所へのアクセス保障(個人では実際上提訴不可能な埋もれた請求権の復活) ・司法経済(重複審理の回避) ・違反行為者の行動修正(法の不遵守の抑止)	司法へのアクセスを保障する。				
主体	クラス構成員		州司法長官	クラス構成員	クラス構成員	共通の利益を有する潜在的集団に属するあらゆる人 特定の利益の保護を目的とする組織団体(提起される訴訟がその目的に合致するもの) 消費者委員会などの公的機関	私的集団訴訟:集団訴訟の対象となる請求権を有する者 団体訴訟:消費者又は給与生活者の利益擁護を目的とする非営利団体(構成員数や存続期間などに関する要件はなく、アドホックな団体やわずかな数の団体の団体であっても、団体による集団訴訟の当事者適格が認められる) 公的集団訴訟:集団構成員を代表するに適切な公的機関(現在、認められているのは、消費者オンブズマン及び環境保護局のみ。) 訴訟係属中に当事者適格を基礎づける事情の変更が生じても当事者適格は消滅しない。	
請求の内容	b(1)、(2)類型 ・事件類型に限定がない。 ・(b)2類型は、差止命令、宣言的判決(ある行為が違法であることを確認するもの。)を求める場合に用いられる。	b(3)類型 ・事件類型に限定がない。 ・実際に金銭請求に用いられることが多い。	・シャーマン法違反(取引制限、独占) ・3倍賠償金を請求することができる。	事件類型に限定がない。	事件類型に限定がない。	・民事訴訟法における一般制度であり、適用対象に限定はない。 ・差止請求、損害賠償請求、引渡請求など請求方法を問わない。 ・オプト・アウト型が想定しているのは、銀行、保険、電力、ブロードバンドなどの継続的サービスにおける料金の過剰請求など、個々の被害は少額で個別訴訟になじまないうえに、被害形態が均一で個別争点がない事件。	事件類型に限定がない。	
審判対象	個別の請求権		個別の請求権	個別の請求権	被告の責任(違法行為の存在及び支払義務)について審理判断する(メンバーの個々の請求権につき審理判断するものではない。)	個別の請求権	個別の請求権	
要件	多数性			・識別可能な2人以上	・7人以上の構成員がいること。	(前提としていると思われる。)		
	争点の共通性					(複数の者に共通する請求であること)	(事実上又は法律上の基礎が同一又は実質的に共通である権利又は義務の存在)	
	代表の請求の典型性						(集団構成員らの請求が共通又は類似する事実に基づくこと)	
	代表の適切性						(代表は裁判所が任命することからと思われる。)	
	共通争点の支配性			(ただし、クラス・アクションによることが訴訟手続として望ましいこととの判断のなかで事実上要素となる。)			(ただし、オプト・アウト型については、個別審理が必要な個別争点の不存在が要件となる。なお、共通争点と個別争点を分離する手続がある。)	
	手段としての優位性			(クラス・アクションによることが訴訟手続として望ましいこと)		(請求の審理のためにクラス・アクションが最良の方法であること)	(クラス・アクションが最も適切な手続であること)	
	金額	・連邦管轄である必要があるため、クラス代表者の請求が75000ドルを超えているか、100人以上のクラスであって合計額が500万ドルを超えている必要がある。 ・個々のクラス構成員の請求が高額な事案については優位性の要件が問題とならう。		法律上規定はないが、実際の案件としては、少額なものが多い。		(オプト・アウト型について)少額請求のため個別訴訟が期待できないことが明らかであり、オプト・インの手続では請求の審理が適切に行えない場合(立法理由書では、少額とは1人当たり2000クローネ(1クローネ=約20円)以下の請求をいうとされる。)	(オプト・アウト型について)請求金額が非常に小さく、相当多数の者にとって個別訴訟の提起が困難であること 金額が小さいこと自体が本質的要素というよりも、そのことによって個別訴訟の提起が困難になるかどうかのポイント(したがって、「少額」の具体的な額は明記されていない。事件ごとに幅がある。)	
その他		州民である自然人のみを代表する。	訴答書面において訴訟原因を示すこと。	申立書において、グループ構成員を記述または同定していること、請求の性質および求められている救済が特定されていること、共通の法律上、事実上の争点特定されていることが必要	クラスのメンバーが特定可能で、訴訟手続につき適切な方法で通知が可能であり、クラスの代表者の選任が可能であること	・同一の構成による裁判所による審理が可能であること ・同一の手続規則に基づき審理が可能であること ・集団代表者の選任が可能であること		
クラス認証	時期	実務上可能な早期の段階		認証の申し立ては、被告の最終答弁書、防衛意思通知書、出廷通知書が送達された日および最終答弁書、防衛意思通知書、出廷通知書の送達のために裁判所規則で定められた期間がそれらの送達のないまま経過した日のいずれか遅い日から90日以内に行うことができ、それ以降は裁判所の許可が必要。	裁判所が許可しない限り、代表手続の審理は離脱できる期日より前に開始してはならない。	可能な限り迅速に行う。	・集団の範囲が適切に特定されること ・裁判所は、原告が集団を適切に代表できないと判断したときは、当事者適格を有する他の者(個人、団体、公的機関)を、訴訟を進行するための新たな原告として任命しなければならない。	
	判断者	裁判所		裁判所	裁判所	裁判所	裁判所	
	クラスの分割等	サブクラスに分割することや、一部の請求や争点についてクラス認証することも可能。		サブクラスに分割することが可能。	サブクラスに分割することが可能。		サブクラスに分割することが可能。	・裁判所は、それが合目的な取扱いを促進するときは、原告と並んで又は原告の代わりに若干の集団構成員のみに関する問題又は本案の一部について事件を進行する者を任命することができる。
	クラスの変更	クラスの範囲の変更や認証の取り消しが可能。	クラス認証手続はない。	クラス認証の変更や取り消しが可能。	・手続開始後に生じた請求についてクラスを含むことを許可できる。 ・グループ構成員への金銭の配分について、配分費用が、支払うべき総額を考慮すれば過大であるときに、裁判所は手続が執行されないことへの命令ができる。この場合、代表者の個別訴訟になり、グループ構成員は参加できる。		認可決定の取り消し、変更が可能。この場合集団に含まれなくなった、クラス構成員は自らの請求について個別訴訟としての審理を執行することを求めることができる。	・裁判所は、それが事件における判断の著しい遅延を起因することなく、かつその他に被告のために著しい不利益なしに行われるときは、原告が集団訴訟を集団構成員の他の請求または新たな集団構成員を包含するように拡大することを認めることができる。
	不服申立て	申立可能。控訴裁判所が裁量により受理することができる。			・認証拒否や認証の取り消しについて当事者は中間上訴裁判所に不服申立ができる。 ・認証について、上位裁判所の許可を得て当事者は中間上訴裁判所に不服申立ができる。 ・当事者が不服申立をしない場合、クラス構成員も、上位裁判所の許可を得てクラスを代表して不服申立をすることができる。	申立可能(代表当事者またはサブグループの代表当事者がする。判決が構成員の請求に共通の争点に関するものである限り、不服申立ては可能)	・クラス・アクションの認可決定に対しては、上訴が提起できる(上訴が提起された後は、本案の審理が開始された後は、認可を争うことはできない。)	認可決定について上訴可能。
	その他	当事者に対するヒアリングが行われている		認証を拒否した場合や取り消した場合、個別訴訟として継続することを許可することができ、訴答の変更等必要な命令を行うことができる。				

国名	アメリカ合衆国		カナダ(オンタリオ州)	オーストラリア	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン
制度の名称(類型)	クラス・アクション(オプト・アウト型)		バレンスバトリー(オプト・アウト型)	クラス・アクション(オプト・アウト型)	代表手続・representative proceedings(オプト・アウト型)	クラス・アクション(併用型)	集団訴訟手続(オプト・イン型)
管轄	連邦裁判所の管轄がある必要がある。土地管轄等は一般原則による。		被告について管轄のある連邦地裁	連邦裁判所		すべての地方裁判所(管轄の限定はない。)	政府が指定した地方裁判所(少なくとも各県に1つ)及び環境裁判所
判決効	オプト・アウトをしなかったクラス構成員に対し、有利にも不利にも及ぶ。		オプト・アウトしなかった州民に対し有利にも不利にも及ぶ。	オプト・アウトをしなかったクラス構成員にたいし、有利にも不利にも及ぶ。	オプト・アウトをしなかったクラス構成員にたいし、有利にも不利にも及ぶ。	オプト・インをした(オプト・アウトをしなかった)メンバーは、訴訟の当事者ではないが、判決効を受ける。	その判断の時点における集団構成員たる者を拘束する。
通知	主体	クラス代表者(ただし、裁判所は相手当事者に通知するように命ずることもできる。)	州司法長官	クラス代表者(裁判所は相手当事者に通知するように命ずることもできる。)	裁判所と思われる	クラス代表者	裁判所が定める(裁判所が行う場合、クラス代表者が行う場合がある。)
	時期対象方法	裁判所は通知を指示することができる(通知を指示しないこともできる。)	合理的な努力により特定できる構成員に個別の通知が必要。	新聞、雑誌、ウェブサイト、店頭への掲示などの公告による。裁判所は別の通知の方法を指示することができる。	・手続の開始、オプト・アウトの権利、相手方の却下の申立て、代表当事者の和解による代表当事者でなくなること、そのほか裁判所が必要とした事項に関して通知が必要 ・通知の方法は裁判所が定める。 ・合理的に実行可能であって、過度に費用がかかるとはならないと確信した場合でない限り、裁判所は個別通知を命ずることができる。 ・裁判所は、損害賠償の請求を含まない場合には通知を免除することができる。	・裁判所が書式と内容を決定する。 ・個別通知若しくは宣伝・公告又は両者の併用。 ・メンバーの大多数がクラス・アクションの係属及びオプト・イン又はオプト・アウトの可能性があることを知るべきである。個人通知が可能な限りは個人通知を用いるべきであるが、一般的な宣伝・公告が要件を充たさないとはいえない。	・集団訴訟の申立てが却下されないときは、集団構成員に対して手続開始の告知がなされる。 ・裁判所が適切であると考える方法により行う(公告もあり得る。)
離脱の時期・方法	オプト・アウトの権利の付与は義務的でない。	オプト・アウトの権利の付与は義務的でない。	・裁判所が定める時期までに、裁判所に対して行う(15usc15c(b))。	・オプト・アウトをすることができる。時期及び方法は、クラス認可の際裁判所が定める。	・裁判所が定めた日までに書面で行う。 ・上訴審では離脱できない。	・オプト・インした後の離脱及びオプト・アウトとしての離脱が可能。 ・離脱にはオプト・イン登録の抹消又はオプト・アウトの登録を裁判所に対して行う。 ・離脱の時期は、判決の確定まで可能。判決がなされる前は、実体法上の請求権を失うことなく離脱できる。	・裁判所が定める期間内に、書面で裁判所にオプト・インの届出をしない集団構成員は、集団から離脱したものとみなす。 ・いったんオプト・インをしても、届出期間の満了までは、オプト・インを撤回して集団から離脱することができる。 ・届出期間は事件ごとに裁判所が裁量で決定する(通常は2ヶ月ないし3ヶ月)。
他の訴訟との関係、参加等	個別訴訟との関係	オプト・アウトをするか、個別訴訟を取り下げるかにより調整すべきだが、調整がなされず判決がなされた場合には、判決効の問題として処理される。	・裁判所は重複する損害を除外しなければならない(15usc15c(a))。 ・オプト・アウトをするか、個別訴訟を取り下げるかにより調整すべきだが、調整がなされず判決がなされた場合には、判決効の問題として処理される。	クラス訴訟が係属する裁判所は、職権により、または当事者もしくはクラス構成員の申立てにより、当該クラス訴訟に関連するいかなる訴訟についても、適切と考える条件の下に、手続を停止することができる。		・個人訴訟の方法で訴えを提起した者は離脱したものとみなされる。 ・オプト・アウトの場合は、個人訴訟が却下されたときにはこの効果は失効する。	
	他の集団訴訟との関係	・平行して進行し、判決効の問題として処理される。 ・連邦地区訴訟司法委員会の判断で一つの裁判所の元に事件を集中するか、クラス認証において除外するなどの調整がなされることがある。	・裁判所は重複する損害を除外することができる(15usc15c(a))。 ・裁判所が事件を併合することや一部の者をクラスから除外して調整する。 ・クラス・アクションが適切に遂行されれば、あえて州司法長官が訴訟を起こすことは少ない。	クラス訴訟が係属する裁判所は、職権により、または当事者もしくはクラス構成員の申立てにより、当該クラス訴訟に関連するいかなる訴訟についても、適切と考える条件の下に、手続を停止することができる。			
	個人(構成員)による手続参加の可否・方法等	オプト・アウトしない者は、自己の弁護士を通じて参加可能		裁判所は、クラス構成員の訴訟参加を許可することができる。	クラスメンバーにのみ関連する個別争点に関して決定するために手続きに参加することを裁判所が許可することができる。		集団構成員は、訴訟当事者ではない。しかし、除斥・忌避・訴訟係属、手続の併合、手続中の費用、及び証拠に関するその他の事項に關し、訴訟手続法の規定の適用にあたっては、当事者と同等される。
総額判決	・クラス全体の損害のみ確定し、個々の構成員の損害額はクレーム手続で確定する方法も行われている。	統計的手法やサンプル調査、合理的な推計方法により全体の損害が認定される(15usc15d)。	・責任総額を合理的に算定できるのである。総額査定ができる。この場合、クラス構成員の一部又は全員に平均的又は割合的に共有されるように充當する決定ができる。その際、特別手続を定め請求期限を設けて請求させ、配分額を決めることもできる。	総額について合理的正確な査定が可能場合には総額認定が可能。	総額判決はできない。		
個別事情と損害賠償額の認定	・裁判所はサブクラスに分けることができる。 ・クラス構成員の損害額が容易に認定できる場合には、すべてのクラス構成員の損害額が認定される。 ・責任判断と損害額の判断を分けて、損害額の判断をスペシャルマスターを委任して行わせることがある。 ・統計的手法や専門家を利用し、クラス全体の損害額を認定することについては、肯定、否定双方の裁判例がある。		・一部のものに共通の争点がある場合にはサブクラスにわけ代表者を置くことができる。 ・共通争点の判断後、裁判官・弁護士等(Attorneys)に指名し、損害額や因果関係等の個別争点についてADRの手続を実施することができる。	一部のものに共通の争点がある場合には、サブクラスに分けて代表者を置くことができる。	・裁判所はサブクラスに分けることができる。 ・共通争点から個別争点を分離することが可能。 ・裁判を分割し、一部の者について先行して判断することができる。その後の手続において、特別の理由がない限り裁判所はその判断に拘束される。 ・クラス・アクションの判決では、個々のクラス・メンバーの損害額を特定する。	新しいルールは含まれていない。	
証拠収集	・ディスカバリーが認められている。	・州法によりC/Dやサビーナが規定されており、提訴以前に、資料の提出や証言を要求できる。 ・訴訟においてディスカバリーを行うこともできる。	・通常の手続で認められているディスカバリーが認められる。 ・裁判所の許可があれば、クラス構成員に対するディスカバリーが行える。 ・通常訴訟であれば証拠として許容されない統計的情報も証拠として利用可能	・ディスカバリーが認められている。			
和解・取り下げ	通知等	・すべてのクラス構成員に対し合理的な方法で提案された和解内容を知ることが必要。クラス構成員に直接通知が必要か、公告でよいかは、裁判例が分かっている。	和解案は州民に対して公告をする。	・和解の認可に当たってクラス構成員への通知が必要。 ・通知はクラス代表が行いその方法等は裁判所が定める。	・裁判所は、クラス構成員に和解案の通知がなされない限り、和解案を承認しないことが可能。	・代表原告による訴えの取り下げは構成員に通知される。	・裁判所は、確証が求められる和解について、関係する集団構成員に通知しなければならない。
	和解・取り下げ	・裁判所の許可が必要。裁判所はヒアリングを要する必要がある。 ・連邦及び地方の司法長官又は監督機関に対して和解案等を通知する必要がある。 ・クラス構成員は、和解内容に異議を述べられる。 ・改めてオプト・アウトの機会を保障する必要がある。	裁判所の許可が必要(15usc15c(c))。	裁判所の承認が必要。	裁判所の承認が必要。	・代表原告による和解は裁判所の認可により効力を生ずる。 ・代表原告の訴えの取り下げの場合、構成員は4週間以内に当事者として参加して、個人の訴訟として続行することができる。	・オプト・アウト型クラス・アクションの和解は裁判所の認可を要する。 ・オプト・イン型は認可不要。 ・集団訴訟手続において原告が集団を代表して締結する和解は、判決によって確定されることにより、有効となる。

国名	アメリカ合衆国	カナダ(オンタリオ州)	オーストラリア	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン	
制度の名称(類型)	クラス・アクション(オプト・アウト型)	パレンスバトリー(オプト・アウト型)	クラス・アクション(オプト・アウト型)	代表手続・representative proceedings(オプト・アウト型)	クラス・アクション(併用型:原則オプト・イン型、例外としてのオプト・アウト型)	クラス・アクション(併用型)	集団訴訟手続(オプト・イン型)
分配方法	・当事者が管財人を選定し裁判所の承認を得て、管財人が賠償金の配分をする。 ・個々の構成員の損害額が認定されているときには小切手を送付 ・個々の損害が確定しない場合にもクレーム手続を行う。残余が生じた場合は、近似的配分をする例や、政府が取得する例がある。 ・クラス構成員の把握がきわめて困難であるか、配分することが費用対効果の面で非効率である場合には、近似的配分を行う例もあるが、連邦裁判所は否定的。	・分配方法は裁判所が裁量で定める(被告に一度州に入金させ、州あるいは業者に委託して分配することが多いが、被告に直接支払わせることもある。) ・被害者は配分額に不服があれば不足分を別個訴訟をすることが可能。 ・得られた金額が少額であったり、被害者の特定困難で配分が困難な事案では、裁判所は民事制裁金として州の一般会計に帰属させることもできる。近似的配分も行われている。	・判決で分配方法を指定し、被告による直接分配やその他の者による分配を命じる。 ・分配後残余が生じた場合、裁判所は、近似的配分が可能。支出した当事者に返却することも可能。 ・分配に要する費用は、判決の果実から支払うことを命ずるか、裁判所がその他適切な方法を定める。	・分配方法(争いがある場合の裁定方法や権利の証明方法を)は裁判所が定める。 ・裁判所が相手方に費用を負担させ、基金を設立させることができる。基金の残余は相手方に返還する。	・クラス・アクションの判決確定後、個々の構成員は、個別に支払いを求めることになるので、分配手続は存在しない。	・原告が勝訴した場合の損害賠償金の配分に関する特別の規定はない。	
不服申立て	手続に参加していない限り上訴できない。		・クラス構成員は、代表原告が上訴しない場合に、州最高裁判所に不服申立についてクラスを代表することの許可を求めることができる。 ・個別の請求についての決定について、クラス構成員は中間上訴裁判所に不服申立できる(3000ドル以下の認容額のものの上訴裁判所の許可が必要)。	・個別のクラス構成員の請求のみに関する争点については、その構成員と被告が上訴可能。 ・クラス代表が上訴しない場合、クラス構成員が上訴期間経過後21日以内にクラスを代表して上訴ができる。	代表原告、被告どちらも控訴しなかった場合、構成員による控訴ができる。この場合、控訴審は個別訴訟として行われる。	判決後離脱した場合には、離脱した構成員は個人訴訟における上訴の方法により行い、上訴期限は、集団の上訴期限の1ヵ月後、集団が上訴した場合はその後も可能である。	集団構成員は、集団のために上訴することができる。
通知の費用	・クラス認証の通知をし費用を負担するのは、原則としてクラス代表であるが、成功報酬制を採用している。 ・裁判所は、相手方当事者にその費用負担をさせることができる。	通知費用は被告が負担している例が多い。	・実費についても成功報酬制を採用している。 ・裁判所は通知費用を当事者間に配分することができる。	裁判所が定める。	裁判所が通知する場合は裁判所の負担。クラス代表者が通知する場合はクラス代表者の負担	告知の費用は全て国庫により賄われる。	
訴訟費用・弁護士報酬	・弁護士報酬は各自負担。 ・実費も含め完全成功報酬制によっている。 ・弁護士報酬の額は裁判所が定める。 ・クーポン和解の場合は、クーポン付与に起因する部分は償還されるクーポンを基準にする。	・分配費用、司法長官の弁護士報酬、訴訟費用も被告が負担している例が多い。 ・弁護士報酬は裁判所が定める。	・弁護士報酬は敗訴者負担(公益に係るテスト・ケース等で裁判所が制限することができるが、あまり機能していない。) ・弁護士報酬や実費を含め完全成功報酬制によっている。敗訴の場合の相手方の訴訟費用についても補償契約を行う。 ・クラスアクションの弁護士報酬契約は裁判所の承認を得なければ拘束力がない。 ・公的資金でクラス・アクションの費用を援助する制度があるが資金が十分でない。 ・クラス構成員は、自己の個別請求の決定以外の費用を負わない。	・弁護士報酬は成功報酬制によっている。 ・クラス代表が支出した費用(被告から回収できるものを除いたもの)について、賠償金から支払うことができる。	・代表原告及びオプト・インした構成員は訴訟費用の負担を命ぜられるが、構成員の負担は担保の額を上限とする。 ・オプト・アウト型は、オプト・アウトしなかった者も含めて、被告に対しても、代表原告に対しても、訴訟費用の負担を命じられることはない。	・クラス・アクションの費用は基本的にクラス代表者が負う。 ・裁判所は相手方に負担を命じることができる。 ・オプト・イン型クラス・アクションの場合は、裁判所がクラス構成員にオプト・インの条件として費用を分担させる場合もある。 ・クラス代表者は裁判所の決定により報酬を受けられる。	・集団構成員は訴訟当事者ではないため、一定の例外(被告が訴訟費用の負担義務を負うが、それを支払うことができないとき、集団構成員が過失又は懈怠によって発生させた訴訟費用)を除き、訴訟費用を負担しない。 ・原告と訴訟代理人との間の危険契約は、裁判所が認可した場合に限る。集団構成員に対して採用できる(危険契約は、事案の性質上、合理性が認められる場合にのみ認可される。)
執行	・クラス・アクションに特有な制度はない。 ・和解で解決することが多く、執行が必要になる事が少ない。					・クラス・アクションは原則として判決手続のみ。執行手続は個別が原則。 ・オプト・アウト型クラス・アクションの場合は、例外的にクラス代表者が執行まで担当できる場合もある。	
保全	・クラス・アクションに特有の制度はない。 ・完全成功報酬制であるため、保全が必要になるような事件を提訴することは通常見られない。						通常の民事訴訟と同じ規定が適用される。
時効	クラス構成員について時効の進行が停止し、手続から脱退すると時効が再度進行する。		構成員の権利の出訴期限も進行を停止する。	構成員の権利の期間制限は停止し、オプトアウトするか、手続についての決定(権利を否定しないものに限る)がない限り、進行しない。			
実績	・正確な統計はない。 ・95年から96年までの法律情報データベースには、1020件のクラス・アクションが登録されており、記事データベースには3243件が登録されている。証券関係、消費者関係、労働関係、不法行為、公民権訴訟などが多く行われている。	1980年から2004年までの州及びコロロニア特別区のパレンスバトリーは106件、同期間の州の行った反トラスト訴訟は1267件	・2008年2月までクラス認可の申し立てがあったのは224件、認可されたのは166件、89件が和解し、14件が判決に至っている。 ・米国のような濫用は少ないとされ、その要因として、陪審制がないこと、米国のような広範な懲罰賠償がないこと、敗訴者負担であるので慎重に事案を選ぶことなどが指摘されている。	92年から97年までの申立件数は30件。	2008年9月の時点で、提訴は1件(大銀行による小銀行の吸収合併につき、買取額を不満とする少数株主が適正な買取額との差額の支払を請求した事件。)	2009年3月時点で、提訴件数は不明であるが、FMG protected Masterinoteが販売した貯蓄型金融商品が、詐欺であるという請求がオスロ裁判所に係属している。700名がオプト・インして賠償総額は4100万クローネである。	・法施行後、約6年間で12件が提訴された(公的集団訴訟が11件、私的集団訴訟が1件。) ・公的集団訴訟としては、消費者オンブズマンが電力供給会社に対し、電力の供給を怠り消費者に被害を与えたとして、損害賠償を求めて訴えた事案がある。
その他	・州法上のクラスアクションも存在する。 ・被告クラス・アクションが可能。	・州法により消費者保護、反トラスト、証券取引等の分野に、パレンスバトリーが規定されている場合がある(消費者保護の分野ではあまり利用されていないとされる。) ・ハートスコットロディーノ法の制定経緯等について、直接購入者の賠償と間接購入者の賠償の双方を認めた場合の被告の二重払いの危険への配慮。 ・連邦のクラス・アクションでは被害者が特定できれば、個別通知を要するので、クラス・アクションの運営が困難になるのでそれに対処することができることが指摘される。 ・連邦司法長官は、反トラストの措置を執る場合に州司法長官がパレンスバトリーを起こしうるときには通知をする(15usc151(a))。 ・連邦司法長官は州司法長官を支援するため資料の提供をする(15usc151(b))。	被告クラスアクションが可能			・オプトイン型について、被告クラス・アクションが可能。 ・訴訟手続は通常の民事訴訟と同じ。	

(参考18)

国名	ブラジル	フランス	
制度の名称	クラス・アクション	グループ訴権	
根拠法	1985年公共的民事訴訟法 1990年消費者法(第81条以下において、集団的な権利救済手段について規定) なお、1988年連邦憲法において、国の消費者擁護義務及び集団的権利の擁護について規定されている。	2006年11月消費法典改正法案	
制度の概要	一定の公的機関又は私的団体が、「集団的権利」の保護のため、裁判所に訴えを提起することができ、その判決の効力は、個人が有する権利を侵害しない限りにおいて第三者にも及ぶというもの。なお、同種個別的権利に関し、個人は、事業者の有責性及び抽象的な金銭支払義務の存在が確認された判決に基づき、個別に強制執行を申立てることによって損害額を確定し、被害の回復を図ることができる。	・第一段階として、裁判所は、訴えを提起された事業者に責任があると判断すると、責任についての確認的判決(この判決の効力は、被害者本人には及んでいない。第二段階での手続に参加した段階ではじめてこの消費者は当事者としての地位を得ることとなり、そこで第一の判決の既判力を援用することができる。)を下し、この判決において、有責判決を受けた行為に関係する全ての消費者に、この判決を知らせる方法を示し、消費者に意思を表明する期間を与える。 この判決は「混合判決」であり、独立の上訴が可能。 ・第二段階として、各消費者は、問題となっている事業者に対して損害賠償請求書を送付する(実際に被った損害を示す証拠書類を添付しなければならない。)。弁護士による代理は義務付けられていない。	
制度趣旨	・違法または不当な行為に対する抑止力 ・司法アクセスまたはその他の方法によっては実現不可能な請求につき、補償を受ける道をもたす。		
主体	公的機関	・司法長官事務所、連邦政府、州、地方自治体、連邦直轄区、行政機関	
	私的団体	・設立目的が法で保護された利益及び権利の保護を含む法人(行政による事前の認可等は不要。)	
請求の対象(典型的な事例)	・集団的権利(拡散的権利、集合的権利、同種個別的権利の三種類に分けられる。) ・拡散的権利:特定の事案の事実状況のみによって結びついた、事前に無関係の不特定の人々の集団に属する、超個人的かつ不可分の権利。例えば、大気や河川の清浄性、広告の真実性、製品の安全性など。 ・集合的権利:超個人的かつ不可分の権利であって、グループのメンバー相互、あるいは相手方当事者との間に、法律関係による連結がある特定の人々に帰属する権利。例えば、銀行、クレジットカード会社、学校などが、過度の又は違法な手数料を顧客に請求する場合や、健康保険会社がある病気の治療に対する保険金支払いを拒否する場合など。 ・同種個別的権利:可分な個別的権利であるが、共通の発生原因を有する権利。例えば、詐欺的広告により消費者が損害を被った場合の損害賠償請求権や、健康保険会社の違法な支払拒否により各顧客が被った損害の損害賠償請求権など。 ・拡散的権利、集合的権利について、差止め、原状回復、特定履行、包括的損害賠償等を請求することができ、同種個別的権利について、金銭請求の責任の確認を請求することができる。	・同一の事業者による契約上の義務の全部又は部分的な違反に起因して消費者が被った物的な損害及び利益侵害の回復(消費者が個別に被った人身損害は除かれる。)。対象となる請求権の金額について、デクレで定める一定の上限(2000ユーロに設定される予定であった。)を超えないことが必要。	
請求の内容	・拡散的権利、集合的権利:差止め、原状回復、特定履行、クラスとしての包括的損害賠償等を求めることができる。 ・同種個別的権利:被告の責任の確認。ただし、1年以内に個別訴訟を提起しない場合には、クラス代表者がクラス全体の損害額を立証し、判決を執行することができる。	・事業者の消費者に対する責任の原因の確認。	
手続保障	判決効	・拡散的権利、集合的権利:有利にも不利にも集団に判決の効力が及ぶ。ただし、証拠不十分のために理由がないと認定された場合には既判力の効力は及ばない。 ・同種個別的権利:裁判所の判決が集団の利益に反する場合、原則として、集団の構成員の個別的権利には影響を及ぼさないが、有利な場合には集団の構成員が利益を受ける。	・第一段階の判決の効力は、個々の被害者には及ばない。 ・個々の被害者は、第二段階での手続に参加した段階で当事者としての地位を得ることとなり、そこで第一段階の判決(事業者の責任を認める確認的(宣言的)判決)に基づき、具体的な賠償額について履行強制を命じる判決を求めることができる。
	通知・公告	・拡散的権利、集合的権利:通知・公告の義務がない。 ・同種個別的権利:新聞への広告(1回のみ。)	
	離脱	・離脱は認められていない。	
他の訴訟との関係、参加等	個別訴訟との関係	・個別訴訟が優先するが、当該個別訴訟において、被告から原告に対し、クラス・アクションの存在を通知した場合、原告は、30日以内に訴訟を継続するか中止するかを決めなければならない。継続することとした場合、その原告は、クラス・アクション判決による利益を受けられない。	・個々の消費者は、事業者を相手に別の手続で損害の回復を図ることもできる。
	他の集団訴訟との関係	・特段の規定はおかれておらず、一般的ルールにより後訴は却下される。	
	訴訟手続への参加	・同種個別的権利についてのみ、クラス構成員は代表者を補助する目的で参加できる。 ・当事者適格を有する機関や団体は、同種個別的権利以外の場合も含め、手続に参加し原告を補助する権利がある。	・第一段階の確認判決の後、消費者が訴訟に参加する。
損害賠償額の認定	・拡散的権利、集合的権利について包括的損害賠償を求めることができる。 ・同種個別的権利については、有責性及び抽象的な金銭支払義務の有無を判断し有責給付判決をなす。 有責給付判決:ブラジルの民事訴訟一般で認められており、判決で被告の有責性及び抽象的な金銭支払義務の有無のみ判断し、強制執行段階で具体的な損害額を審理し確定させることができる。	・第二段階で個別に認定する。 ・裁判所は、消費者が提出した証拠書類のみを根拠として各消費者の損害額を認定する。	
和解	・特別の規定はないが、ブラジル民事訴訟法上、裁判官の認可を要する(権利放棄や譲歩になるような和解はできず、履行方法に関してのみ和解がなし得る模様。)		
不服申立て			
訴訟費用の負担、弁護士の成功報酬の有無等	・弁護士費用敗訴者負担制度であるが、消費者法による訴訟については、各自負担。 ・消費者法による訴訟については訴訟費用の予納の必要がない。	・第一段階で事業者が責任があると判断した判決を消費者に知らせるために要する費用は、事業者が負担。	
執行	・クラス構成員が、有責給付判決の強制執行を申立て、執行手続において損害額を審理する。 ・拡散的権利、集合的権利の包括的損害賠償及び同種個別的権利についてクラス代表が執行した分については、特別基金に組み入れられる。 ・1年以内にクラスメンバーが個別訴訟を提起しない場合には、クラス代表者がクラス全体の損害額を立証し、クラス判決を執行できる。	裁判所は、第一段階で事業者の責任を認める判決をする場合は、消費者が当該判決を知り得るようにするため、あらゆる適切な方法による周知を命ずる。 個々の消費者は、第一段階で事業者の責任を認める判決に基づき、当該判決で定められた期間内に、当該事業者に対し、被害に相当する賠償を請求することができる。 事業者は、当該期間内に、消費者に賠償の申入れをするか、賠償拒絶の理由を示さなければならない。 事業者の賠償の申入れを拒否するか、期間内に何らの賠償の申入れも受けなかった消費者は、当該裁判所に請求書を送付する。 裁判所は、期間内に事業者から何ら賠償の申入れがない場合、又は事業者から申し入れられた賠償が明らかに不十分である場合には、割り当てられた賠償額の50%に等しい額を付加した金額を消費者に支払うよう命ずることができる。	
実績	・サンパウロ州で2007年に提起された公共的民事訴訟は約1000件であった模様。		
その他	・司法長官が監督者として手続参加の呼び出しを受ける。 ・被告クラス・アクションの規定はない。 ・各訴訟提起主体間の協同が図られている模様。	・第二段階において、弁護士の代理は義務的ではない。	

(参考19)

国名		アメリカ					
制度の名称		FTC	SEC	州執行訴訟			
根拠法	FTC インジャンクション 連邦取引委員会法5条、13条(b)項	排除命令 連邦取引委員会法5(a)条、5(b)条	civil money penalty 連邦取引委員会法5(a)条、5(c)条(m)項(1)	インジャンクション 1933年証券法20条b項 1934年証券取引法21条d項 投資会社法42条d項 投資顧問法209条	排除命令 1933年証券法8A条 1934年証券取引法21C条 投資会社法9条 投資顧問法203条	civil money penalty 民事手続の場合 1933年証券法20条d項(2) 1934年証券取引法21条d項(3)、21A条 行政手続の場合 1934年証券取引法21B条	州の消費者保護法
制度趣旨又は法的性質	違反行為(現在)の中止、違反行為(将来)の予防・防止(その一環として被害者救済を含む。)	違反行為(現在)の中止と、違反行為(将来)の予防防止	違反行為(将来)の予防・抑止	当該違法行為による被害の阻止または将来の被害の発生を防止 ・付随的救済は、犯した各々の違法行為に応じてふさわしい実態的な救済手段	違法行為の排除と将来の違法行為の阻止 ・証券市場のエンフォースメント強化	インサイダー取引の民事的制裁が利益の吐出しにとどまらば、違反者が発覚したときに利益を放棄すれば免責されることになり、インサイダー取引は「やり得」になってしまうことから、抑止効果として定めた。	被害者が受けた被害を回復し連元すること
主体	連邦取引委員会(FTC)の提訴による裁判所の判決(仮の救済を含む)	連邦取引委員会(FTC)による行政命令	連邦取引委員会(FTC)の提訴による裁判所の判決	証券取引委員会(SEC)	証券取引委員会(SEC)	証券取引委員会(SEC)	州司法長官
対象行為	不正もしくは欺瞞的な行動・慣行(法5(a)条)その他の消費者保護法の規定、法5(a)条については次のような裁判事例がある。 ・虚偽広告 上記広告は、ラベル以外の広告で食品、医薬品、医療器具、化粧品、マーガリンに関するものあって、重要な点において誤解を生ぜしめるもの。 ・連邦取引委員会法規則違反 例えば、高圧的な販売方法、重要な事実の不開示、不実証広告、濫用的な電話勧誘	不正もしくは欺瞞的な行動・慣行 価格差別 ・フェンシング・イン(違反認定されていないが、関連行為もあわせて禁止できる)	取引規則規則の故意違反	連邦証券規則違反全般 連邦地裁に対して違反行為の差止めを求める。その付随的救済(Ancillary Relief)として、利益吐出しがある。	連邦証券法またはそれに基づくSEC規則の違反全般	民事手続による場合 連邦証券規則違反全般 ・全ての者に証拠可能 ・インサイダー取引等の不正取引行為・開示書類の虚偽記載に対して行う場合が多い。 連邦地裁に訴えを提起 行政手続による場合 連邦証券法・規制違反全般 ・規制業者のみ証拠可能 ・技術的な違反行為が中心 行政審判官(Administrative Law Judge)によって執行される。	・欺瞞的取引 ・自動車修理、電話販売、情報保護、略奪的融資、ID窃盗、ピラミッドスキーム、ヘルスクラブ等特定の産業や販売方法について規定あり。
要件	・違反している、もしくは、違反しようとしていることを信ずるに足る理由を有していること ・差止め命令を出すことが公益に合致していること ・FTCが裁判所に対して適切な立証をすること ・disgorgementの要件 違反が明らかである場合 違反による収益や被害について合理的な算定方法がある場合 私訴が何らかの理由で十分に機能していない場合(時効が成立している、少額ゆえ個人が自ら訴えを提起することが期待できない場合など)	法5(a)違反	欺瞞的慣行、に関するFTC規則に故意に反したこと	・インジャンクションは制定法によってSECに認められた権限であり、その権限を制約する要件は制定法に定められていない。 ・将来の違反については、判例法上、その蓋然性が高い場合に認められる。【証券法8A(c)(1)取引法21C条(c)(1)等】 行政審判官は、違反の反復可能性、違反の重大性を考慮しなければならない(判例)。 ただし、違反の反復可能性の程度は、裁判所の命じたインジャンクションの場合より低くてもよい(判例)。	暫定的排除命令は、資産の散逸、投資者に対する重大な利益侵害、または公益に対する重大な被害が違反から生じる蓋然性が高い場合に認められる。【証券法8A(c)(1)取引法21C条(c)(1)等】 行政審判官は、違反の反復可能性、違反の重大性を考慮しなければならない(判例)。 ただし、違反の反復可能性の程度は、裁判所の命じたインジャンクションの場合より低くてもよい(判例)。		
効果	命令内容 禁止・不法な行為の結果を除去するための行為 disgorgement (加害者が独自に得た利得の引渡し) restitution (加害者から取得した財産を返還する) その他 資産凍結命令 財産管理人の選任		(将来的な予防・抑止)			(サーベンス・オクスリー法308条)	
金額の算定	基本的には総収入全体を計算し、経費支払前の総収入を算定基準とする。(その上で損害額を算定するかについては、海外調査を行う予定)		裁判所は、違反者の故意の程度、違反歴、支払能力、事業継続への影響を考慮する。	disgorgementの額については、裁判所の裁量によって計算する。	SECは、当該違法行為と因果関係のある利益の合理的な概算額を示せばよい、被告側が当該金額の減額に関する立証責任を負う。 disgorgementに關し、被告が不正に得たと想定される利益よりも多額の金額を命じることが認められる。	第一段階(通常の違反行為) 自然人\$6,500、法人\$65,000、または、当該違反行為によって被害の得た不当利得の額のいずれか大きい額。【33年法第20条d項・34年法第21B条b項】 第二段階(違反行為に、詐欺、欺罔、操縦、または、悪意若しくは重過失による規制要件の無視があった場合) 自然人\$65,000、法人\$325,000、または、当該違反行為によって被害の得た不当利得の額のいずれか大きい額。【同上】 第三段階(違反行為に、詐欺、欺罔、操縦、または、悪意若しくは重過失による規制要件の無視があり、かつ、当該違反行為の結果、直接又は間接に、他の者に重大な損害又はそのかなりの危険を生じさせた場合) 自然人\$130,000、法人\$650,000、または、当該違反行為によって被害の得た不当利得の額のいずれか大きい額。【同上】 インサイダー取引に関しては違反行為により得られた利益または回避された損害の額の3倍を超えない範囲で裁判所が定める。	
管轄	連邦地方裁判所(FTCが提訴する先)	FTC、司法審査が提起されると、連邦高裁。	連邦地方裁判所(FTCが提訴する先)	管轄の合衆国地方裁判所、コロンビア特別区の合衆国地方裁判所、領域もしくは合衆国の管轄に属するその他の地区の裁判所【34年法21条d項】		連邦地方裁判所【33年法21A条】	
手続上の特徴	個別訴訟・他の集団訴訟との関係 不服申立て	個別訴訟、クラス・アクションと併合可能					州執行訴訟が提起されたことにより、クラス・アクションが行えなくなるわけではないが、被害者が州執行訴訟により賠償を受けた場合、二重に請求することはできない。
証拠収集	FTC法5条違反、クレイトン法違反事件の調査権限として、民事調査権(CID)を執行する権限が付与されている【FTC法20条】。 民事調査請求としては、文書提出命令、証人への証言命令、質問への文書回復命令等がある。	FTCは特定事件に対して審査を開始するときには、職員の中から審査官を指定し、当該審査官に審査を行わせる。FTC法9条の個別審査権に基づき文書提出命令、証人喚問命令による強制調査を行う。 (行政命令によって収集した証拠がインジャンクションにおいて利用できるか否)		違法行為に関与したか否かがあると思料する際には、非公式調査を行うことができる。 ・非公式調査による違法行為についての十分な証拠があった場合には、非公開の委員会で議論を行い、必要と認められれば、公式調査の許可を開始することになり、調査対象となる人や書類に対し、召喚状(サーベナ)を発する権限がSECに与えられる。			州法によりCIDやサーベナが規定されており、提訴以前に、資料の提出や証言を要求できる。CIDとサーベナの区別は州により異なる。 訴訟においてディスクバリーを行うこともできる。
和解・取下げ	可能であり、よく行われている。	相手方と排除措置について合意し、同意命令により排除措置を採ることを命じて事件を終了させる。	和解につき、その理由の公表を併い、かつ裁判所によって承認される場合は、FTCは和解することができる。【FTC法9条m項(3)】	非公式調査後にいかなる法執行を行うかを決定する過程で、SECのスタッフは裁量により嫌疑者に対し、Well submissionと呼ばれる上申書を提出させる機会を与え、この上申書に基づいて和解を勧誘する。 和解により決着する場合、嫌疑者は違法行為を否定も肯定もせず、SECが要求する命令については同意する、という内容で事件を決着する。			
分配	方法 disgorgement fundをつくり、裁判所がラステイーを任命、分配 分配後余剰金が生じた場合は、すべて国庫に帰属 分配に関する通知			裁判所主導でdisgorgement fundの管理や配分プランに関する聴聞、承認が行われる。また、裁判所の指定した財産管理人が不当利益の回収や配分の任にあたる場合もある。		サーベンス・オクスリー法308条(Fair Fund規定)により、disgorgement fundにcivil penaltyが組み込まれ被害者に分配される。	個々の被害者からの申し出に応じ被害額を確定し分配する。州に被害額が組み込まれ被害者に委託する場合がある。
保全	資産凍結命令			SECは発行者またはその役員が連邦取引規則違反に関与している場合に、発行者から役員職員に対する高額の金銭支払いを一時的に差止めるインジャンクションを下すよう求めることができる。【34年法21C条(1)項】	排除命令やサーベナの手続きが実施されている場合、SECは業者の資産凍結を命じる権限を与えられている。【証券法8A(c)(1)、取引法21C条(c)(1)等】 SECは、発行者またはその役員が連邦取引規則違反に関与している場合に、発行者から役員職員に対する高額の金銭支払いを一時的に差止めるインジャンクションを下すよう求めることができる。【34年法21C条(1)項】		
その他		インジャンクションと排除命令は適宜使い分ける。例えば急を要する場合はインジャンクション、新規判断基準を作成するときは、排除命令を選ぶなど。(pending)	インジャンクションに伴うdisgorgementとの調整規定はない。 刑事罰との調整規定はない。	違反の際は、法廷侮辱が適用される。 Disgorgementに關し、被告が不正に得たと想定される利益よりも多額の金額を命じることが認められる。 SECのHPにあるInvestor Claims Fundsには、SECの法執行案件の中で財産管理人などが指名された案件が掲載(財産管理人のHPにもリンクしている。)されており、被害者にとって有益な情報提供の場となっている。	発行者の役員・取締役として勤務することを禁止する排除命令【証券法8A(c)(1)、取引法21C条(c)(1)、サーベンス・オクスリー法による】 排除命令の対象者が排除命令に違反した場合、SECは民事制裁金の賦課を裁判所に求めることができる。【証券法20条(c)、取引法21条(c)(3)】	インサイダー取引規制違反の場合は、不当利得の3倍(監督責任については\$1275,000又は不当利得の3倍のいずれか大きい額)までの制裁金を課することができる。 SECは、当該違反行為と因果関係のある利益の合理的な概算額を示せばよい。後は、被告側が当該金額の減額に関する立証責任を負う。 Disgorgementに關し、被告が不正に得たと想定される利益よりも多額の金額を命じることが認められる。 行政法判事(administrative law judge)調査等により何らかの違法行為が認められるとき、調査担当者が検察官に、被調査対象者またはその代理人が被告に、行政審判官が裁判官に相当する擬似裁判手続を行う。	

(参考19)		ドイツ	
制度の名称		利益はく奪請求制度(不正競争防止法)	
根拠法		不正競争防止法10条	
制度趣旨又は法的性質		不正競争行為による損害が軽微な場合、不利益を受けた者は、損害賠償請求権の履行に要する費用・負担が損害と釣り合わないために、通常、権利行使を思い止まる。そのため、違反者が差止めの仮処分発令までに獲得した利益をそのまま保持しうる場合が考えられ、このような権利保護の欠如を埋めるべく、利益はく奪請求の制度が導入された。 *その位置づけは、損害賠償請求でも不当利益返還請求でもない独自の実体法上の民事法上の請求権と位置づけられる。	
主体		営業・自営業上の利益促進団体 一定の要件を充足する消費者団体 商工会議所又は手工業会議所	
対象行為		不正競争防止法第3条又は第7条に故意に違反する行為 *例えば、消費者の自由決定を侵害するような行為、消費者の無経験・軽率・不安または強制状態を利用するような行為、消費者の誤認を惹起する誤認広告、受け手が広告を望まないのを知りながら広告をなす行為、消費者の同意なしに電話広告をする行為、受け手の同意なしに、自動電話機、ファックスまたは電子メールを用いた広告をする行為等。	
要件		不正競争防止法第3条又は第7条に故意に違反し、これにより多数の購買者の負担で利益を得ていること。 故意に違反した者のみに利益はく奪請求をなし得るとされているのは、仮に過失により違反した者も利益はく奪を受けることと、競争法上の過法と不法の境界領域で活動する事業者は、利益を喪失することを覚悟しなければならぬこと、そうした訴訟リスクにかんがみると経済活動に対する負担が不当に大きくなるから。 *多数とは、不特定多数を意味するものではなく、一定の拡散性が認められれば足りる。 *購入者の負担、の要件により、違反行為者の利益が購入者側の財産上の不利益の代わりに直接生じたことが必要とされるが、侵害者利益に相応しい購入者の経済的に悪化した地位で十分とされる。	
効果	命令内容	禁止・不法な行為の結果を除去するための行為	
		disgorgement (加害者が独自に得た利得の引渡し) restitution (加害者から取得した財産を返還する) その他	
金額の算定		利益は、債務者が故意ある第3条又は第7条違反に基づいて第三者又は国家に行った給付が算入されなければならない。 *はく奪される利益の額は、故意ある競争法違反により購買者の負担で獲得された利益を基準にするが、この利益は、売上金額から、提供された給付の生産費用、経営費用、場合によっては生じる経営費用を控除した額から算定される(この取扱については、ドイツ刑法上の没収規定が、利潤のみを(奪の対象とする純益主義から収入の全体を(奪の対象とする総体主義に転換したこととの関係で問題があるといわれている。)) *利益の額に争いがあるときは、民法法(ZPO)287条(損害額の算定)の規定が適用される。	
管轄		管轄の地方裁判所	
手続上の特徴	個別訴訟・他の集団訴訟との関係	その他の項を参照	
	不服申立て	管轄の高等裁判所	
証拠収集		信義則上認められる民事実体法上の情報請求権(民法BGB242条)により利益の額の算定のための資料の提出を請求することが可能	
和解・取下げ		和解の場合には国に対する費用償還請求は認められない。	
分配	方法	利益は国庫に帰属させる。 これに関し、改正理由書によれば、仮に請求権者(消費者団体等)に利益がどまるとすると、事件と無関係な取立目的の動機から利益はく奪請求権が主張される危険があることに求められる、という(利益はく奪請求をする消費者団体の活動が、一部、公的資金によって財政支援されていることも根拠として挙げられている。))	
	分配に関する通知		
保全		仮処分による申立て	
その他		*多数の債権者が利益はく奪を請求する場合、民法第428条から430条までの規定(連帯債権関係に関する定め)が準用される。 *利益はく奪請求権と損害賠償請求権及び罰金との調整規定が設けられている(違反行為者が既に罰金や損害賠償請求権などの履行により利益を支払っている場合は、既に支払った給付額は利益の算定において考慮される。利益はく奪請求権に係る利益の支払の後に損害賠償請求権の履行や罰金の支払を行った場合は、損害賠償請求や罰金に係る給付額について国庫から違反行為者に返還される。)	
		カルテル法	営業・自営業上の利益促進団体 消費者団体には請求権がない。
		カルテル法の規定、ヨーロッパ共同体設立条約第81条若しくは第82条の規定、又はカルテル法の処分に故意をもって違反する行為	故意によりカルテル法の規定、ヨーロッパ共同体設立条約第81条若しくは第82条の規定、又はカルテル法の処分に違反し、それによって経済的利益を得たこと。
		カルテル法は、経済的利益のはく奪を命じ、事業者に相当する金額の支払を課することができる。	カルテル法が経済的利益のはく奪を命じない限り、当該経済的利益の国庫への引渡しを請求することができる。 国に対する費用償還請求は利益はく奪請求により国庫に納められた経済的利益の額を限度として認められている。
		カルテル法の裁量による評価が行われる。利益は、金銭上生じた利益に限らず、例えば、違反行為者の市場における地位が競争者の排除又は抑圧により向上したことといったその他の経済的利益を含むもの。	経済的利益は、金銭的利益のみならず、例えば、違反行為者の市場における地位が競争者の排除又は抑圧により向上したことも含む。 *利益の額に争いがあるときは、ZPO287条の規定が適用される。
		管轄のカルテル法(競争制限防止法GWB48条)州をまたく事業は連邦カルテル法、それ以外は各州法により管轄権を有する各州のカルテル法。	管轄の地方裁判所
		その他の項及びカルテル法34条のaの効果(命令内容)における「その他」の項を参照。	その他の項を参照。
		管轄の高等裁判所	管轄の高等裁判所
		通常のカルテル法の行政法上の処分の場合と同様の調査権限による情報請求等が可能	不正競争防止法上の利益はく奪請求の場合と同様。
			和解の場合には国に対する費用償還請求は認められない。
		利益は国庫に帰属させる。	利益は国庫に帰属させる。
		カルテル法の緊急命令	仮処分による申立て
		損害賠償請求、過料又は没収(秩序違反法29条a)により利益はく奪された限り、利益はく奪されない。カルテル法の利益はく奪の後に損害賠償請求、過料又は没収の支払いをした場合には、損害賠償請求、過料、没収に係る給付額について国庫から違反行為者に返還される。	多数の債権者が利益はく奪を請求する場合、民法第428条から430条までの規定(連帯債権関係に関する定め)が準用される。カルテル法の利益はく奪請求と同様に、損害賠償請求、過料、没収の調整規定がある(カルテル法の利益はく奪請求の「その他」の項を参照)。この調整は強制執行(ZPO767条)において行われる。費用償還請求との関係で利益はく奪請求権者は連邦カルテル法に利益はく奪請求について通知しなければならないとされる。

(参考20)

クラス・アクションの要件（連邦民事訴訟規則）

共通要件 (23条(a))

- 多数性** クラスが多数ですべての構成員を併合することが実際には困難であること
- 共通性** クラスに共通する法律上若しくは事実上の問題があること
- 典型性** 代表当事者の請求若しくは防御がクラスの請求若しくは防御の典型をなすものであること
- 適切性** 代表となった当事者がクラスの利益を公正かつ適切に主張することができること

- (b)(1) クラスの個々の構成員により若しくはそれに対して個別に訴えを提起することが次のような危険を生じる場合
- (A) クラスの個々の構成員との関係で裁判の不一致若しくは相違が、相手方当事者に矛盾した行動を命じることとなる場合
 - (B) クラスの個々の構成員との関係で裁判が、実際には、他の構成員で裁判の当事者でない者の利益の処分となり若しくは、その者の利益の主張を実質的に害し又は妨げることになる場合

e g 保険金や信託財産など被告から複数の原告に対して支払われる総額に上限がある場合

- (b)(2) クラスの相手方当事者がそのクラスの全体に関わる理由から、ある作為をなし若しくはそれをなすことを拒んでいるために、クラス全体との関係で最終的な差止めによる救済、又はクラス全体に対応した宣言による救済が適切とされる場合

e g 公立学校の人種別学が合衆国憲法に反するとしてその解消を求める場合

- (b)(3) 裁判所がクラスの構成員に共通する法律又は事実に関する問題が各構成員個人にのみ関わる問題に優越すると認め(支配性)、かつクラス・アクションが紛争の公正で効果的な裁判のための他の方法より優れている(優位性)と認めた場合。

以下にあげる事項を考慮

- (A) クラスの個別構成員が別々の訴訟で個別的に請求及び防御をなすことに関して有する利益
- (B) その紛争に関してクラスの個別の構成員がすでに開始し又はそのものに対して開始された訴訟の範囲と性質
- (C) クラス・アクションの管理に際して予想される困難

3つの
類型

そもそも連邦裁判所の管轄事件である必要あり。

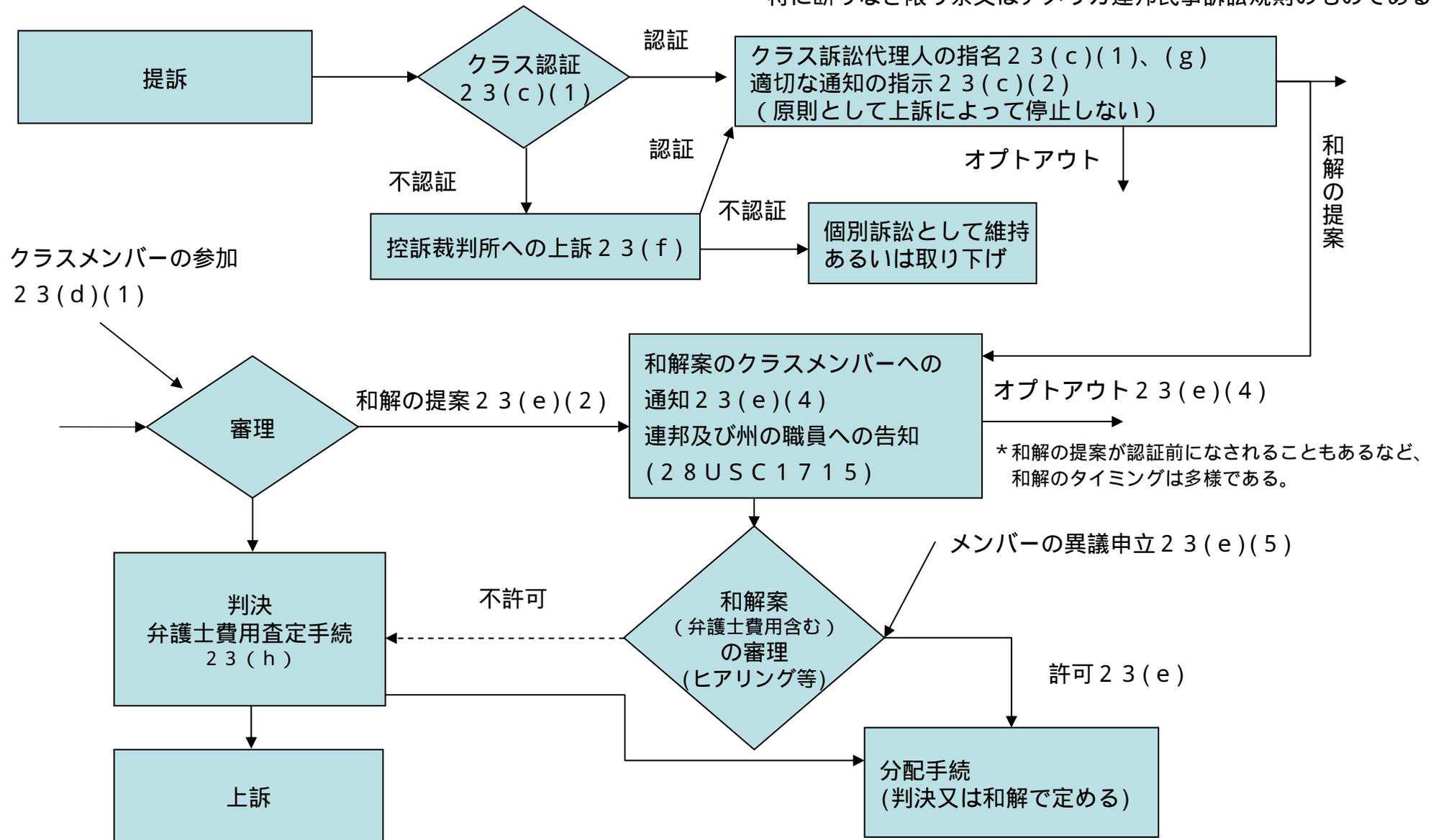
- 連邦問題である場合(28 USC 1331)
- 完全州籍相違(28 USC 1332(a))による場合
 - クラス代表者が相手方と州籍が異なっておればよく、クラス構成員の中に州籍が同じものがあっても良い。
 - クラスの合算でなく、クラス代表者の請求が7万5000ドルを超えている必要がある。(ただし、付加的管轄法理により、クラス代表者が75000ドルを超えていれば、クラス構成員は7万5000ドルに満たなくても良い。)
- 最小限州籍相違(28 USC 1332(d))による場合
 - クラスアクション公正法で追加された規定
 - 100人以上の原告クラス構成員と被告との間に最小限の州籍相違があり、
 - 全クラス構成員の請求額を合算して500万ドルを超えている場合(ただし例外あり)

参考：浅香吉幹『アメリカ民事手続法』p35以下

規則の翻訳は渡辺惺之ほか編集『アメリカ連邦民事訴訟規則』による

クラス・アクションの手続の流れ

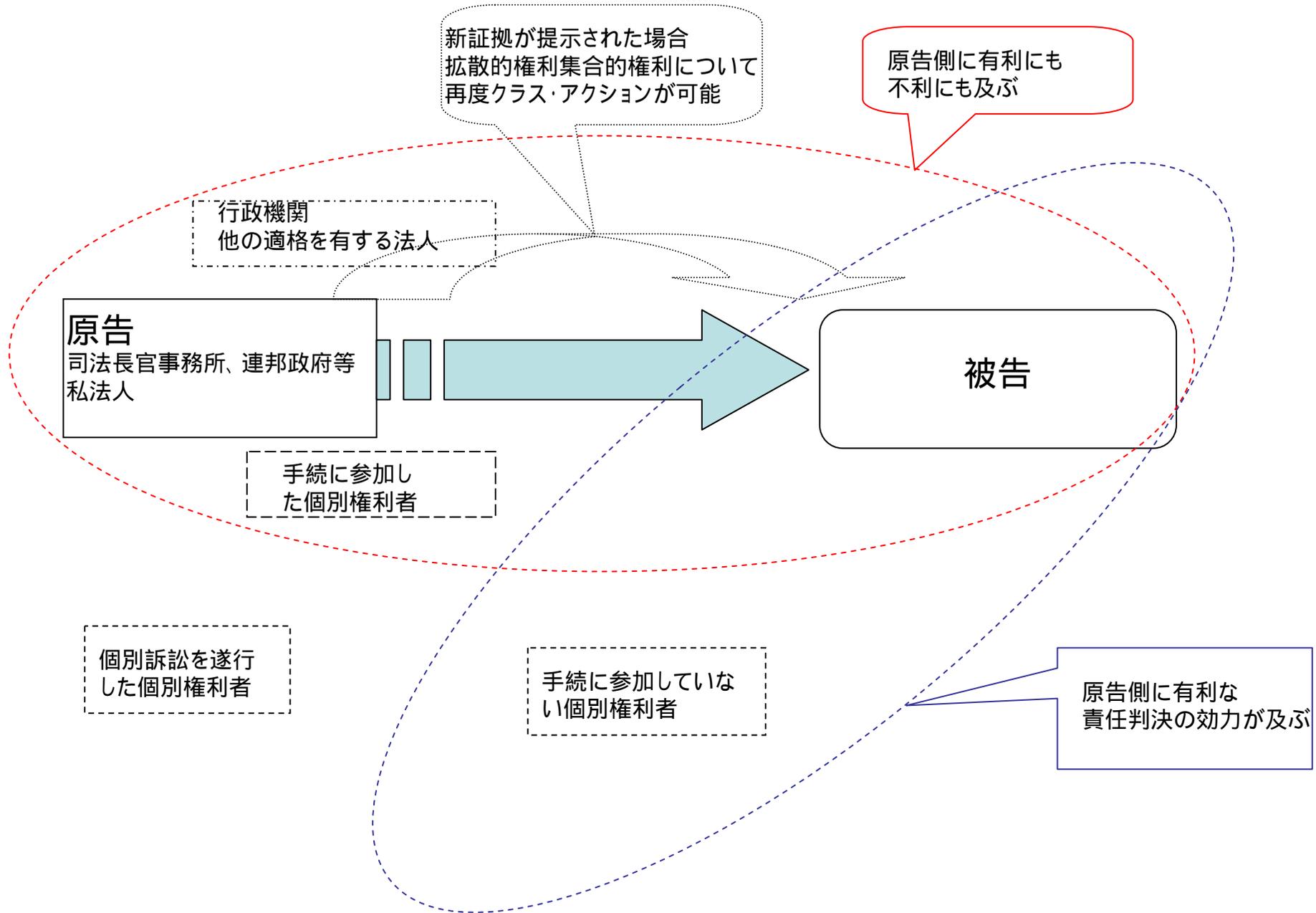
* 特に断りなき限り条文はアメリカ連邦民事訴訟規則のものである



参考：メアリー・K・ケイン著石田裕敏訳『アメリカ民事訴訟手続』
藤本利一「米国クラス・アクションの現状とその問題点」関西社会経済研究所資料05-03所収

(参考21)

ブラジルのクラス・アクションの判決の効力(イメージ)



(参考22)

フランスの「グループ訴権」(2006年11月法案)について

- ・主体; 全国レベルで認可された消費者団体(濫用の防止)
- ・対象; 同一の事業者による契約上の義務の違反に起因して消費者が被った物的損害又は用益侵害に基づく損害(人身損害は除く。)

